

武蔵野市
一般廃棄物処理基本計画
【令和5年度～令和14年度】
(2023 ～ 2032)

令和5年3月

武蔵野市

武蔵野市一般廃棄物処理基本計画

この計画には、以下の計画が包含されています。

- **ごみ処理基本計画**

(20 ページ～39 ページ)

- **生活排水処理基本計画**

(40 ページ～41 ページ)

- **食品ロス削減推進計画**

(42 ページ～46 ページ)

- **災害廃棄物処理計画**

(47 ページ～55 ページ)

- **一般廃棄物処理施設等施設整備計画**

(56 ページ～63 ページ)

目 次

第1編 武蔵野市一般廃棄物処理基本計画

第1部 総論	1
第1章 計画策定の趣旨	1
1-1 計画の背景と目的	1
1-2 計画の位置づけ	2
1-3 計画期間	3
1-4 対象範囲	3
1-5 これまでの成果（前基本計画の実績の概要）	4
1-6 家庭ごみの組成	13
1-7 人口の推移	15
1-8 課題の整理	17
第2章 計画の推進	19
2-1 計画の推進	19
第2部 ごみ処理基本計画	20
第1章 基本理念	20
第2章 基本方針	20
第3章 計画の目標	22
3-1 ごみ排出量の将来推計	22
3-2 計画目標	24
3-3 計画目標を達成した場合のごみ排出量将来推計	27
第4章 今後求められる取組	29
4-1 計画の体系	29
4-2 施策の展開	30
第3部 生活排水処理基本計画	40
第1章 生活排水処理の現状	40
第2章 今後の取組	41

第2編 武蔵野市食品ロス削減推進計画

第1章 計画の背景と目的	42
第2章 計画の位置づけ	43
第3章 計画の期間	43
第4章 市の現状と課題	43
第5章 計画目標	44
第6章 目標達成に向けた取組	44
第7章 各主体の行動指針と具体的行動	45

第3編 武蔵野市災害廃棄物処理計画

第1章 総論	47
1-1 目的	47
1-2 計画の位置づけ	47
1-3 処理主体	48
1-4 計画の対象	48
1-5 災害廃棄物対策の基本的な考え方	50
第2章 災害廃棄物対策	52
2-1 平時の備え（体制整備等）	52
2-2 各フェーズでの対応	53
2-3 災害廃棄物処理支援	54
第3章 処理計画の継続見直し、対策訓練	55
3-1 処理計画の見直し	55
3-2 処理計画に基づく訓練	55

第4編 武蔵野市一般廃棄物処理施設等施設整備計画

第1章 基本的な事項	56
第2章 個別施設の状況等	58
2-1 武蔵野クリーンセンター	58
2-2 むさしのエコreゾート	59
2-3 公衆トイレ	60
第3章 対策内容と実施時期	63

資料編

資料1 用語集	65
資料2 廃棄物を取り巻く現状	72
資料3 ごみ処理基本計画	88
資料4 ごみ組成分析	92
資料5 生活排水処理基本計画	99
資料6 食品ロス削減推進計画	101
資料7 市民会議委員及び活動内容	105
資料8 パブリックコメント	107

本文中で初出時に「*」印の表記がある語句は、「資料1 用語集」で説明があります。

第1編 武蔵野市一般廃棄物処理基本計画

第1部 総論

第1章 計画策定の趣旨

1-1 計画策定の背景と目的

本市では、家庭ごみ・資源物の市民一人1日当たり排出量を、多摩地域の当時の平均値であった700gまで減らすことを目的として、平成18年11月に「武蔵野ごみチャレンジ700グラム」を宣言し、市民・市民団体、事業者、行政が連携してごみ減量に取り組んできました。その結果、平成21年度にごみ排出量原単位700gは達成されましたが、依然として多摩地域の当時の平均値を上回る状況でした。そこで、平成22年5月に「セカンドステージ！武蔵野ごみチャレンジ600グラム」をあらためて宣言しました。その後も平成27年3月、令和元年7月に一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、「環境負荷の少ない省エネルギー・省資源型の持続可能な都市を目指す」という基本理念のもと、ごみの減量・資源化の取組を進めてきました。

しかし、令和元年7月の基本計画策定以後、社会経済状況は大きく変化しています。

令和2年3月には「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が示され、市町村は、この基本方針と都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえ、「食品ロス削減推進計画」を定めるよう努めなければならないとされています。

また、プラスチックに関しては「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4年4月からスタートし、2030年までに容器包装の6割をリユース*・リサイクル*する、2035年までに使用済プラスチックを100%有効利用するといったマイルストーンを掲げ、取組を進めることが求められています。

さらに、令和2年1月以降、感染拡大と縮小を繰り返している新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は粗大ごみを中心に家庭ごみが増加し、事業系ごみが大きく減少しました。この影響は、行動制限が緩和された令和3年度以降も残っている状況です。

本基本計画では、前基本計画に引き続き、SDGs*の達成に貢献できる施策を展開する必要があります。「ごみゼロを目指す」ことは、単に「12. つくる責任つかう責任」にとどまらず、「7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、「11. 住み続けられるまちづくりを」、「13. 気候変動に具体的な対策を」、「14. 海の豊かさを守ろう」、「17. パートナリシップで目標を達成しよう」などの多くのゴールにつながります。世界的なSDGsの達成とともに、地域のSDGs（ローカルSDGs）の実現を目指し、「持続可能な」都市・社会を実現していくことが重要です。

本市では、今後も人口増加と高齢者率の高まりが予測されており、市民・市民団体、事業者、行政の各主体がごみ減量の意識を高めなければ、「ごみゼロ」の遂行は困難です。

これからの10年間を見据え、安全・安心で安定的かつ効率的なごみの収集・処理体制を継続すべく、本市の廃棄物行政の方針や取組を示すものとして、新たに令和5年度を初年度とする計画の改定を行いました。

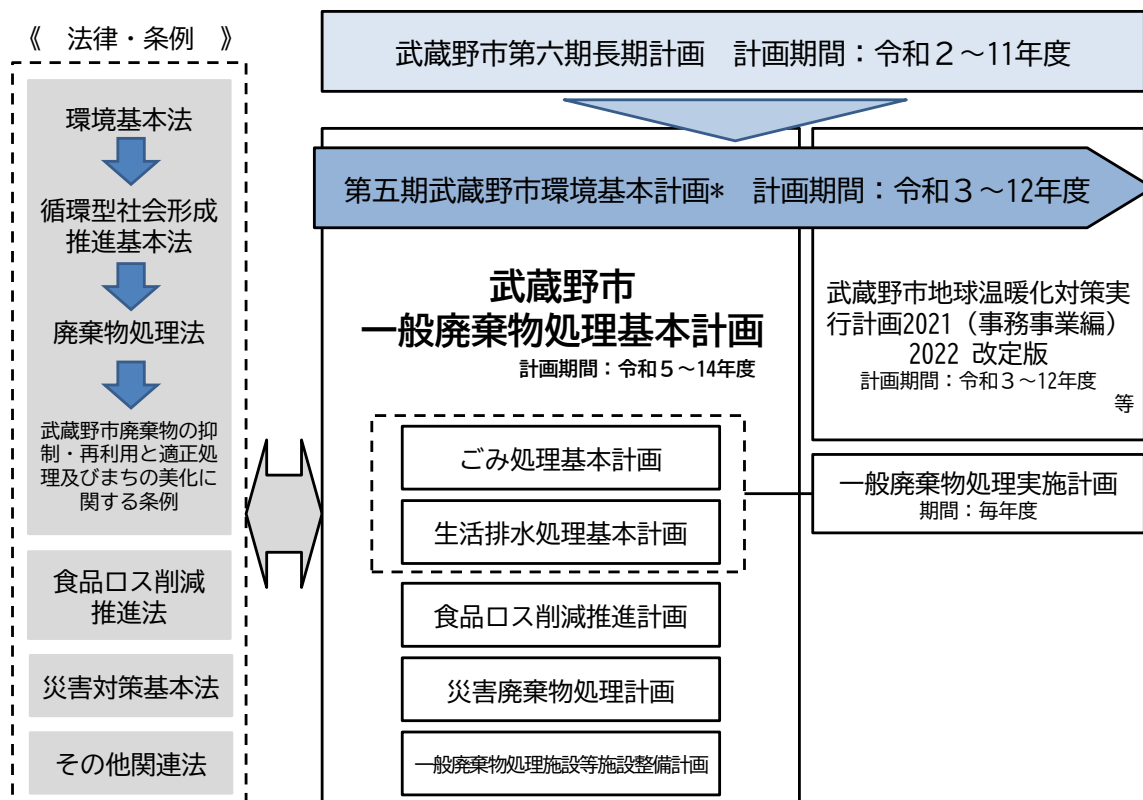
なお、本市は令和6年度以降を計画期間とする第六期長期計画・調整計画の策定を控えており、本基本計画と長期計画・調整計画との内容を連動させることで計画の実効性を高めます。

1-2 計画の位置づけ

本基本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律*」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により定めるものです。固形廃棄物についての「ごみ処理基本計画*」及びし尿等の生活排水についての「生活排水処理基本計画*」からなります。また、「食品ロス削減推進計画」、「災害廃棄物*処理計画」及び「一般廃棄物処理施設等施設整備計画」をあわせて策定します。

本基本計画は各種法律等を遵守するものであるとともに、武蔵野市長期計画の個別計画として位置付けられます。

図 1-1 計画の位置づけ

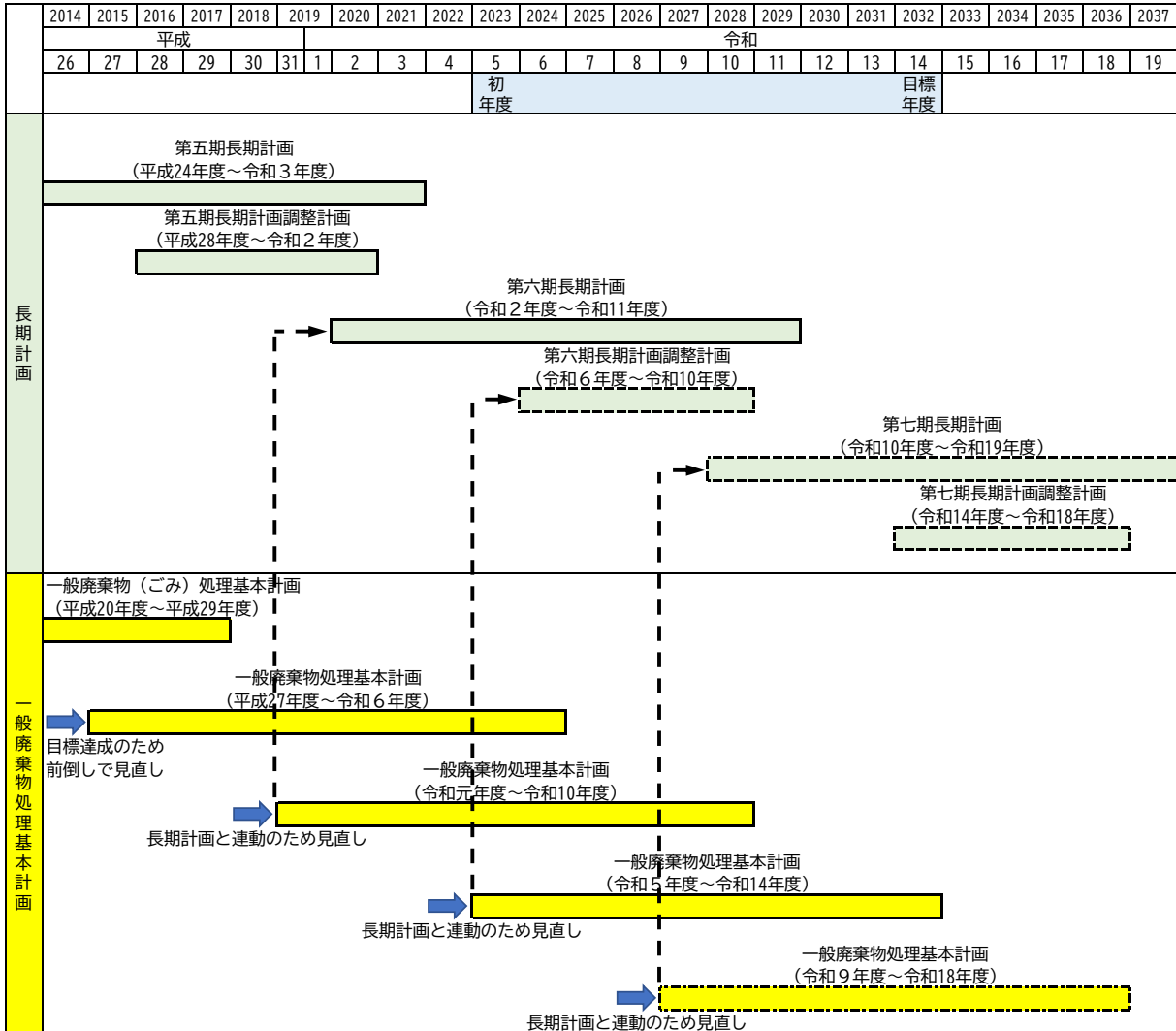


*環境基本計画は、環境について取り扱う他の計画の内容を横断的に取り扱う計画です。

1-3 計画期間

令和5年度から令和14年度の10年間までを計画期間とします。なお、長期計画との関係性を含め連動した見直しを行うものとします。

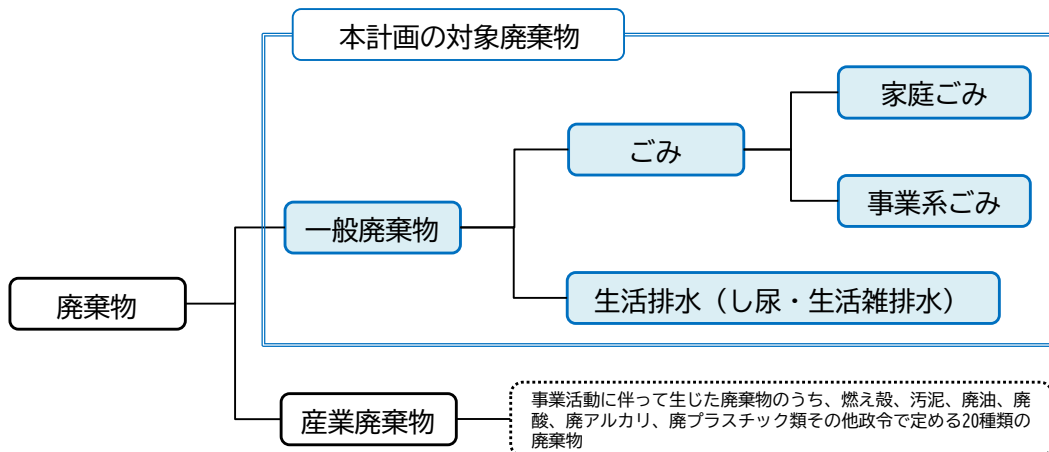
図 1-2 計画期間



1-4 対象範囲

本基本計画は、本市内全域で発生する一般廃棄物* (ごみ、生活排水)を対象とします。

図 1-3 対象範囲



1-5 これまでの成果（前基本計画の実績の概要）

前基本計画では「ごみの排出抑制*」、「最終処分量の削減」、「ごみ処理・資源化コストの効率化と環境負荷の低減」に係る計画の目標を定めていました。

以下では、目標達成状況から見た課題を明らかにするために、令和3年度実績による前基本計画の目標の達成状況を整理します。

（1）ごみの排出抑制に係る目標

1)目標値達成状況

ごみの排出抑制に係る目標値の達成状況を表1-1に示します。前基本計画の目標年度は令和10年度のため、途中年度である令和3年度の計画値と実績値により比較、評価を行います。

表 1-1 ごみの排出抑制に係る目標の達成状況（令和3年度）

項目\年度	目標値 令和10年度	実績値 令和3年度	計画値 令和3年度	目標値との比較
市民一人1日当たりの家庭系ごみ排出量	588g/人・日以下	637g/人・日	619g/人・日	令和3年度の実績値が計画値を超過しており、今後の大幅な削減（49g/人・日）が必要となる。
事業系持込ごみ年間当たりの排出量	5,649t/年	5,273t/年	5,959t/年	令和3年度の実績値が既に令和10年度の目標値を達成している。

市民一人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、令和3年度の計画値619g/人・日に対して実績値は637g/人・日となっています。新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化、巣ごもり消費等で令和2年度に大きく増加したことが影響し、計画値を達成できていません。

一方、年間当たりの事業系持込ごみ*排出量は令和3年度の計画値5,959t/年に対して5,273t/年となっており、令和10年度の目標値である5,649t/年を既に下回っています。

2)ごみ排出量の推移

過去 10 年間のごみ排出量の推移を表 1-2 及び図 1-4 に示します。

表 1-2 ごみ排出量の実績

年度	収集対象人口 (人)	家庭ごみ収集 (t/年)					事業系 可燃ごみ (持込み) (t/年)	合計 (t/年)	一人1日 当たり 排出量 (g/人・日)	家庭ごみ一 人1日当 たり排出量 (g/人・日)	
		燃やす ごみ	燃やさな いごみ	粗大 ごみ	資源物	危険・有 害ごみ					収集量 計
H24	138,582	21,063	1,258	1,358	10,458	93	34,230	9,494	43,724	864	676.7
H25	140,598	21,089	1,246	1,377	10,782	92	34,586	6,862	41,448	808	674.0
H26	142,108	20,545	1,129	1,477	10,865	90	34,106	6,272	40,378	778	657.5
H27	143,251	20,725	1,165	1,476	10,829	87	34,282	6,609	40,891	780	653.9
H28	143,864	20,526	1,118	1,412	10,633	84	33,773	5,805	39,578	754	643.2
H29	145,016	20,371	1,105	1,467	10,477	82	33,502	5,729	39,231	741	632.9
H30	146,128	20,349	1,064	1,571	10,366	90	33,440	6,132	39,572	742	627.0
R1	146,847	20,829	1,120	1,546	10,319	94	33,908	6,377	40,285	750	630.9
R2	147,677	21,616	1,273	1,749	10,849	102	35,589	5,117	40,706	755	660.3
R3	148,235	21,139	1,116	1,556	10,574	98	34,483	5,273	39,756	735	637.3

※人口は各年度10月1日付けの住民基本台帳人口

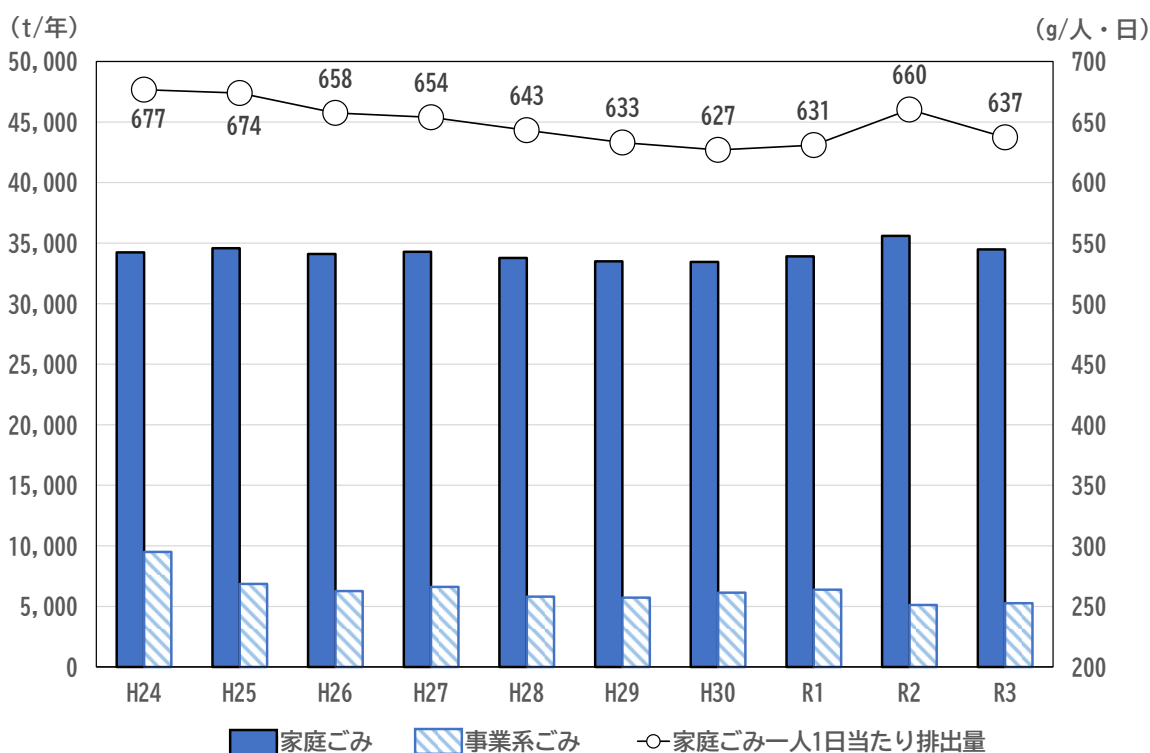
※粗大ごみには、粗大ごみ再生分を含む。

※資源物は、古紙・ビン・缶・ペットボトル・その他プラスチック製容器包装の資源収集合計に、排出抑制した量（拠点回収・剪定枝木回収分）を加えたもの。剪定枝木には公園等の分は含まない（家庭から排出されたもののみ）。

※集団回収分は含まない。

※少数点以下は端数処理をしているので、合計が合わない場合がある。

図 1-4 ごみ排出量の推移



本市のごみ排出量は人口が増加しているにも関わらず、家庭ごみは平成 30 年度まで、事業系ごみは平成 29 年度まで減少傾向でした。

家庭ごみ排出量は令和元年度に増加に転じ、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあって大きく増加しました。令和 3 年度は令和 2 年度からは減少したものの、令和 2 年度の増加分を解消するに至っていません。

事業系可燃ごみ（持込み）の排出量は、中国等の廃プラスチック・古紙等の輸入規制に伴う影響等によって平成 30 年度、令和元年度と増加したものの、新型コロナウイルス感染症の影響で令和 2 年度は大きく減少しました。令和 3 年度は若干増加しましたが、令和 2 年度からの減少の影響は続いています。

（２）最終処分量の削減目標

1) 目標値達成状況

以下に最終処分量の削減目標を示すとともに、表 1-3 に搬入配分容量を整理し、示します。平成 26 年度以降、搬入配分容量を順守し、最終処分を行っています。

目標	最終処分量の削減 (東京たま広域資源循環組合の廃棄物減容(量)化基本計画で定められた配分量の順守)
----	--

表 1-3 最終処分場*搬入配分容量（割当量）

(単位：トン、ただし搬入配分容量の不燃物の単位はm³)

区分/年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
焼却灰	3,112	2,900	2,717	2,759	2,580	2,540	2,675	2,779	2,704	2,724
不燃物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	3,112	2,900	2,717	2,759	2,580	2,540	2,675	2,779	2,704	2,724
エコセメント化	3,112	2,900	2,717	2,759	2,580	2,540	2,675	2,779	2,704	2,724
搬入配分容量										
(焼却灰)	2,587	2,613	2,797	2,817	2,855	2,742	2,904	2,929	2,919	2,908
(不燃物)	104	67	57	63	0	0	0	0	0	0

2) 焼却量と焼却灰量等の推移

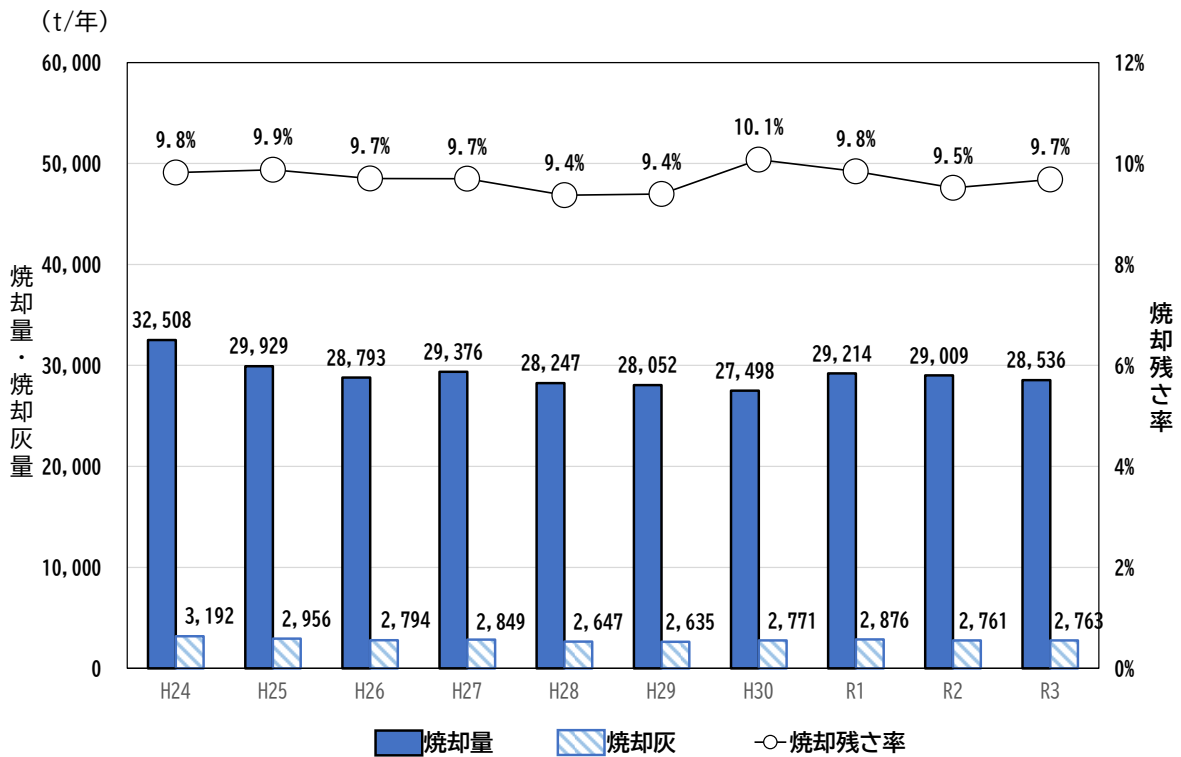
本市の焼却量と焼却灰量等の実績を表 1-4 及び図 1-5 に示します。ごみ量の減少に伴って焼却量は減少してきており、焼却量に対する焼却灰量の割合（焼却残さ率）はほぼ 10%を下回る値で推移してきています。

本市では焼却灰のエコセメント*化を実施しており、発生する焼却灰を全量エコセメント化することで、埋立処分量は発生していません。

表 1-4 焼却量と焼却灰量等の実績

年度	焼却量 (t)	焼却灰 (t)	焼却残さ率 (%)	焼却灰資源化 (t)	埋立処分量 (t)
H24	32,508	3,192	9.8%	3,192	0
H25	29,929	2,956	9.9%	2,956	0
H26	28,793	2,794	9.7%	2,794	0
H27	29,376	2,849	9.7%	2,849	0
H28	28,247	2,647	9.4%	2,647	0
H29	28,052	2,635	9.4%	2,635	0
H30	27,498	2,771	10.1%	2,771	0
R1	29,214	2,876	9.8%	2,876	0
R2	29,009	2,761	9.5%	2,761	0
R3	28,536	2,763	9.7%	2,763	0

図 1-5 焼却量と焼却灰量等の推移



(3) ごみ処理・資源化コストの効率化と環境負荷の低減目標

1) 目標設定

ごみ処理・資源化コストの効率化と環境負荷の低減目標を次に示します。

目標
① 事業の改善及びコストの効率化（経費とその内訳のわかりやすい内容での周知）
② クリーンセンターでの焼却処理に伴って排出される温室効果ガスの削減 (東京たま広域資源循環組合の廃棄物減容(量)化基本計画で定められた配分量に基づく。)

2) ごみ処理経費等の推移

ごみ処理・資源化コストの効率化を推進するため、本市では「ごみ収集の在り方等検討委員会」で検討を行った結果、平成 31 年 4 月に収集頻度削減及び収集地区割と収集品目の平準化を行いました。また、平成 26 年度から分別品目別処理費用を算出し、事業概要で周知しています。

本市のごみ処理経費の実績を図 1-6、表 1-5 及び図 1-7 に示します。平成 31 年 4 月以降の収集頻度削減等の効果が明確に見えるものではありませんが、令和元年度、2 年度と、ごみ処理量自体は増加している中、ごみ処理経費はほぼ横ばいで推移しています。

図 1-6 ごみ処理経費の推移

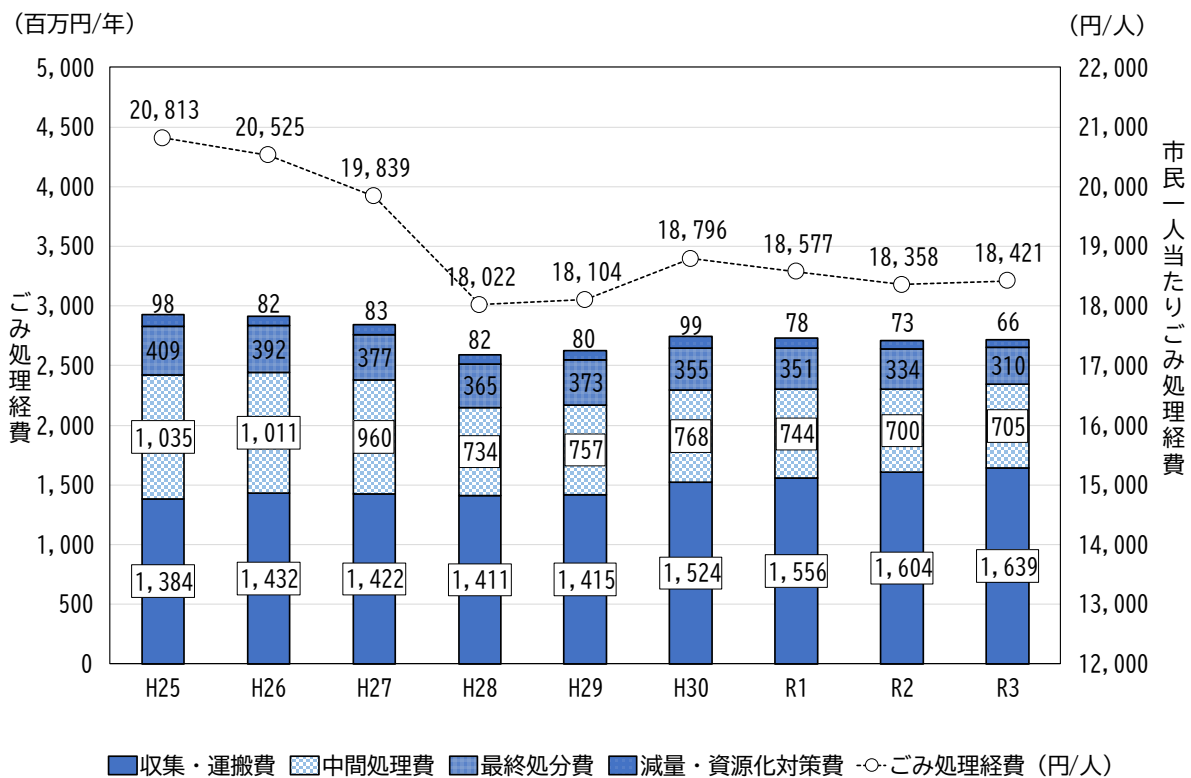


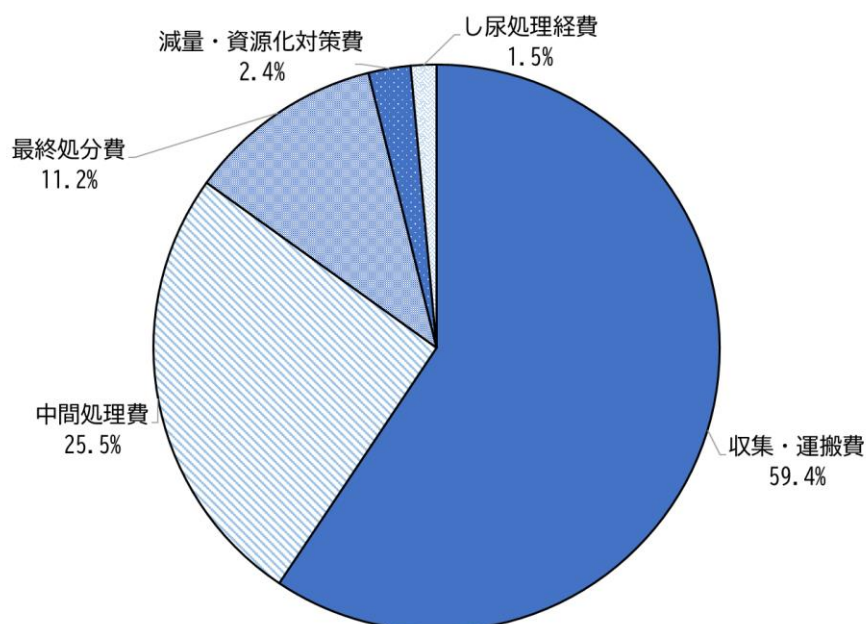
表 1-5 ごみ処理経費の推移

(単位：百万円)

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
収集・運搬費	1,384	1,432	1,422	1,411	1,415	1,524	1,556	1,604	1,639
中間処理費	1,035	1,011	960	734	757	768	744	700	705
最終処分費	409	392	377	365	373	355	351	334	310
減量・資源化対策費	98	82	83	82	80	99	78	73	66
ごみ処理経費計	2,926	2,917	2,842	2,593	2,625	2,747	2,728	2,711	2,720
※収集対象人口(人)	140,598	142,108	143,251	143,864	145,016	146,128	146,847	147,677	147,677
ごみ処理経費(円/人)	20,813	20,525	19,839	18,022	18,104	18,796	18,577	18,358	18,421
ごみ処理量(t)	41,448	40,378	40,891	39,578	39,231	39,572	40,285	40,706	39,756
ごみ処理経費(円/t)	70,602	72,235	69,499	65,511	66,922	69,408	67,718	66,601	68,425
し尿処理経費	33	34	33	30	32	34	40	39	40
廃棄物処理経費計	2,960	2,951	2,875	2,623	2,657	2,781	2,768	2,750	2,761
一般会計	59,838	61,780	65,592	68,518	63,843	63,694	68,505	83,930	76,999
一般会計に占める割合	4.95%	4.78%	4.38%	3.83%	4.16%	4.37%	4.04%	3.28%	3.59%

※収集対象人口は各年度10月1日付の住民基本台帳人口

図 1-7 ごみ処理経費の部門別割合（令和3年度実績）



なお、近年の傾向を見ると、中間処理*費及び最終処分費は減少しているものの、収集・運搬費の増加により、ごみ処理経費の削減が進んでいないことがわかります。令和3年度の部門別の割合をみると、収集・運搬経費が59.4%、中間処理費が25.5%、最終処分費が11.2%、減量・資源化対策費が2.4%となっています。また、本市のごみ処理経費の一般会計に占める割合は4%程度で推移しています。

家庭ごみの分別品目別処理費用を表1-6に示します。資源物は総じて可燃・不燃ごみよりも処理量当たりの単価が高く、缶やペットボトルは可燃・不燃ごみの4倍ほどとなっています。

また収集経費だけを見ると、可燃・不燃ごみが21.6円/kgであるのに対し、古紙・古布が41.4円/kg、缶の場合は287.7円/kgであり、資源物は収集経費が大きいことがわかります。

表 1-6 家庭ごみの分別品目別処理費用（令和 3 年度実績）

区分	収集経費 (千円)	その他※ (千円)	経費計 (千円)	収集量 (kg)	kg当たり単価 (円/kg)
可燃・不燃ごみ	480,244	477,846	958,090	22,255,020	43.1
資源物（びん）	108,781	5,919	114,700	1,404,577	81.7
資源物（古紙・古布）	247,852	-25,826	222,026	5,981,645	37.1
資源物（缶）	122,153	-58,669	63,484	424,550	149.5
資源物（ペットボトル）	110,880	-22,123	88,757	537,540	165.1
資源物（その他プラ容器）	238,828	798	239,626	2,004,240	119.6

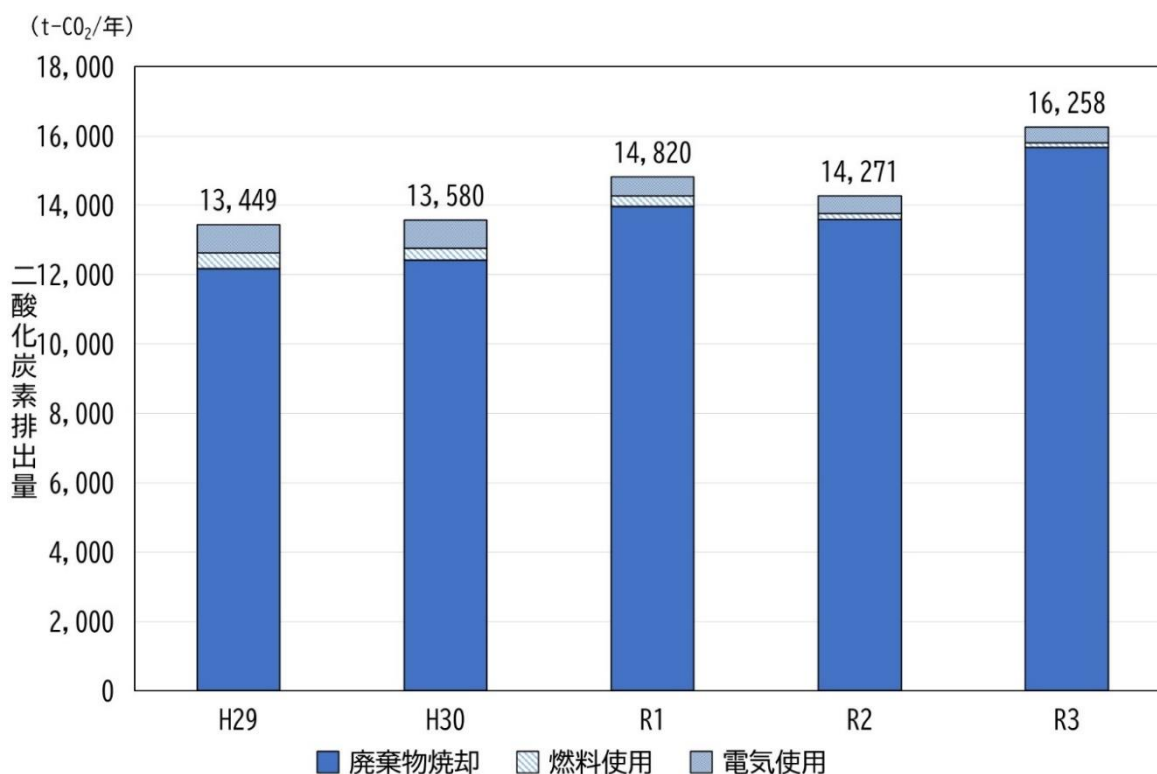
※「その他」はごみ処理手数料（ごみ袋代）、売り払い代金や保管料・処理委託料等。可・不燃ごみには中間処理費および最終処分費が含まれる。本表は行政収集にかかる費用で、小規模事業所から排出されたごみを含むが民間搬入は含まない。

3) 焼却処理等に伴う温室効果ガス排出量の推移

クリーンセンターでの、廃棄物（廃プラスチック等）焼却等のエネルギー使用に伴う温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量について、図 1-8 に示します。

現在のクリーンセンター稼働後の平成 29 年度以降、廃プラスチックの焼却等に伴い年間 13,000t～16,000t の二酸化炭素を排出しており、ごみ排出量に連動してやや増加しています。

図 1-8 廃プラスチックの焼却等に伴う温室効果ガス排出量



(4) 主な施策の成果等

1 連携の推進

- むさしの環境フェスタ、むさしのエコ・チャレンジ等の環境啓発イベントの開催を通じ、参加団体の活動及び交流の場を提供しました。
- クリーンむさしのを推進する会等の市民団体と市との協働による事業実施や連携を継続して行いました。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2～3年度はイベントの中止や変更が多く発生しましたが、令和4年度は「夏休みごみ探検隊」や「市内全域一斉清掃」等を実施するなど、従前の開催状況に戻りつつあります。

2 ごみ・資源物の発生抑制・排出抑制

- 燃やさないごみ、資源物の収集頻度等を見直し、ごみの排出抑制、資源物の分別促進及びごみ処理コストと環境負荷の低減を図りました。
- 市は事業者として、各課及び市関連施設において、市関連施設用のごみ分別一覧表に基づきごみの分別と発生抑制に取り組みました。
- 事業者に対し、立入検査及び発生抑制に重点を置いた指導啓発を継続しました。
- 「譲ります」、「譲ってください」の情報を交換するための掲示板「むさしのエコボ*」のリユース活動をより促進するため、令和4年度にそれまでの15か所から33か所へと大幅に設置場所を増やしました。
- フードシェアリング*サービス「TABETE」を運営する株式会社コークッキングやリユースなどの地域情報サイトを運営する株式会社ジモティーと令和4年4月に連携協定を結び、これらにより相互協力し、広報や啓発を行うこととしました。

3 普及啓発の充実・拡充

- 令和2年11月に武蔵野市公式LINEアカウントがリニューアルし、ごみについての分別検索・収集日通知等の機能が備わりました。これに伴い、「ごみアプリ」は令和2年度末で公開（新規ダウンロード及びアップデート）終了としました。
- 3R*連続環境講座等の一部の事業では、新型コロナウイルス感染症の影響もある中で、参加者の利便性を考慮し、オンライン方式等の参加方法や回数の見直し等を行ったうえで開催しました。
- ごみ減量資源化推進事業者として申請のあった事業者につき、立入検査を行うとともに第三者委員会を開催し、認定表彰事業者を決定しました。
- 店頭回収や新聞販売店の自主回収について、リサイクルに協力する事業者として対象事業者を支援するような方法を検討し、ホームページ等でPRすることとしました。
- 市内公立校及び市内私立校の小学校4年生のクリーンセンター見学時にクリーンセンターの役割やごみの行方の説明を実施しました。令和2年度からはむさしのエコリゾートの開館に伴い、両施設で連携して見学を実施しています。

4 ごみ処理の効率化・環境負荷の低減

- 「武蔵野市ごみ収集の在り方等検討委員会」最終報告書（平成30年9月）で示された、改善可能な課題の解決の一つとして、平成31年4月に収集頻度等を変更しました。これによる効果の検証を令和2年度に行った結果、業務量の平準化、車両走行台数の減少により環境負荷の削減効果が認められるとともに、中長期的なコスト抑制に資するという考察がされました。
- クリーンセンターでは令和元年11月から都市鉱山*開発事業を再開し、廃家電製品ピックアップ回収及び小型家電拠点回収による有用金属・希少金属の資源化を継続しました。
- クリーンむさしのを推進する会を通じた生ごみたい肥化の啓発を行いました。
- 資源物の集団回収*については、団体への補助金額が都内の他自治体と比較して高い水準にあったため、「廃棄物に関する市民会議*」の中で見直しを行い、都内・多摩地域と比較して適正な基準に精査しました（令和3年度分から適用）。

5 クリーンセンターの運営

- 運営事業者のセルフモニタリングの実施確認、運営モニタリングの実施、運営協議会への報告を行い、クリーンセンターの安全・安心・安定稼働を継続しています。
- CEMS（地域エネルギーマネジメントシステム）を導入し、クリーンセンター焼却炉運転データ・近隣公共施設のエネルギー需要量との基礎データ蓄積の上、クリーンセンターの年間最適化運転計画の立案を進めました。
- ごみ発電の余剰電力について、市立小中学校への電力託送（自己託送）の時間当たりの供給量を増やし、地産地消率の向上に努めました。
- 旧クリーンセンターの一部を再利用した環境啓発施設「むさしのエコreゾート」は令和2年11月に開館し、「環境の学校」等の講座や環境フェスタ等のイベントにより、環境に関する学びや体験の機会を提供し、市民の環境配慮行動の支援に努めました。

6 最終処分

- 焼却残さは全量エコセメント化しており、最終処分場での埋立処分ゼロを継続しています。
- 公共工事を発注する部署は、工事の仕様書に特記事項としてエコセメントの使用を謳うよう庁内関係者に働きかけを行いました。

7 災害時の対応

- 武蔵野市地域防災計画との整合を図りながら、「災害廃棄物対策マニュアル」を作成しました。

1-6 家庭ごみの組成

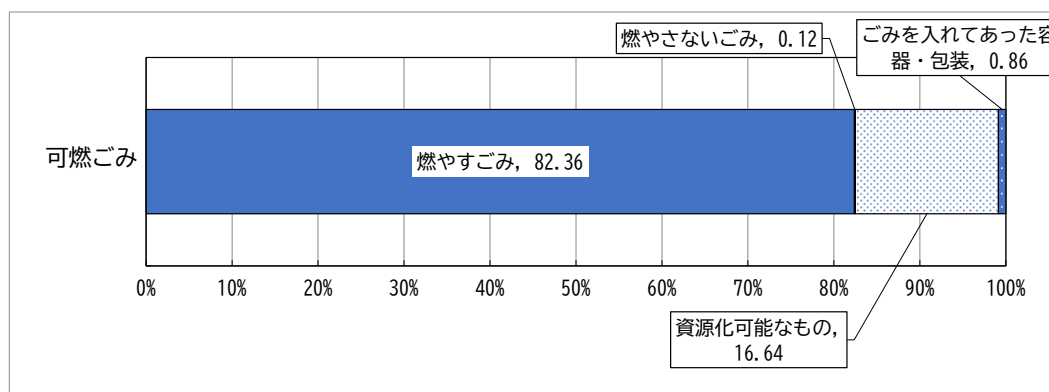
本市では、ごみ処理計画や施策等の基礎データとすることを目的として、平成19年より原則年1回ごみ組成分析調査を実施しています。調査では、平均的なデータを得るため、市内を3つ（吉祥寺、中央、境）の地域に分け、居住形態等を勘案して均等に回収しています。以下に令和3年度の実施結果を示します。

1)可燃ごみ

適正に分別された燃やすごみは82.36%でした。

分別不適物のほとんどは古紙などの資源化可能なもの（16.64%）でした。

図1-9 可燃ごみの物理的組成（湿ベース重量パーセント）



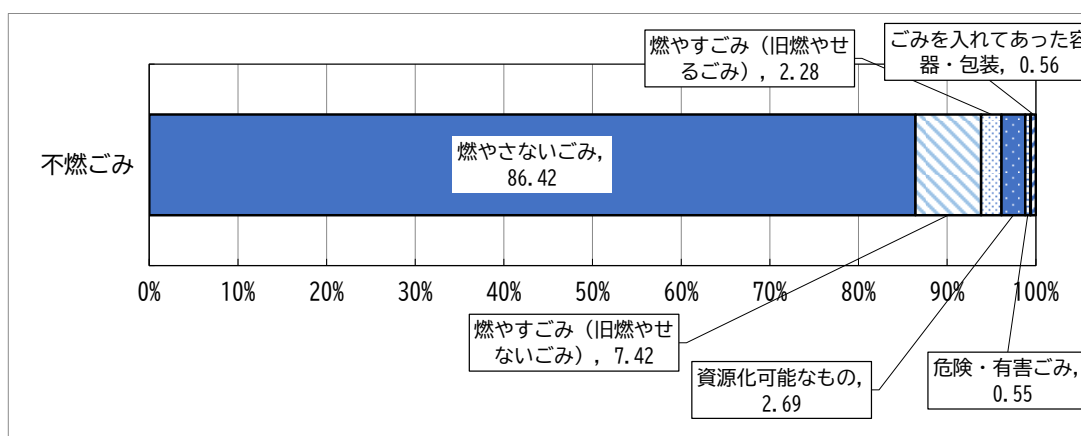
2)不燃ごみ

適正に分別された燃やさないごみは86.42%でした（3地域の単純平均）。

分別不適物については、燃やすごみの比率が高く、約10%を占めていました。

また、全地域で危険・有害ごみが1%程度排出されていました。

図 1-10 不燃ごみの物理的組成（湿ベース重量パーセント）



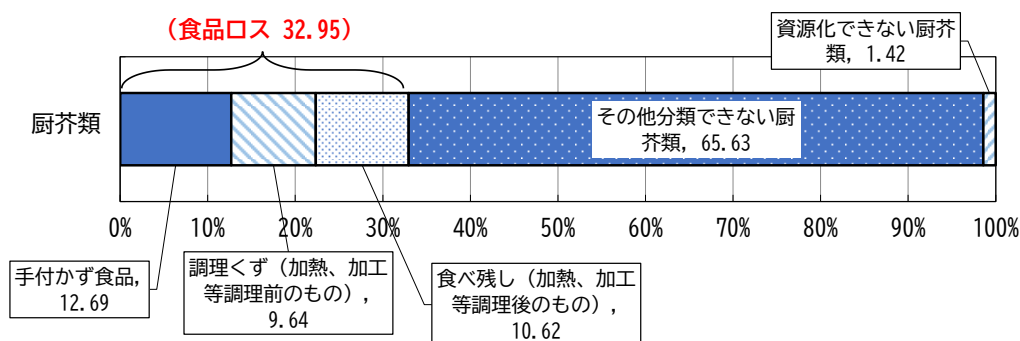
3)食品ロスの排出状況

食品ロスは世界的な課題となっており、国は食品ロス削減推進法を令和元年10月に施行するなど、食品ロスの削減に向けた取組を進めています。また、地方自治体においても地域特性等を踏まえ、食品ロスの削減に向けた取組を行っています。

この調査では資源化できる厨芥類（手つかず食品・飲料、調理くず、食べ残し）を食品ロスとしました。食品廃棄物（厨芥類）は、調査試料の可燃ごみのうち約40%でした。その中で食品ロスが厨芥類に占める割合は約33%（可燃ごみの約13%）で、全国平均（環境省「令和3年度食品廃棄物等の発生抑制*及び再生利用*の促進の取組に係る実態調査報告書」）の32.4%に近い数値でした。この内、手つかず食品は約12.7%、食べ残しは約10.6%で、全国平均よりやや低い数値でした。

なお、食品ロスが厨芥類に占める割合について、直近3年間の平均値は35.20%と、全国平均の33.7%と比べて若干高い数値となりました。

図 1-11 厨芥類に占める食品ロスの排出状況



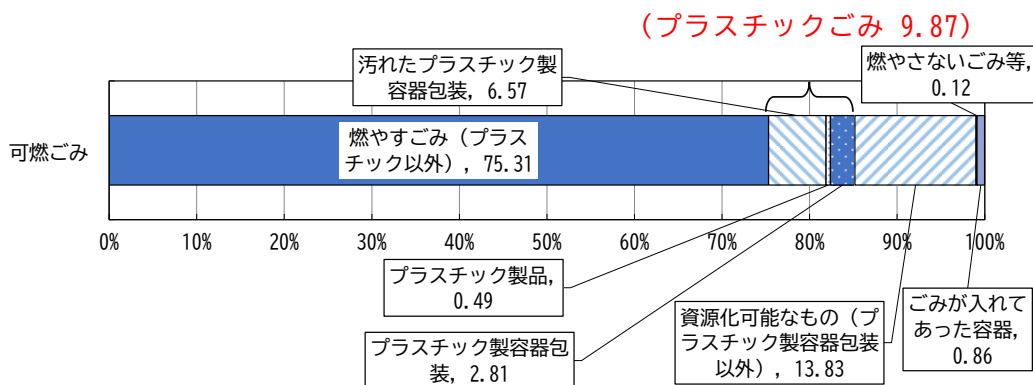
4) 可燃ごみ中のプラスチックごみの排出状況

近年、廃プラスチックの有効利用率の低さや、海洋プラスチック等による環境汚染が世界的に問題となっています。国は循環型社会*を目指し、令和4年4月からプラスチック資源循環法を施行するなど、様々な取組を進めています。

今回の調査で、可燃ごみ中のプラスチックごみ（汚れたプラスチック製容器包装、プラスチック製品、プラスチック製容器包装）は、9.87%でした。この内、汚れたプラスチック製容器包装が6.57%で最も多く、コンビニやスーパーの弁当容器等が洗われずに排出されていると考えられます。これらを洗浄してプラスチック製容器包装として分別することで、資源化率の増加につながるものと考えられます。

なお、不燃ごみ中のプラスチックごみは6.26%でした（3地域の単純平均）。この内、プラスチック製品が5.70%と最も多く排出されていました。

図 1-12 可燃ごみ中のプラスチックごみの排出状況



1-7 人口の推移

1 人口実績および将来人口推計

本市の人口は令和4年1月1日現在148,025人で、年齢別、男女別には図1-13に示すとおりです。人口ピラミッドのピークは男性女性ともに45～49歳となっています。また、平成14年と比較し、高齢者（65歳以上）人口割合が増加していますが、年少人口（14歳以下）も増加しています（表1-7）。

本市の将来人口の推計結果は図1-14に示すとおりです。本市の人口は増加を続け、目標年度の令和14年度（1月1日）には153,775人と5,000人以上の増加と推計しています。

図1-13 男女年齢別5歳階級別人口実績
(令和4年と平成14年の比較)

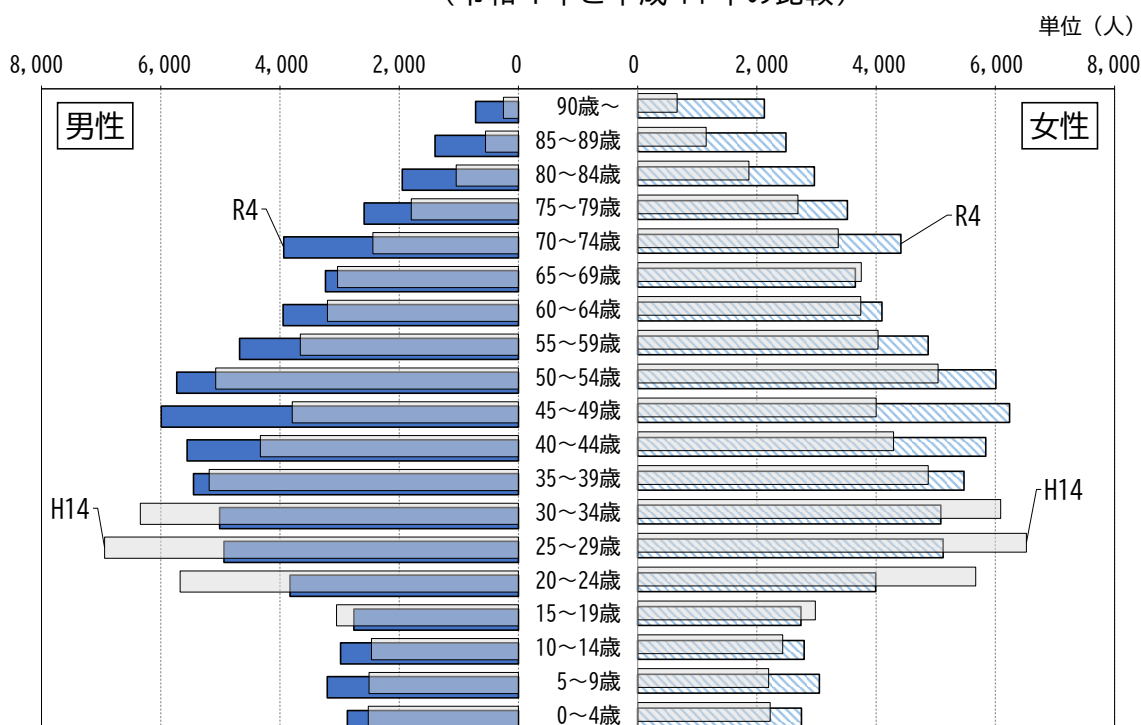


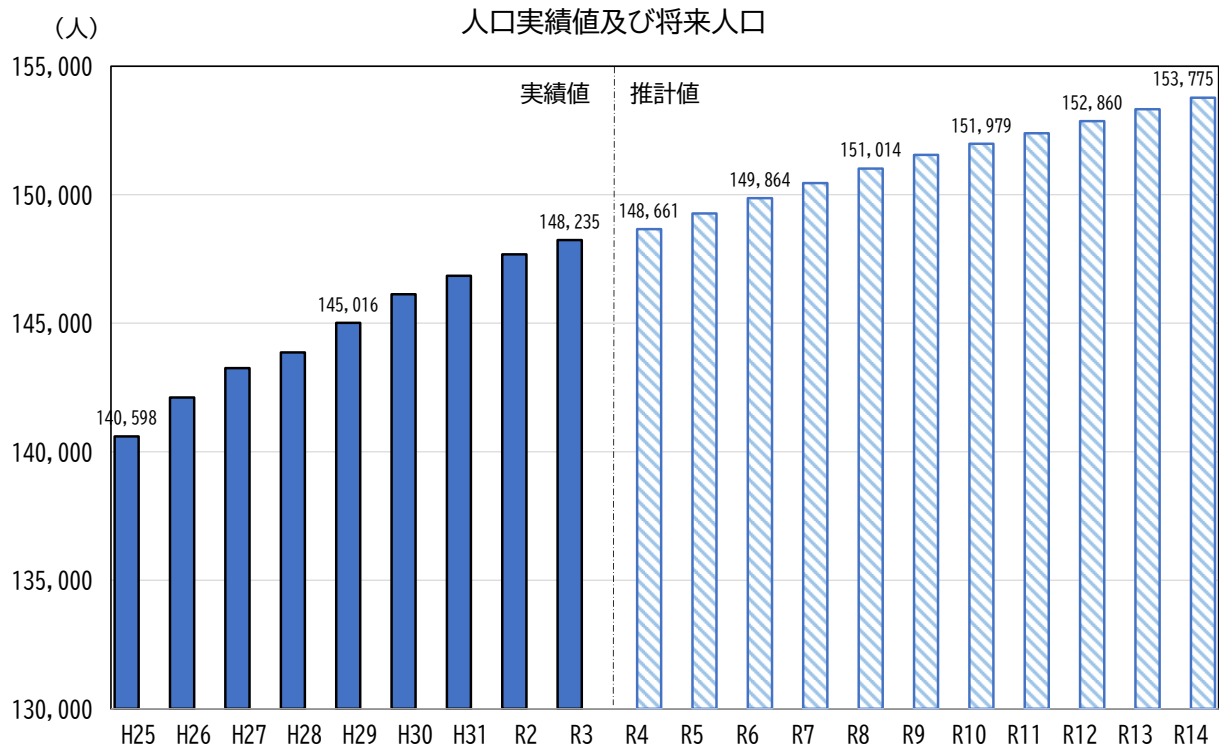
表1-7 年齢3区分別人口割合の変化

年齢区分		平成14年				令和4年			
		男性	女性	合計	割合	男性	女性	合計	割合
老年人口	65歳以上	9,122	13,486	22,608	17.2	13,830	19,164	32,994	22.3
生産年齢人口	15歳～64歳	47,267	47,245	94,512	71.9	47,905	49,477	97,382	65.8
年少人口	14歳以下	7,493	6,853	14,346	10.9	9,061	8,588	17,649	11.9
合計(人)		63,882	67,584	131,466	100.0	70,796	77,229	148,025	100.0

出典)

武蔵野市:4.年齢別人口(外国人住民を含む)(令和4年1月1日現在 統計資料、http://www.city.musashino.lg.jp/shisei_joho/musashino_profile/jinkotokei/1035091.html)、他
東京都:令和4年1月、年齢3区分別人口・世帯数(住民基本台帳による東京都の世帯と人口(町丁別・年齢別))、<https://www.toukei.metro.tokyo.lg.jp/juukiy/2022/jy22000001.htm>

図 1-14 人口実績値及び将来人口



1-8 課題の整理

これまでの本市の取組や現状等を踏まえた、今後の本市の廃棄物処理に係る主な課題として、以下のものが挙げられます。

(1) 前基本計画の目標値達成状況から見た課題

- 1) 家庭ごみ一人1日当たり排出量は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、目標の達成へ向け、引き続きごみ減量の取組を推進していく必要があります。
なお、資源化率は近年微減傾向のため、資源化のための取組も推進していくことが必要です。また、燃やすごみや燃やさないごみ中に含まれる資源物の実態の継続的な把握が必要です。
- 2) 事業系ごみの年間排出量は目標値を達成しています。これは新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う行動制限の影響が大きいと考えられますが、行動制限の緩和に伴い排出量が増加すると予想されるため、引き続き指導を継続していくことが重要となります。
- 3) 最終処分量は目標を達成しており、今後も継続して配分量を遵守していくことが必要です。一方で、エコセメント化には多額の処理経費がかかるため、引き続き焼却量(=ごみ量)の削減に努めていく必要があります。

(2) 前基本計画の取組状況から見た課題

前基本計画で実施予定の取組は、概ね実施されています。今後も取組を継続するとともに、環境啓発の推進、店頭回収の推進や食品ロス削減など、事業者との連携も必要です。

(3) 温室効果ガス排出量(地球温暖化対策)から見た課題

市の事務事業に係る温室効果ガス排出量のうち、クリーンセンターからの廃プラスチック類の焼却に伴い発生するCO₂排出量が半分以上を占めているため、本市が地球温暖化対策実行計画2021(事務事業編)2022改定版で掲げた削減目標を達成するためには、廃プラスチック類の削減が大きな課題です。ただし、これまで市が燃やすごみとして処理してきたプラスチック製品の分別収集・資源化の実施については、費用面や実施事業者の確保等の課題もあることから、十分に検討を行っていく必要があります。

(4) 人口の推移から見た課題

- 1) 本市の人口は今後も増加が見込まれているため、市民が家庭ごみ一人1日当たり排出量を維持するだけでは市全体のごみ発生量は増加し、ごみの最終処分場等に更なる負担を強いることとなります。市全体のごみ発生量の抑制に向け、今まで以上に市民一人ひとりがごみの減量を心掛けていくための展開が必要です。
- 2) また、高齢者(65歳以上)人口割合の更なる増加が見込まれる中、社会情勢の変化

を見据えた事業の展開が求められています。

(5) 人口規模が類似している都市との比較から見た課題

- 1) 関東圏の類似自治体と比較するとごみ排出量は少なく、資源化率も高いですが、処理経費は中間処理費、最終処分費とも多くかかっています。
- 2) これらの処理経費削減のためにはごみの減量が重要となります。

(6) 東京たま広域資源循環組合 26 市町の比較から見た課題

- 1) 組合構成自治体の中では、ごみ排出量、資源回収率、年間処理経費など、全体的に平均を少し下回っています。
- 2) 資源物の排出量が比較的多いことから、ごみ減量はもとより、排出量に占める資源物の割合を高めつつ、特に可燃ごみの減量を図っていく必要があります。

(7) 廃棄物行政の動向から見た課題

- 1) 令和 4 年 4 月より施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」により、プラスチック廃棄物の 3 R の推進、海洋ごみ問題への取組、廃プラスチックの一括回収等、循環利用を図っていくことを基本原則として、これらへの対応が求められています。
- 2) 令和 2 年に「食品ロス削減の推進に関する基本方針」が策定され、これまで以上に食品ロスの削減に努めていくことが求められています。

(8) 環境問題をめぐる国際的な潮流から見た課題

- 1) 平成 27 年 9 月の国連サミットで「持続可能な開発目標 (SDGs)」が採択され、先進国・発展途上国を問わず、各国が普遍的に取り組む課題とされています。本基本計画でも、17 の目標と 169 のターゲットを踏まえつつ、取組を推進していくことが必要です。
- 2) 国内では令和 2 年 1 月に最初の感染者が確認された新型コロナウイルス感染症ですが、感染拡大、縮小を繰り返しつつ、いまだ先行きが不透明な状況にあります。そのため、今後も感染状況や対応状況を踏まえつつ、これによる影響を考慮し、ごみの減量等に取り組んでいく必要があります。

第2章 | 計画の推進

2-1 計画の推進

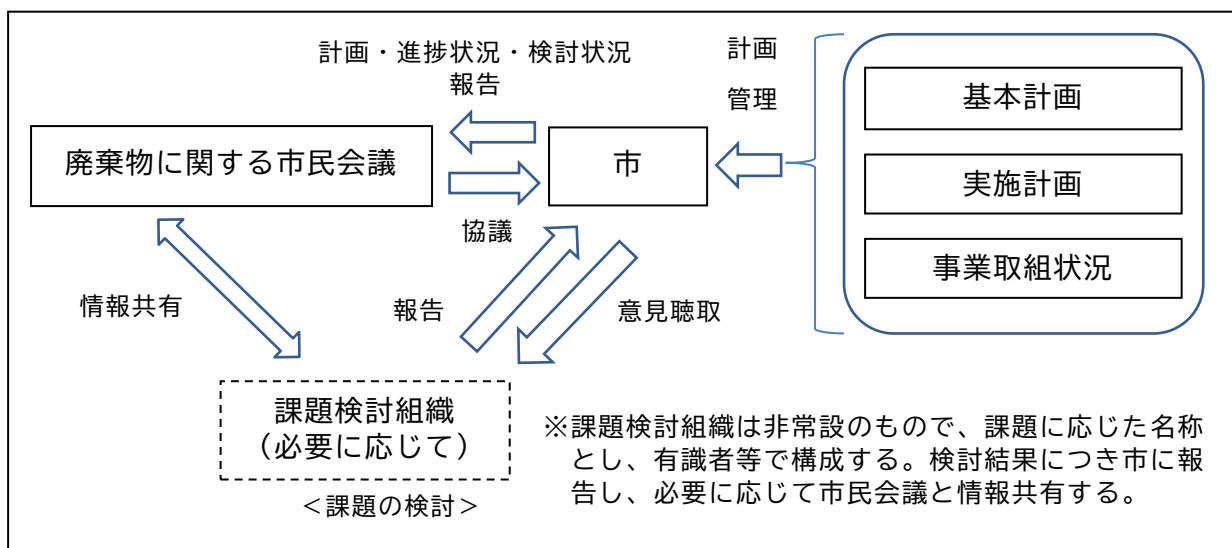
(1) 進捗管理体制

市は、長期的視点に立って策定した本基本計画に基づき、毎年度「一般廃棄物処理実施計画（以下「実施計画」という。）を策定します。

「廃棄物に関する市民会議」（以下「市民会議」という。）は定期的に開催し、実施計画及び基本計画の進捗状況について市の報告を受け協議・確認を行います。また、別途必要な場合に応じて、会議を招集するものとします。

また、個別課題の検討が必要な場合は、その都度課題別の検討組織を立ち上げます。

図 1-15 進捗管理体制



(2) 市民会議による進捗状況の管理とスケジュール概要

開催時期	報告事項
7月～9月	○前年度進捗状況報告（全体・主要事業） ○事業概要（昨年度実績、今年度実施計画）報告
1月～3月	○次年度の実施計画案の検討等

※別途必要な場合は、会議を招集するものとする。

(3) 課題検討組織の位置付け

基本計画の推進のため、必要な課題を検討する非常設の組織とします。市がその課題に応じた組織を立ち上げ、検討を行うものとします。

2-2 進捗状況の公表

市民会議への報告後、基本計画に基づく実施計画の進捗状況を、ホームページ等で公表します。

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 | 基本理念

私たちが生活するうえでは、地球温暖化、海洋汚染、大気汚染、森林破壊など、地球環境に様々な影響を与えています。その結果、夏季の酷暑、線状降水帯による集中豪雨、日本近海での台風の発生や巨大化、そして、それらによる災害の発生ともたらされる甚大な被害等、私たちの日々の暮らしに大きな影響を与えています。

このような環境の変化を和らげるためには、市民一人ひとりが地球環境への負担を減らす意識を持ち、自らのできることに取り組む必要があります。

私達が目指すべきは持続可能（サステナブル）な循環型社会であり、地球環境を保全するため、資源やコスト等を有効に活用した省資源・省エネルギーの社会を作らなければなりません。

そのための基本理念を以下に掲げます。

**ごみゼロを目指して 持続可能なまち「むさしの」へ
～身近なことからみんなで一歩ずつ～**

これは、将来にわたり持続可能なまち「むさしの」として発展していくために、市民生活や事業活動において、ごみの発生を可能な限り抑制するとともに、エネルギーや資源の消費を抑え、環境に与える負荷の小さい都市を目指していく姿勢を表しています。

市民・市民団体、事業者、行政の各主体が、それぞれのできることから少しずつ取り組んでいこうというものです。そしてそれが、SDGsの達成にも貢献することになります。

第2章 | 基本方針

基本理念を達成するため、本基本計画では3つの基本方針を設定します。

ごみの発生抑制・排出抑制・資源化に努めるために、市民・市民団体、事業者、行政がそれぞれの責務を果たすとともに、効果的に連携・補完して計画の推進にあたることで、安全・安心で安定したごみ処理を維持し、基本理念の達成を目指していきます。

- 1 リデュース・リユース・リサイクル（3R）の推進
- 2 市民・市民団体、事業者、行政の連携
- 3 安全・安心で安定したごみ処理の維持

1 リデュース・リユース・リサイクル（3R）の推進

ごみを減らす、持続可能な社会をつくるという時、エネルギーやコストを多量に消費しながら非効率的にリサイクルを強化しても、真の持続可能な循環型社会の形成には繋がりません。

そのため、3Rをリデュース*・リユース・リサイクルの順に適切に推進し、排出するごみ量自体を減らすことが重要です。そして、どうしても出てくるごみは資源として利用して、処分せざるを得ないごみを極力減らしていくことが必要です。処理するごみ量を減らすことにより、温室効果ガスの発生量削減も期待できます。これにより持続可能な循環型社会を実現し、資源やコスト等を有効に活用した省資源・省エネルギーの社会の実現を目指していきます。

2 市民・市民団体、事業者、行政の連携

環境への負荷の少ない持続可能な都市を目指すためには、市民生活や事業活動の各部分、各段階において、ごみとして発生するものを減らし、限りある資源を有効に利用していく必要があります。

そのためには、市民・市民団体、事業者、行政の各主体が、それぞれのできることを実行していくとともに、それらの取組の効果を相乗的に大きくしていく必要があります。そのため、一人だけ、一事業者だけの取組とするのではなく、相互に連携・補完することが重要です。

3 安全・安心で安定したごみ処理の維持

3Rを推進したうえで、処理せざるを得ないごみについては、環境に与える負荷を極力小さくし、効果的・効率的な処理を継続します。また、滞りなく処理ができるよう、有料ごみ処理袋の十分な供給体制のもと、ごみの収集・運搬を行います。そして、市民・事業者の皆さんが安全で安心した暮らしを実現できるよう、安定したごみ処理を継続していきます。

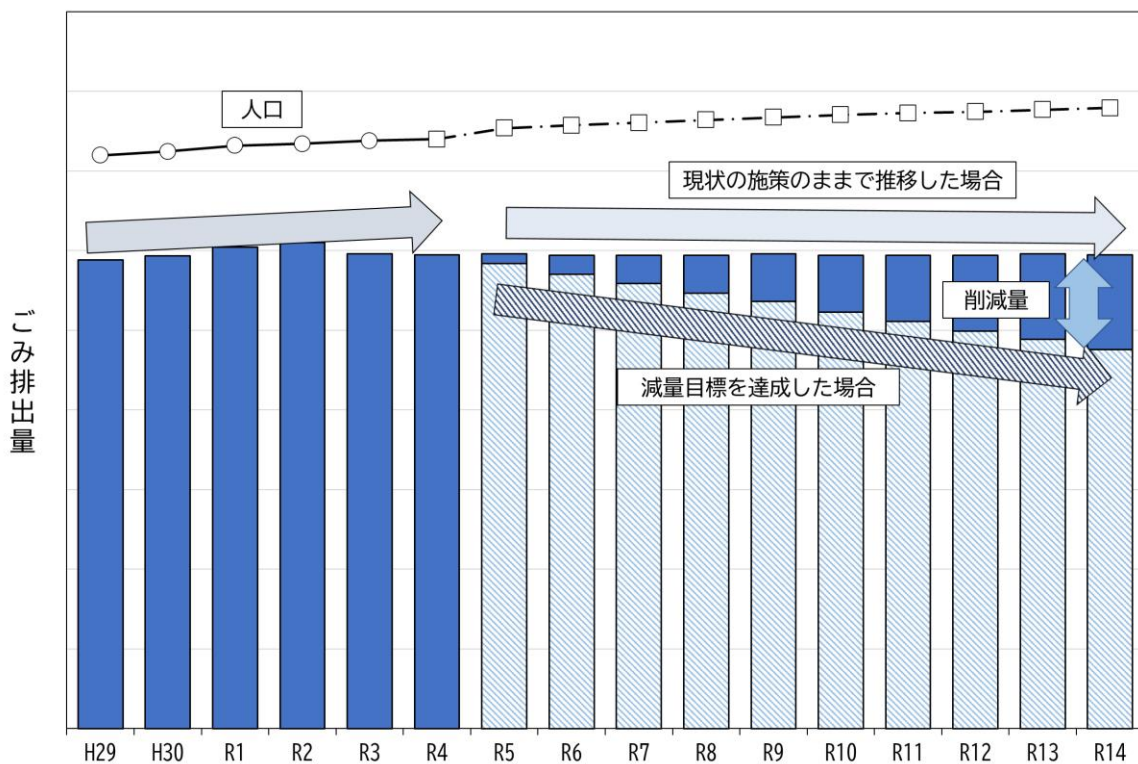
併せて、焼却炉でごみを燃やした熱を利用して電気と蒸気を生み出し、クリーンセンター内で使用するほか、周辺公共施設にも供給するなど、クリーンセンターは地域エネルギー供給拠点としての役割も担っていきます。

3-1 ごみ排出量の将来推計

1 ごみ排出量の将来推計の考え方

一般にごみ排出量の将来推計は、はじめに現状の施策（ごみの排出抑制、再生利用）のままを維持し、新たな施策等を見込まない場合に、ごみの排出量が将来的にどのように変化するかを予測します。そしてこれに家庭、事業所等におけるごみの排出抑制、再生利用の促進のために実施する新たな施策を踏まえた目標値を設定し、目標達成後のごみ排出量の予測を行います（図 1-16）。

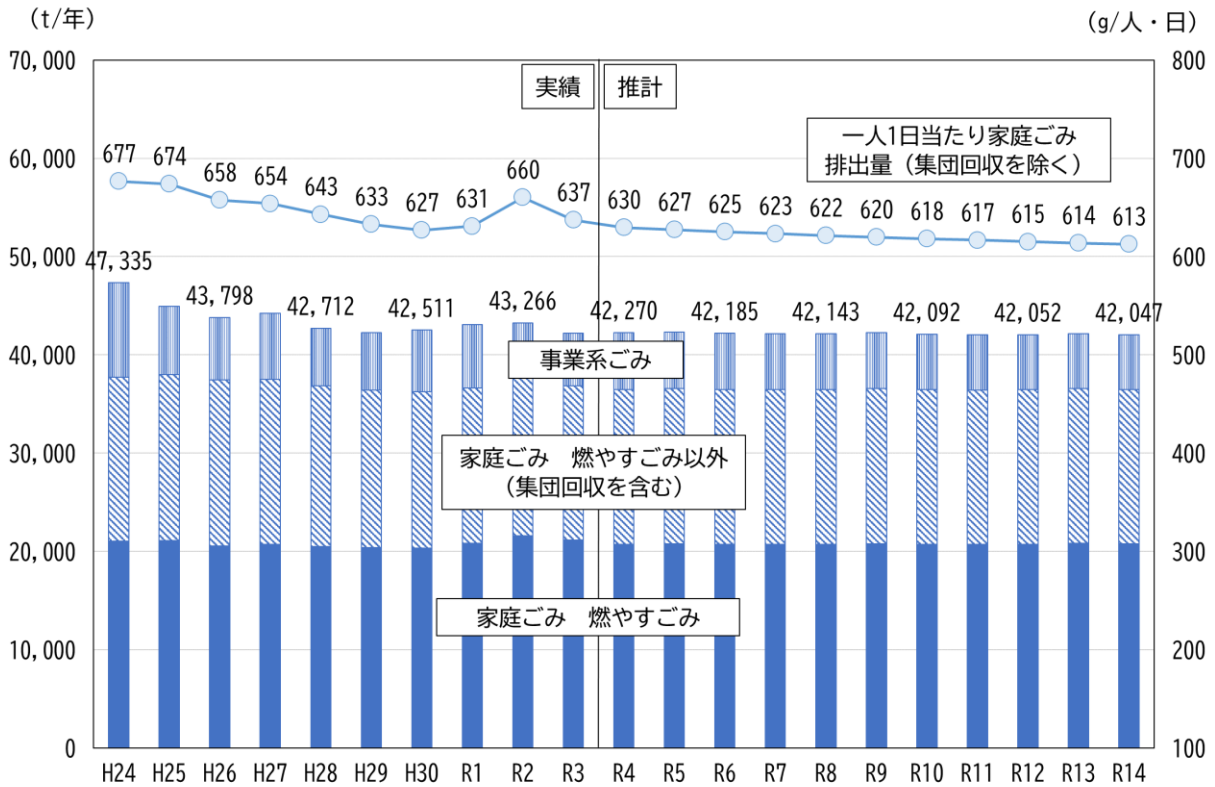
図 1-16 現状の施策のままで推移した場合と減量目標を達成した場合のごみ排出量の将来予測イメージ



2 現状の施策のままで推移した場合のごみ排出量将来推計

現状の施策のままを維持して、新たな施策等を見込まず推移した場合のごみ排出量の将来推計の結果を図 1-17 に示します。目標年度の令和 14 年度には、一人 1 日当たりの家庭ごみ排出量は 613 g に減少し、ごみ発生量計は 42,047 t に減少すると推計しました。

図 1-17 現状の施策のままで推移した場合のごみ排出量将来推計



3-2 計画目標

1 ごみの発生抑制

(1) 市民一人1日当たりの家庭ごみ排出量

R3 (2021) (実績値)	R14 (2032) (目標値)	R3比
637g/人・日	588g/人・日	49g削減(8%)

(2) 事業系持込ごみ年間排出量

R3 (2021) (実績値)	R14 (2032) (目標値)	備考
5,273t/年	5,471t/年	新型コロナウイルス感染症の影響がおおむね解消された後の反動を極力抑えること

(3) 最終処分量の削減

目標
東京たま広域資源循環組合の廃棄物減容(量)化基本計画で定められた配分量を順守し、埋立処分量ゼロを維持する。

(1) 市民一人1日当たりの家庭ごみ排出量

本市の家庭ごみ一人1日当たり排出量は637g(令和3年度)で、多摩地域の各市と比較して多くなっています。市民や事業者の努力により、平成30年度に627gまで減少しましたが、その後、新型コロナウイルス感染症の影響などもあり、増加しました。令和3年度の多摩地域の平均値は581gであり、50gほど超過しています。

本市の人口は今後も増加が見込まれているため、市全体のごみ発生量抑制のために市民一人ひとりがごみの減量を図っていくことが重要です。分別を徹底し、燃やすごみ・燃やさないごみを減らして資源に回すこと(リサイクル)も大切ですが、環境への負荷の低減と処理経費の削減を図る観点からも、資源物を含めたごみ発生量全体の抑制(リデュース・リユース)が必要です。

また、本市のごみ処理はクリーンセンターで行われるだけでなく、市外で焼却灰や資源物の処理・処分が行われています。最終処分場については、日の出町にある二ツ塚処分場の埋立が終了した場合、次候補地の選定は困難なため、多額のコストをかけて焼却灰のエコセメント化を行い施設の延命化を図っています。一日でも長く最終処分場を使用するためにも、ごみ発生量全体の抑制を行う必要があります。

これらの状況を踏まえ、各主体が更なる施策や取組の推進を図ることで、現状の施策のままで推移した場合のごみ排出量からさらに排出抑制し、目標年度である令和14年度の目標値として「市民一人1日当たりの家庭ごみ排出量」を588gとします。

なお、未だに、ごみとして排出される中に資源物の混入が認められることから、分別・資源化の徹底も必要です。そのため、資源化率は施策のための参考値として推移を把握することとします。

表 1-8 多摩地域における武蔵野市のごみ量

▲：武蔵野市のごみ量 (単位：g/人・日)

区分	最小値		平均※		最大値	順位
可燃ごみ	305		463		760	16位
【武蔵野市】			▲ 488			
不燃ごみ	13		33		85	6位
【武蔵野市】		▲ 21				
資源ごみ	100		164		218	23位
【武蔵野市】				▲ 195		
粗大ごみ	6		21		79	19位
【武蔵野市】				▲ 29		
有害ごみ	0.8		1.1		2.2	11位
【武蔵野市】		▲ 1.0				
小計	606		682		1,065	22位
【武蔵野市】				▲ 735		
小計(資源を除く)	506		518		847	16位
【武蔵野市】				▲ 539		

※多摩地域(26市3町1村)各自治体の令和3年度ごみ収集量と、同年10月1日現在の人口を基に算出されたもの

※順位は量が少ない方を上位とする。

出典)多摩地域ごみ実態調査 令和3年度統計((公財)東京市町村自治調査会)

(2) 事業系持込ごみ年間排出量

平成14年から継続している事業系ごみの減量指導や平成25年4月の事業系一般廃棄物処理手数料*の改定等により事業系持込ごみは平成29年度まで減少傾向でしたが、平成30年度と令和元年度は増加しました。しかし、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少し、令和3年度はこの影響が続いていますが、今後は減少した分の増加が見込まれます。そこで、この反動による増加を極力抑えるよう、5,471 tを目標値として設定し、この目標値以下を維持するものとします。

(3) 最終処分量の削減

廃棄物処理において、最終処分場の継続的利用は大きな課題のひとつです。そのため、焼却灰をエコセメント化していますが、その費用を削減するためにも、東京たま広域資源循環組合の廃棄物減容(量)化基本計画で定められた焼却灰の配分量を引き続き順守することを目標とします。

当面、本市では焼却処理量・最終処分量などの処理を必要とするごみ量の削減は、排出抑制と資源化の両面で取り組むこととします。

2 ごみ処理・資源化の効率化とコスト抑制、環境負荷の低減

目標
事業の改善・効率化によるコスト抑制 （一般廃棄物処理に係る経費とその内訳のわかりやすい内容での周知）

（1）事業の改善・効率化によるコスト抑制

現状では一般廃棄物処理事業のコストの分析方法については、計算方法、範囲、区分の整合性が市町村毎に異なり、統一されていません。また、平成19年6月に環境省より示された、コスト分析の標準的手法である「一般廃棄物会計基準」についても、他自治体のデータが未だに少ないため、現状でのコスト分析・評価のツールとしては有効な手法となっていません。ただし、ごみ焼却施設の新設に係る国の補助金の交付に際して、令和3年度より一般廃棄物会計基準の導入が要件化されたことから、導入自治体の動向などを注視していきます。

本市のごみ処理・資源化については、前述のとおり市外の施設でも処理・処分を行っているため、自区内処理を行う場合より運搬等にかかる経費が増加し、環境負荷も増加しています。そのことを踏まえつつ、多摩地域ごみ実態調査や他自治体への聞き取り等に基づき分析を行うことで、事業の改善及びコストの効率化を図ります。

なお、事業経費は、法的な要請、景気や社会経済状況等に影響されるため、経費の数値目標は設定しませんが、経費とその内訳を公開していきます。

また、本市における収集・運搬に関しては、主たる経費である委託料の内訳が、収集方法や収集頻度に基づく人件費や燃料も含めた車両等の経費であるため、経費と環境負荷が概ね比例関係にあると考えられます。焼却するごみ量の削減とともに、事業の効率化を通じて、温室効果ガスの排出抑制による環境負荷の低減に努めます。

表 1-9 処理経費の推移（表 1-5 抜粋） （単位：千円）

区 分	H29	H30	R1	R2	R3
収集・運搬費	1,415,226	1,523,978	1,555,997	1,604,078	1,639,334
中間処理費	757,237	768,144	743,564	699,926	704,695
最終処分費	373,079	355,229	350,641	333,878	309,873
減量・資源化対策費	79,882	99,275	77,814	73,159	66,424
ごみ処理経費計	2,625,424	2,746,626	2,728,016	2,711,041	2,720,326
ごみ処理経費(円/人)	18,104	18,796	18,577	18,358	18,421

3-3 計画目標を達成した場合のごみ排出量将来推計

計画目標とした市民一人1日当たりの家庭ごみ排出量 588gは、令和3年度実績から49gの削減となります。現状予測では令和14年度の値を613gと推計しているため、減量目標の達成のためには、現状の施策のままで推移した場合のごみ排出量からさらに25gの排出抑制が必要です(図1-18)。

「市民一人1日当たりの家庭ごみ排出量」、「事業系持込ごみ年間排出量」とも目標達成した場合、図1-19に示すように、本市の将来人口によるごみ排出量(集団回収量は含まない)は約3万9千t/年になり、人口は増加しますが、これまでで最も少ないごみ量である平成29年度実績以下となる見込みです。これらの計画目標を実現するため、次章で各主体の主な取組を示します。

図1-18 減量目標を達成した場合の市民一人1日当たりの家庭ごみ排出量

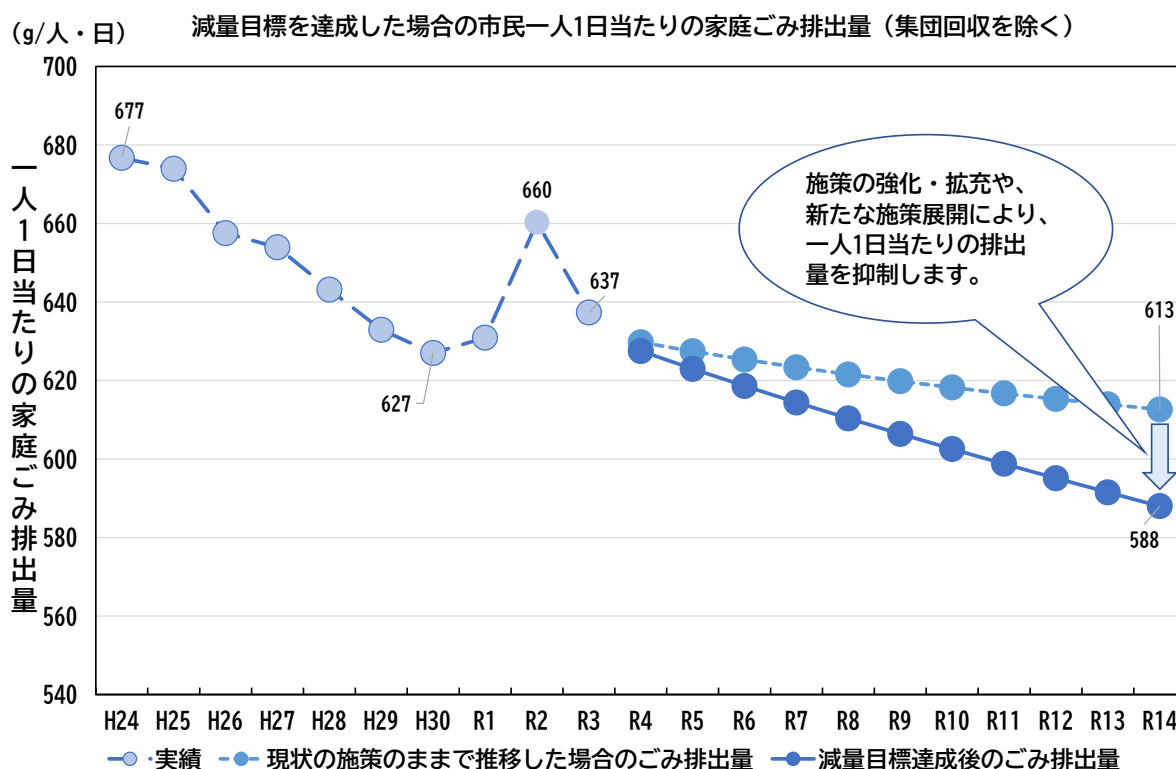
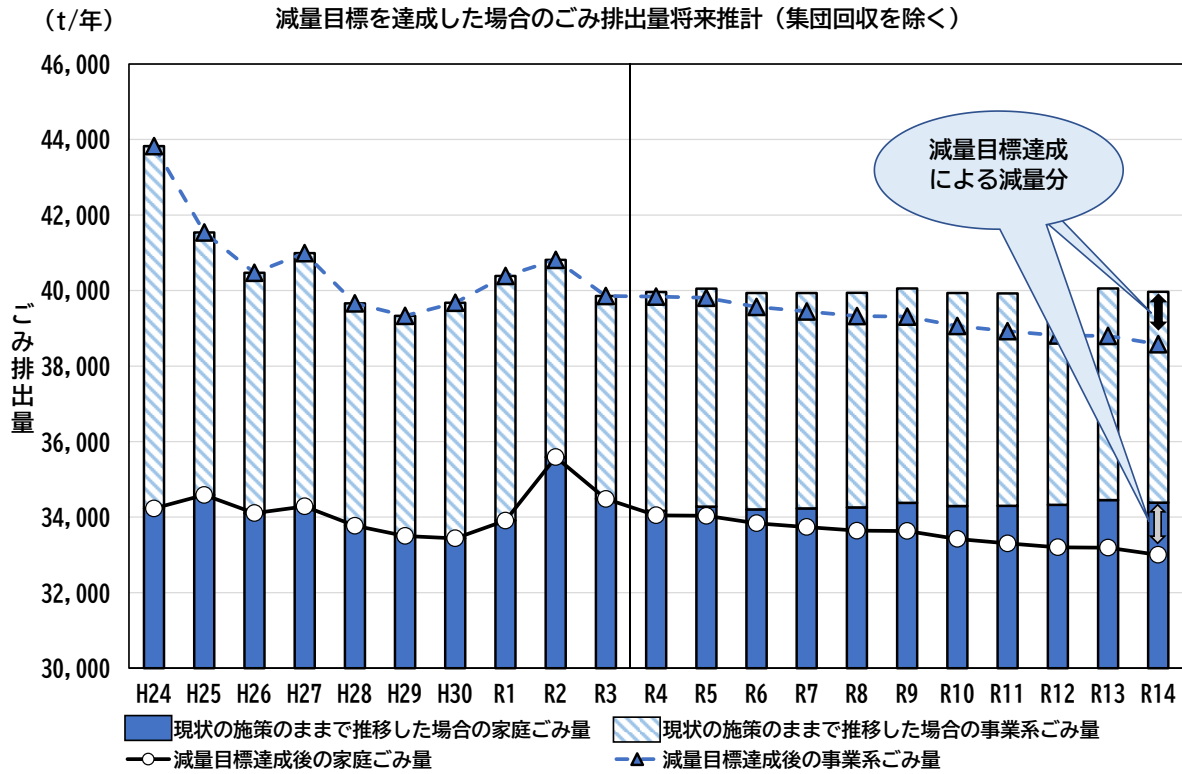


図 1-19 減量目標を達成した場合のごみ排出量将来推計



第4章 | 今後求められる取組

計画期間である今後の10年間で各主体（市民・市民団体、事業者、市）が行う主な取組を以下に示します。

4-1 施策の体系

基本施策	主な施策
1 ごみ・資源物の発生抑制・排出抑制	(1) 排出者責任*に基づいたごみの減量
	(2) 分別・リサイクルの推進
	(3) 拠点回収・宅配便回収・集団回収
	(4) ごみと資源物の取り扱いの適正化
	(5) 事業系一般廃棄物の減量と資源化
	(6) 食品ロスの削減
2 連携の推進	(1) 市民・市民団体、事業者、行政の連携
3 啓発の拡充	(1) 情報提供の推進 重点施策
	(2) 学習機会の提供
	(3) 子どもへの環境教育
	(4) 環境啓発施設の活用 重点施策
4 ごみ処理の効率化	(1) ごみ収集・処理事業の効率化と環境負荷低減
	(2) プラスチックの分別・収集・処理についての検討 重点施策
5 クリーンセンターの運営	(1) 処理施設の安全・安心・安定稼働
	(2) エネルギー供給システムの利活用
	(3) 広域連携の検討
6 最終処分場の有効利用	(1) 埋立処分量ゼロの維持
	(2) エコセメント事業への支援
7 災害時の対応	(1) 災害時の体制整備
	(2) 災害時のエネルギー供給

基本施策1 ごみ・資源物の発生抑制・排出抑制**(1) 排出者責任に基づいたごみの減量**

- ごみゼロを目指すためには、排出者が、自らの責任を意識し、行動することが重要です。市民一人1日当たりのごみ排出量は多摩地域の平均を大きく上回っており、各主体による更なる3Rの推進が急務といえます。
- 市民はライフスタイルの見直し等により、マイボトルやマイバッグ等の繰り返し使えるものの使用や、不要な物を捨てる前に譲りあうリユース活動、食品ロスの削減を意識した購入といった行動を積極的に行います。
- 事業者は、食品ロスの削減やリターナブル食器等への変更（食料品店・飲食店）、新聞・紙パック・ペットボトル等の自主回収（スーパー、販売店）等のような、ごみを減らす取組を進めます。
- 市は、市民・事業者等の排出者によるごみや資源物を減らす自主的な取組が行われるように呼びかけるとともに、必要となる支援等を検討・実施します。
- 充電電池等の適正処理困難物に関して、分別廃棄を行い易い製品設計や生産者自らの回収ルート拡充等について、更なる見直しが必要な状況です。市は、これらの適正化にあたり、拡大生産者責任*の考え方をベースに、今後も引き続き東京都や多摩地域の自治体等と協力・連携し、国等への働きかけを行います。

(2) 分別・リサイクルの推進

- 市民・事業者は、燃やすごみの中に資源化できる紙類やプラスチック製容器包装等が15%程度含まれている現状（令和3年度実績）の改善を図るため、分別を徹底し資源化に努めます。
- ⑩ ● 市民は、市の設置するリユース掲示板「むさしのエコボ」や、地域情報サイト「ジモティー」等を利用して、不要な物を捨てる前に譲りあうリユース活動を行います。
- 市民・市民団体は、生ごみや落ち葉の資源化（堆肥化*）に取り組み、市はその推進を図ります。
- 市は、剪定枝、草葉の資源化を引き続き推進します。また、資源化処理の対象にかかる課題について検討します。
- 市は、燃やさないごみ・粗大ごみから小型家電製品のピックアップ回収を行い、マテリアル回収事業を継続します。また、回収した希少金属等の有価物の売却を推進します。

(3) 拠点回収・宅配便回収・集団回収

- 市民は、紙パックや年賀はがきを排出するときは拠点回収を、小型家電を処分するときは拠点回収や宅配便回収を利用することで、資源化の促進を図ります。また、小型家電等の排出に際しては、リチウムイオン電池やスプレー缶等による事故防止

に努めます。

- 市は、小型家電回収ボックスの継続設置やパソコン・小型家電の宅配便回収事業者の周知を通じて、クリーンセンターの事故リスク抑制とリサイクル回収を推進します。
- 集団回収は、行政収集を補完するシステムとして有益と考えられます。これは、市の全域を網羅する形で自治会・町会が組織されていない本市においても同様です。
- 廃棄物行政や地域コミュニティにとって意義のある取組として集団回収が進められています。一方で、一部の団体において集団回収と行政収集の二重の収集体制になっていることなどから、今後は二重体制の解消等に向けて整理を進めます。

(4) ごみと資源物の取扱いの適正化

- ごみ・資源物の不適正処理や不法投棄について、調査・把握と必要に応じた防止の指導を徹底します。
- ごみ減量・資源化に向けた施策等の基礎データとするため、定期的な家庭ごみの組成分析調査を継続的に行います。
- 資源物については、適正な取り扱いに資するよう、今後も有料化の是非等、更なる検討を続けます。

(5) 事業系一般廃棄物の減量と資源化

- 平成25年度の適正負担のための処理手数料改定により、事業系一般廃棄物の燃やすごみ量は減っていますが、市は今後も継続した減量と資源化指導を実施します。
- 市は、多量排出事業者への立入検査によるきめ細かな減量資源化指導を維持します。また、指導を通じて、生ごみの資源化を推進することによりごみ焼却量を減らします。小規模事業者への指導も継続し、適正排出率の維持向上を図ります。
- 市は、事業者に対して、製造・流通事業者の拡大生産者責任による自主回収を促します。また、商品の販売時における簡易包装化や賞味期限切れによる廃棄物の発生抑制等について働きかけを行います。
- 市は、事業者に対して、ごみ減量・資源化等の啓発を行い、優良事業者に対する顕彰を行います。
- 市は市内の大規模事業所の一つとして、環境マネジメントシステムの運用等、市自らが率先して発生抑制、分別、資源化により一層取組むとともに、環境配慮への取組を推進します。

(6) 食品ロスの削減

新

- 家庭ごみの組成分析調査（令和3年度）では、燃やすごみの約40%は厨芥類（生ごみ）、約13%は食品ロス（本来食べられるのに捨てられてしまう食品）でした。令和元年10月に食品ロス削減推進法が施行されている中、各主体による食品ロス削減に向けた取組を進め、ごみ（生ごみ）の減量を図ることが必要です。なお、内容の詳細については食品ロス削減推進計画に記載します。

基本施策2 連携の推進

(1) 市民・市民団体、事業者、行政の連携

- 本市では、様々な市民団体がごみ減量・資源化に関する活動を行っています。市民団体による活動がより活発に行われるよう、クリーンむさしのを推進する会*をはじめとする市民団体と市との連携を推進します。市民団体は、市との役割分担を意識し、行政では行き届かない、あるいは草の根的な手法が有効な身近な活動を、顔と顔が見える関係の中で行い、市との連携を図ります。
- 市民・市民団体、事業者、行政の各主体は、環境啓発イベント等への参加・出展により様々な主体との交流に努めます。
- まちの美化は市民による活動により保たれるものであるとの認識のもと、美化活動に係わるボランティア活動を推進します。
- ⑩ ● 市は、事業者の店頭回収や新聞販売店の自主回収を、行政収集を補完する取組として位置付け、対象事業者を市ホームページ等でPRします。また、大規模事業所への立入検査等の機会を捉えて、事業者への働きかけ・提案を強化します。

基本施策3 啓発の拡充

(1) 情報提供の推進

重点施策

- 市は、ごみや3R等に関する情報について、ホームページ・市報等の紙媒体・SNS等の様々な情報発信ツールを用い、動画の活用やタイムリーな情報発信等、効果的かつ広く提供します。これにより、市民・市民団体、事業者のごみの発生抑制・排出抑制・分別等の動機付けを図ります。また、多言語等による情報発信も検討・実施します。
- 情報提供媒体の具体例としては、ごみニュース、ごみカレンダー、ごみ便利帳などが挙げられます。情報の内容としては、ごみの組成と分別の徹底（特にリチウムイオン電池等の電池・充電電池を危険・有害ごみに分別すること等）、ごみの収集日、ごみの行方、市民・事業者等によるごみの減量のための自主的な取組、ごみ処理経費と処理に係る環境負荷、クリーンセンターに関する内容、二ツ塚処分場（最終処分場）に関する内容等があります。
- 本市は移動の多い単身世帯や若年層が人口の約1割を占めているため、ごみ便利帳等の媒体により、転入時の意識付けを行います。
- ⑨ ● 市は、事業者によるサーキュラーエコノミー*の取組が推進されるように、国や都と連携し、事業者への情報提供等を行います。

(2) 学習機会の提供

- 市は、ごみゼロを目指す意義・理由等を、わかりやすく、かつ、日々の取組のきっかけとなるよう、様々な主体と連携して周知します。特に、ごみに関する様々な事項について、市民・市民団体、事業者が自らに関わる重大な問題であることを認識し、ごみ発生抑制のためのライフスタイルの転換につながるよう、学習の機会を提供します。
- 具体的な事業例としては、3R環境啓発講座、出前講座、環境にやさしい買い物キャンペーンなどが挙げられます。周知する事項の内容としては、ごみ問題は環境問題であるにとどまらず、多額の経費が必要な事業であること、燃やすごみや燃やさないごみに含まれる資源物の分別の徹底、世帯人数・世代等によりごみ排出量・組成の傾向が異なることを踏まえた家庭ごみの発生抑制の方法、エコクッキングや生ごみ堆肥化、マイボトルの利用等の家庭で可能な取組の紹介等があります。

(3) 子どもへの環境教育

- 市は、子どもたちに幼い頃からごみについて学び、行動してもらうことで、将来的なライフスタイルの変化に繋がります。また、小学生等若年層に対する環境教育（夏休みごみ探検隊、子ども向けのパンフレット、出前授業、クリーンセンターの社会科見学、むさしのエコreゾートでのワークショップ等）を行うことで、内容が保護者世代にも伝わり、家庭内みんなのごみの減量・資源化へ向けた行動に繋がるよう促します。
- 環境教育の内容については、教育部局との連携を図るなどして、学校教育との結び付きを図ります。

(4) 環境啓発施設を活用した啓発

重点施策

- 市民参加により実現したごみ処理施設である旧クリーンセンターの一部をリノベーションし、むさしのエコreゾートは令和2年11月に開館しました。
- むさしのエコreゾートは、旧クリーンセンター建設に至る市民参加の歴史や議論、成果、関わった方たちの思いなどを次世代に引き継ぐとともに、クリーンセンターと連携して、ごみの発生を可能な限り抑制し、持続可能なまちを目指します。
- 市は、クリーンセンターとむさしのエコreゾートを相互に活用し、ごみをはじめとした資源・エネルギーその他の環境に関する啓発を推進し、市民一人ひとりの環境配慮行動を促し、市域全域へと広げ、SDGsの達成に貢献します。

基本施策4 ごみ処理の効率化

(1) ごみ収集・処理事業の効率化と環境負荷低減

- 市は、多額のごみ処理経費に対して、環境負荷の低減と事業の効率化によるコスト削減を目的として、今後も収集品目、処理方法、収集頻度及び分別・回収方法等の改良についての研究を継続します。
- 市は、一人暮らしの高齢者等のごみを出すことが困難な世帯を対象とした「ふれあい訪問収集*」を継続して実施します。
- トータルでの環境負荷の低減や事業効率化を目指し、合理的な収集運搬体制、中間処理手法（市指定有料ごみ処理袋の素材や、電気パッカー車の有効性等）の研究・検討を続けます。
- 市は、資源物を選別・圧縮梱包・保管する資源化施設*については、今後の処理方法、処理施設などについて、広域処理の可能性も含め、効率的で環境負荷の少ない処理形態を調査・検討します。
- 市は、「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」にて示された感染防止策を講じつつ、安全で安定した廃棄物の適正処理を行っていきます。

(2) プラスチックの分別・収集・処理についての検討

重点施策

- ⑨ ● 本市が掲げる 2050 年ゼロカーボンシティの実現に向けて、クリーンセンターに搬入される廃プラスチックの焼却量の削減が不可欠です。そこで、プラスチック資源循環法等を踏まえたプラスチック製品の分別収集・資源化（再商品化）の実施に向け、コストや事業者の確保等の課題を整理、検討していきます。併せて、持続可能な資源としてバイオプラスチック類製品の普及を推進していきます。
- 容器包装リサイクル事業の法制度の見直しについては、事業者と市町村の役割分担・費用負担*のあり方や制度の実効性などの抜本的な問題の解決について、今後も国や東京都に要望を行います。
- 海洋プラスチックごみ汚染問題やマイクロプラスチック問題等に対する国の動向を踏まえつつ、トータルな環境負荷の低減を目指して研究を行います。

基本施策5 クリーンセンターの運営

(1) 処理施設の安全・安心・安定稼働

- 現在、クリーンセンターの施設運営はDBO方式により平成29年度より20年間、民間の施設運営委託事業者（以下「施設運営事業者」という。）が行っています。この長期包括運営委託の際に、施設運営事業者に対して規定した「要求水準書」や「運営業務委託契約書」等に記載されている施設整備や運転管理等が適正に実施されているかについて、運営モニタリング(専門家による技術支援)を定期的に実施し、市の責任において指導・監督を行っていきます。
- 施設運営事業者自らがセルフモニタリングを行うとともに、市と施設運営事業者による施設の運転、維持、管理等に関する合同会議を定期的に開催し、施設の安心・安全・安定稼働を行っていきます。
- クリーンセンターでは、最新鋭の焼却処理システム*や乾式の排ガス処理によって、きれいな状態のガスを排出しています。排ガスの状態（数値による有害物質の排出状況）について、ホームページの掲載だけでなく、デジタルサイネージや見学者通路でも表示し、ごみ処理の安全性に関する理解の促進を図っていきます。
- 現在、定期的に開催しているクリーンセンター運営協議会で、クリーンセンターの運営状況等に関して協議や情報共有を行い、今後も市と住民との相互理解を図っていきます。
- 過去の消防出動による火災事故を受け、クリーンセンター内の設備の増強を行いました。リチウムイオン電池等を原因とする火災事故が発生しないよう、施設の安全・安心で安定的な稼働を行っていきます。
- リチウムイオン電池混入による発煙・発火は、本市のクリーンセンターだけでなく、全国のごみ焼却施設で発生しています。この状況を踏まえ、本市での住民への分別に関する周知、啓発だけでなく、国、都等に働きかけ、連携した対策を検討していきます。
- 災害時や緊急事態等によりごみ処理に支障をきたさないために、二ツ塚処分場での焼却灰の受入れができない場合の民間施設への搬出を研究します。

(2) エネルギー供給システムの利活用

- 市は、ごみ発電を核として、市役所本庁舎等の周辺公共施設と連携させ、地域全体でエネルギーを融通していきます。
- 近隣公共施設に配備した蓄電池について、適切な充放電管理を行い、昼夜のエネルギー需要ギャップの平準化を引き続き推進していきます。
- 自己託送制度の活用により、夜間の余剰分の電気を市内小中学校（18校）に供給し、電力会社からの電力の購入量を減らすことで、地域全体のCO₂排出量の削減及びエネルギーの地産地消を推進していきます。

- 市は、エネルギーの需給にあたって、CEMS（地域エネルギーマネジメントシステム）を活用し、最適なエネルギー需給が実現するクリーンセンターの年間最適化運転計画の立案を進めていきます。
- 市は、施設の運営事業者とエネルギーに関する運用会議を継続して開催し、エネルギーの有効かつ効率的な利用について引き続き検討を行います。
- ごみ発電を核とするエネルギー地産地消事業について、関係各課、事業者と連携しながら、総合的な視点から、更なる効率的・効果的なエネルギー利用について検討を行います。

（３）広域連携の検討

- 市は、ごみ処理において、環境負荷やコストの低減といった見地から本市単独ではなく近隣地域との連携が望ましい分野（ごみ処理の相互協力、分別区分・資源化方法の統一等）については、広域的な取組の実現について検討します。
- 市は、施設の長期的整備、突発的な故障などに対応するため、多摩地域ごみ処理広域支援体制を継続します。
- ⑧ ● 定期点検や緊急事態等によりごみ処理に支障をきたさないよう、可燃ごみ、不燃ごみについて近隣自治体等との相互支援を実施しています。今後は相互支援の体制を見直し、安定的なごみ処理を推進します。
- 市は、ごみ処理施設のあり方について、今後も研究を継続します。

基本施策6 最終処分場の有効利用

(1) 埋立処分量ゼロの維持

- 燃やさないごみ・粗大ごみの選別残さの焼却及び焼却残さ*の最終処分場でのエコセメント化により、現在本市のごみは埋立処分されていません。市は、エコセメント化を継続して進めていきます。
- 各主体は、最終処分場の長期使用や、埋立処分を行わないために実施されているエコセメント化に伴う環境負荷や多額なコストの低減のため、今後のごみ減量による焼却残さを減量することに努めます。
- 市は、令和8年度以降に行われるエコセメント化施設の更新工事に関して、たま広域資源循環組合と情報共有するなどして連携し、エコセメント事業の継続を推進します。

(2) エコセメント事業への支援

- 日の出町住民のご理解・ご協力の基に建設された二ツ塚処分場内において、東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設が稼働し、焼却灰のエコセメント事業が行われています。エコセメントは、多摩地域各市町から排出されたごみの焼却残さを原料に土木建築資材として再利用するものであり、エコセメント事業を推進していくためには、地域内で使用促進することが必要です。
- 市は、本市の公共事業等においてエコセメントを優先調達物品として率先して使用することにより、事業を支援していきます。

基本施策7 災害時の対応

(1) 災害時の体制整備

- 地震等の災害時には、迅速かつ適正な廃棄物処理が必要です。市は、災害がれき等の処理について、武蔵野市地域防災計画に基づき、仮置場の確保に努めるとともに、収集運搬および処理体制の構築を図ります。また、災害時の一般廃棄物全般の処理について、最終処分場を運営する東京たま広域資源循環組合や民間事業者と連携しながら処理体制の維持に努めます。
- 一方、発災後の状況によっては水洗式便所が使用不能になることや、バキュームカーによる収集運搬が困難になる事も考えられるため、市は、し尿処理についても災害時の家庭ごみの処理と一体的に検討を進めます。
なお、内容の詳細については災害廃棄物処理計画に記載します。
- クリーンセンターのガス・コージェネレーション*設備を活用し、停電時の「ブラックアウトスタート機能」(電力会社から電気が供給されなくても稼働ができる機能)により発電を行い、焼却炉の再稼働を実施します。

(2) 災害時のエネルギー供給

- 電力会社から電気が供給されなくても、焼却炉の立上げ・立下げが可能なため、災害時の対策拠点となる市役所・総合体育館等に継続して「電気・蒸気」を供給し、行政機能の維持を図ります。

第3部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現状

市の下水道整備事業は昭和29年に着手し、昭和40年代に大きな進展があり、昭和62年度には公共下水道の普及率は100%に達しました。これにより、し尿を含む生活排水は公共下水道によって処理されることとなりましたが、市内に残る一部の水洗化されていない一般家庭の汲取式便所や、建築現場等の仮設トイレから排出されるし尿については、今も汲取りによる収集運搬・処理が必要です。これらについては一般廃棄物として市が民間委託により収集を行い、一部事務組合として武蔵村山市に設置されている湖南衛生組合の処理施設へ運搬し処理しています。仮設トイレのし尿汲取りについては、令和3年度は378件の申請があり、387仮設便槽を収集しました。

昭和36年に設置された湖南衛生組合のし尿及び汚泥の処理量は、公共下水道の進展とともに激減し、現在ではピーク時の100分の1程度となっています。平成26年2月から平成29年2月にかけて施設の老朽化に伴い総合的な整備事業を行い、処理量に見合った施設が平成28年4月から稼働しています。

なお、同組合の構成団体は令和4年4月現在、武蔵野市、小金井市、小平市、東大和市、武蔵村山市の5市ですが、令和5年度より立川市及び国分寺市が加入することとなっています。

表 1-10 公共下水道処理面積、推定処理人口及び普及率

年度	住民基本台帳人口(A)	排水面積(B): ha	処理面積(C): ha	推定処理人口(D)	水洗化人口(E)	面積(C/B)	処理対象(D/A)	水洗化人口(E/A)
H29	145,016	1,073	1,073	145,016	145,008	100.0%	100.0%	99.9%
H30	146,128	1,073	1,073	146,128	146,122	100.0%	100.0%	99.9%
R1	146,847	1,073	1,073	146,847	146,841	100.0%	100.0%	99.9%
R2	147,677	1,073	1,073	147,677	147,672	100.0%	100.0%	99.9%
R3	148,235	1,073	1,073	148,235	148,230	100.0%	100.0%	99.9%

*住民基本台帳人口は10月1日現在の数字

*水洗化人口には、し尿槽人口を含む。

表 1-11 し尿処理量の推移

年度	総人口	下水道人口	浄化槽人口	し尿人口	し尿収集量(kℓ)	直営(kℓ)	委託(kℓ)	し尿槽清掃(kℓ)
H29	145,016	145,008	-	8	91	-	91	112
H30	146,128	146,122	-	6	81	-	81	167
R1	146,847	146,841	-	6	84	-	84	169
R2	147,677	147,672	-	5	73	-	73	130
R3	148,235	148,230	-	5	68	-	68	104

*総人口は10月1日現在の数字。

*し尿収集量には、仮設便所汲取量を含む。

表 1-12 し尿処理施設の概要

設立年月日	昭和36年6月1日
名 称	湖南衛生組合（湖南処理場）
所在地	東京都武蔵村山市大南5丁目1番地
構成団体	武蔵野市、小金井市、小平市、東大和市、武蔵村山市 当初「武蔵野・小金井・村山地区衛生組合」として設立許可。 昭和40年5月1日「湖南衛生組合」と名称変更と共に小平市及び 大和町（現東大和市）が加入
組 織	組合議会議員10名（平成23年4月1日より） 管理者1名、副管理者4名、監査委員2名、会計管理者1名 一般職員3名
処理能力	4.1kℓ／日（平成28年4月より） 前処理希釈放流方式

第2章 | 今後の取組

1 基本方針

公共下水道の整備が完了していることから、し尿を含めた生活排水についてはすべて下水道での処理がなされるよう、未接続の家庭に対しても水洗化を働きかけます。

また、未接続の家庭及び毎年ある程度の発生が見込まれる仮設トイレやビルピットのし尿の収集・運搬・処理については、適正な体制を維持します。

なお、湖南衛生組合へ2市が加入することにつき、生活排水処理について特段の影響はない予定です。

2 災害時の対応

地震等の災害時には、迅速かつ適正なし尿処理が必要となります。災害時に避難所等より発生するし尿の処理については、東京都と締結した覚書に基づき都の下水処理施設である北多摩一号水再生センターに搬入・処理します。この運用が円滑に行えるよう、民間事業者と協力した搬入訓練も継続して実施します。

一方、発災後の状況によっては水洗式便所が使用不能になったり、バキュームカーによる収集運搬が困難になる事も考えられます。このため、災害時のし尿処理については家庭ごみの処理等と一体的に検討を進めます。

第2編 食品ロス削減推進計画

第1章 | 計画の背景と目的

「食品ロス」とは、本来食べられるにもかかわらずごみとして捨てられてしまう食品のことをいい、食品の生産・製造、流通、消費の各段階において発生しています。世界では、飢えや栄養不足の状態にある人が多数おり、廃棄物の処理にも多額の費用がかかっているなど、食品ロスの削減は喫緊の課題です。国際的にはSDGsにおいて、2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の1人当たりの食料廃棄を半減するという目標が掲げられています。

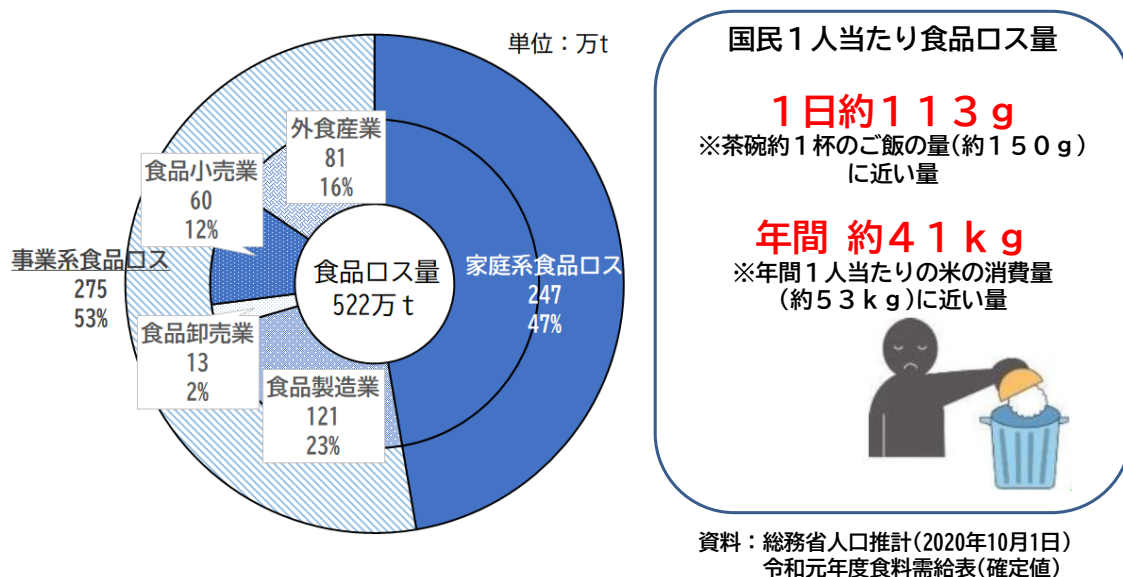
国内での食品ロスの量は約522万tで、排出量の約47%は家庭から、約53%は食品関連事業者からと推計されています(令和2年度)。国民1人当たりの食品ロスは年間約41kg、1日約113gで、これは茶碗1杯のご飯を捨てているのに近い量になります。一方で、我が国の食料自給率は37%(令和2年度、カロリーベース)で、食料を海外からの輸入に大きく依存している状況です。

国も、令和元年10月に「食品ロス削減推進法」を施行し、令和2年3月に閣議決定した「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の中で、「平成12(2000)年度比で令和12(2030)年度までに食品ロスの量を半減させる」ことを目標として掲げています。

喫緊の課題である食品ロスを削減することにより、家計や地方自治体財政への負担軽減、CO₂排出量の削減による気候変動への対応、食品の生産や廃棄に伴うエネルギー等のロスの削減などに加えて、食に関わる文化の再認識につながることも期待されています。

これらの食品ロスを取り巻く現状を踏まえ、市民や事業者等と連携して食品ロス削減の取組を進め、市民や事業者等の食品ロス削減の意識向上や行動に繋げていくために、「武蔵野市食品ロス削減推進計画」を策定します。

図2-1 国内の食品ロス



出典)「食品ロスとは」(農林水産省 Web サイト)

第2章 | 計画の位置づけ

本計画は、食品ロス削減推進法第13条第1項の規定に基づき策定する「市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」（市町村食品ロス削減推進計画）として位置付けます。また、ごみ処理基本計画の基本理念に則るとともに、「武蔵野市食育推進計画*（平成30年3月）」等の本市の諸計画との整合性を図ります。

第3章 | 計画の期間

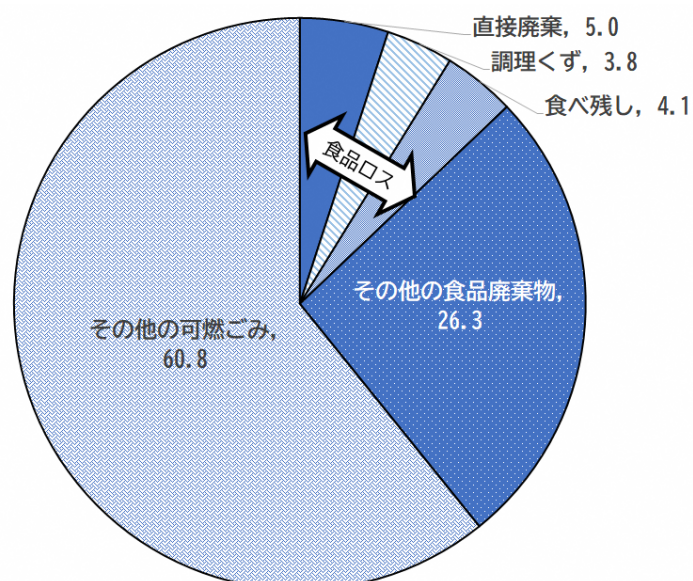
計画期間は、一般廃棄物処理基本計画の計画期間である、令和5年から令和14年までの10年間とします。

第4章 | 市の現状と課題

（1）家庭・事業所から排出される食品ロス量の推計

令和3年度実施の「ごみ組成分析調査」の結果では、家庭から出る燃やすごみのうち厨芥類（生ごみ）が約39.2%、食品ロスが約12.9%です。令和3年度の燃やすごみ量（市収集分21,139t）をこの割合で換算すると、市内の家庭ごみから8,282tの厨芥類が排出され、2,729t（市民1人1日当たり50.5g）が食品ロスとして廃棄されていると推計されます。また、事業系の食品ロスに関しても、国の調査から推計すると、本市は飲食・宿泊・小売業の事業所が多いことから、高い比率で廃棄されていることが見込まれます。

図2-2 燃やすごみに占める食品ロス排出状況(%)



※「調理くず」は令和4年度調査から名称を「過剰除去」に変更

(2) 本市のこれまでの取組

本市では、主に以下のような啓発事業等の取組を行ってきました。

- ①「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」への参加（H29～）
- ②3R環境講座（H28以降、主に食品ロスをテーマに開催）
- ③クックパッドへの食品ロス削減レシピ掲載
- ④食べきり運動チラシの作成、配布（H30）
- ⑤てまえどりポップの作成、配布（R3）
- ⑥フードシェアリングサービス「TABETE」事業者との連携協定（R4）

(3) 食品ロス削減推進の方向性

食品ロス削減のためには、製造、販売、消費の各段階における行動変容につなげることが重要であり、市民や事業者に求められている取組を周知・啓発することが必要です。また、市民・市民団体、事業者、市が協働して食品ロス削減に結び付く取組を推進していくことが必要と考えられます。

第5章 | 計画目標

国や都の食品ロス削減の基本方針等を踏まえたうえで、次のとおり数値目標を設定します。市民・市民団体、事業者、市の連携により、様々な取組を展開し、目標達成を目指していきます。また、排出状況の定期的な把握（ごみ組成分析）により進捗を管理します。

【数値目標】

項目	基準年度	目標年度
	H30	R14
食品ロス量(t)	2,847 t	2,298 t
対 H30 削減率 (%)	-	19.2%
(一人1日当たり食品ロス量 (g))	(53.3 g)	(40.4 g)

※表の食品ロス量は家庭ごみのみの数値

※平成30年度実績値については、平成28～30年度の平均値を計画目標の基準として採用

※対H30削減率は、東京都の食品ロス量実績及び東京都食品ロス削減推進計画の2030年目標に基づき作成

※一人1日当たり食品ロス量は、参考値として示す。

第6章 | 目標達成に向けた取組

食品ロスの発生抑制を促すため、幅広い世代の方々に向けた普及・啓発を行います。また、食品ロス削減のために、市民・市民団体、事業者、市が協働して取り組むことが必要です。

【事業（例）】

- ①食品ロス削減レシピ等による広報活動（3R環境講座・クックパッド等）
- ②食品ロス削減のパネル・動画等を活用した啓発の実施
- ③外食、宴会時の「食べきり」啓発物の作成・配布
- ④フードシェアリング事業の促進（TABETEの周知を行う、導入店舗の拡充を図る。）
- ⑤フードバンク*・フードドライブ*の紹介（市内団体、民間事業者等）
- ⑥環境、福祉保健、教育等の各部署との情報共有、連携

第7章 | 各主体の行動指針と具体例行動

1 行動指針

食品ロスを削減していくためには、市民・市民団体、事業者、市の各主体が可能なことから実施する必要があります。市には、連携して取り組めるような情報提供等の役割が求められています。また、事業者には、市民が実行しやすい環境を整備する取組が求められます。

そのため、各主体の行動指針を次のように設定します。それぞれが役割を果たし、さらに新型コロナウイルス感染症の影響による新しい生活様式への転換も考慮しつつ、多様な主体が連携・協働して食品ロス削減の取組を進めます。

市民・市民団体	一人ひとりが食品ロスを減らすことの重要性を理解し、行動するように努めます。
事業者	従業員・市民等が食品ロスの削減に取り組みやすい環境づくりに努めます。
市	自ら食品ロスの削減に積極的に取り組みます 市民・市民団体、事業者の食品ロス削減を促進するための取組を推進します。 情報を収集し、市民・市民団体、事業者への普及啓発を行います

2 具体的行動（例）

市民	【買い物時】 <ul style="list-style-type: none">・出かける前や毎週金曜日に冷蔵庫の中身をチェックし、買いすぎない。・買い物時には使いきれ的分だけを購入し、その際には量り売りなども併せて活用する。・フードシェアリングサービスを活用する。 【調理時・自宅】 <ul style="list-style-type: none">・作りすぎに注意する。・冷蔵庫の在庫管理を定期的に行う。・ローリングストック（賞味期限の古いものから消費し、消費した分だけ買い足すこと）を意識した備蓄・管理をする。・調理の際には、過剰除去がないように心掛け、食材の食べられる部分は出
----	---

市民	<p>来るだけ活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賞味期限切れの食品は、すぐに捨てるのではなく、自己責任の判断でまだ食べられるかどうか確かめるようにする。 ・リメイクレシピなどの、食品ロス削減を目的としたレシピを活用する。 ・食材の使いきり ・生ごみの水切り ・残った食品や料理を入れた容器に日付を記入 <p>【外食時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外食の際には、食べきれない量を考えた注文をし、提供された料理は、付け合わせや飾りの野菜等も含めておいしく食べきるように努める。 ・3010運動（宴会・外食時の最初の30分と最後の10分は席に着いて料理を食べようという運動） <p>【共通・その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食べ残しをしない。 ・特に家庭内において、子どもに対して食品ロスの削減につながる取組が習慣になるような教育を行う。 ・フードバンク、フードドライブ等の利用
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・国や都、市町村等が実施する食品ロス削減に向けた取組等へ参加、協力する。
事業者	<p>【食品製造業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造工程等における適正管理 ・消費実態に合わせた容量の適正化 <p>【食品卸売・小売事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・季節商品の予約制等、需要に応じた販売 ・小分け販売や少量販売等、消費者が使い切りしやすい工夫 ・賞味・消費期限に近い食品の売切り ・災害時用備蓄食品の有効活用 <p>【外食事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見栄えのために食べきれない量を提供しない ・小盛・小分けメニューの提供など、食べきれない量を選択できる仕組み ・食べきりの呼びかけ、衛生上の注意事項を説明したうえで、消費者の自己責任を前提とした持帰りの実施 <p>【共通・その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天候や消費者特性等を考慮した仕入れ ・リデュース、リユースに努めたうえで、どうしても廃棄しなければいけない食品が出た場合には、食品リサイクル法に基づきリサイクルを行う。 ・市や都が実施する食品ロス削減に対する施策に対して積極的に協力する。 ・余った食品をフードバンク団体等に寄付する。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら率先して食品ロスの削減に向けた取組を実践する。 ・市民、事業者の取組に対して支援を行う。 ・市内家庭の燃やすごみに含まれる食品ロスの割合を調査し、結果を公表するとともに、調査に基づいた効果的な啓発や働きかけを行う。 ・事業者としての市の取組の一つとして、食育・給食の部署と連携をし、子どもへの食育や食品ロス削減に努める。 ・学校給食残さ資源化の推進 ・フードシェアリングサービスの啓発

第3編 武蔵野市災害廃棄物処理計画

はじめに

武蔵野市災害廃棄物処理計画（以下「本処理計画」という。）は、非常災害発生時、適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物の処理を進めるために策定したものです。また、本処理計画に基づく災害廃棄物の処理の具体的な手順等については、「武蔵野市災害廃棄物対策マニュアル」を別途作成します。そのため、本処理計画においては、平時の被害想定や非常災害時における支援物資や避難所の開設等に関する事項等は含まれていません。

第1章 | 総論

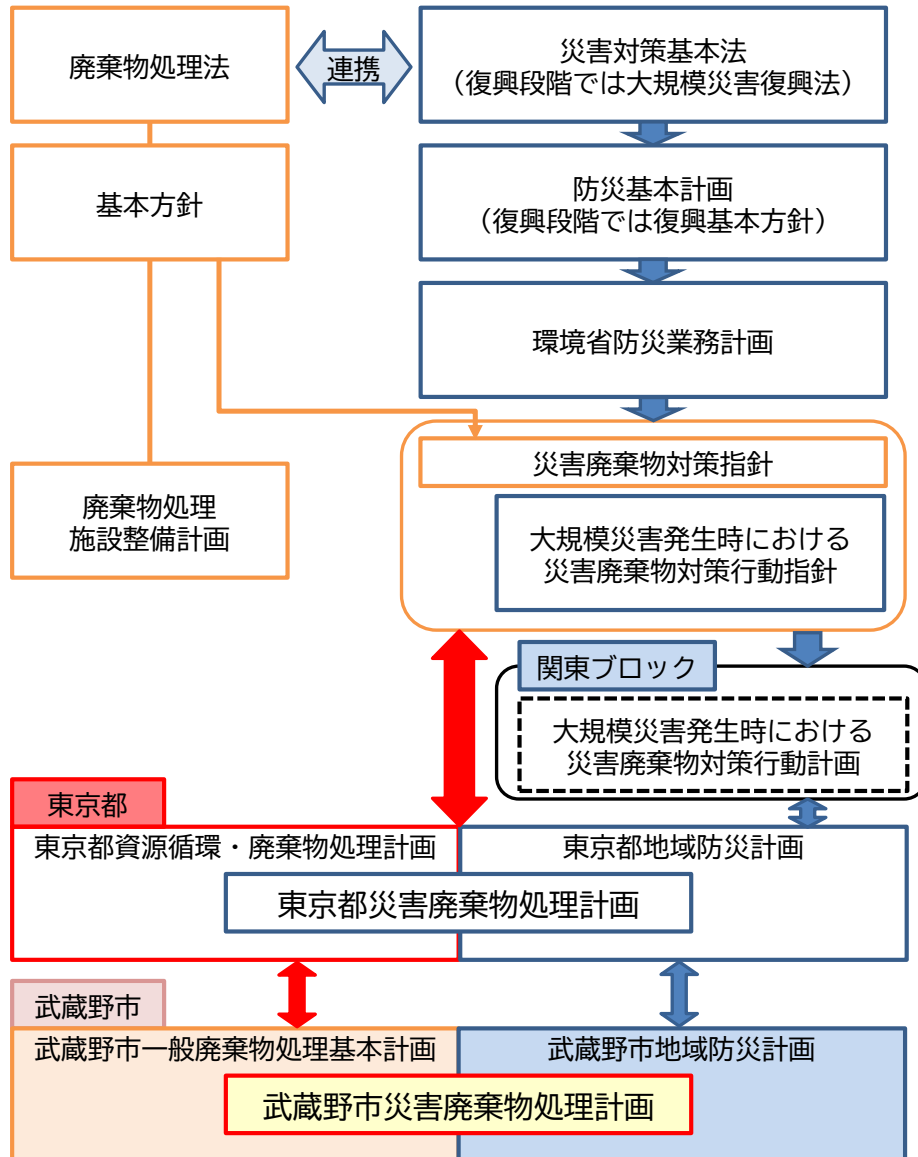
1-1 目的

非常災害により生じた一般廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の処理に当たっては、市民の健康への配慮や安全の確保、衛生や環境面での安全・安心のため、適正な処理を確保し、円滑・迅速に処理することを目的とします。

1-2 計画の位置づけ

本処理計画は廃棄物処理法の規定により定める「武蔵野市一般廃棄物処理基本計画」及び災害対策基本法の規定により定める「武蔵野市地域防災計画」に基づき策定するもので、災害廃棄物の処理にあたり対象とする廃棄物及び業務の基本方針等について定めたものであり、本処理計画を基に災害廃棄物の処理を行います。また、本市の諸計画等（「武蔵野市国土強靱化地域計画」「武蔵野市震災復興マニュアル」等）との整合性を図ります。

図 3-1 計画の位置付け



参考：東京都災害廃棄物処理計画(平成 29 年 6 月)

1-3 処理主体

廃棄物処理法において災害廃棄物は一般廃棄物に区分され、本市で発生した災害廃棄物の処理主体は市となります。

災害の規模、災害廃棄物の量や種類により、市で処理することが困難な場合は、近隣市区町村等及び民間事業者からの支援を要請します。また、地方自治法第 252 条の 14 第 1 項に基づき、都への事務委託を行うものとします。

1-4 計画の対象

1 対象とする災害廃棄物

本処理計画で対象とする災害廃棄物は、地震災害、水害等の自然災害により特に処理が必要となった廃棄物及びし尿で、表 3-1 のとおりとします。また、一般廃棄物処理に関しては、特に平時と異なる対応（例えば家庭の粗大ごみの受入制限など）も必

要となります。

(1) 災害廃棄物

○地震や水害等の非常災害により被災した住民からの粗大ごみ、家庭ごみ（生活ごみは除く。）、避難施設等で排出されるごみ、被災建物の撤去（必要に応じて解体）等で発生する廃棄物とします。

○避難施設等の仮設トイレ等から搬出するし尿も含まれます。

○事業所からの廃棄物は、発災後、廃棄物処理法第 22 条に基づく国庫補助の対象となった事業所で災害に伴い発生したものを除き、原則として事業者が処理を行うものとします。

(2) その他の一般廃棄物（家庭・事業系）及び産業廃棄物

○家庭の一般廃棄物は、通常生活で排出される生活ごみ、家庭のし尿です。

○事業者による事業活動に伴う廃棄物は、非常災害時であっても、平時と同様に事業系一般廃棄物及び産業廃棄物に区分されます。

○これらの廃棄物は、平時と同様に処理することを原則とします。ただし、一般廃棄物の処理にあたり、必要に応じて制限等を設けることがあります。

2 対象業務

表 3-1 のうち、災害廃棄物（二重線部）の収集運搬、中間処理及び最終処分（災害の規模により、被災建物の撤去及び必要に応じた解体を含む。）とします。

表 3-1 対象となる災害廃棄物（廃棄物の種類と概要）

廃棄物の種類		概要
一般 廃棄物	災害廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・被災した住民の排出する生活ごみ※（通常生活で排出される生活ごみを除く。） ・避難施設で排出される生活ごみ※（避難所ごみ） ・一部損壊家屋から排出される家財道具（片付けごみ） ・被災建築物の解体撤去で発生する廃棄物 ・道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物 ・被災施設の仮設トイレからのし尿 ・被災した事業場からの廃棄物（事業活動に伴う廃棄物を除く。） ・その他災害に起因する廃棄物
	家庭廃棄物、し尿	<ul style="list-style-type: none"> ・通常生活で排出される生活ごみ ・通常家庭のし尿
	事業系一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に伴う廃棄物（産業廃棄物を除く。）
産業廃棄物		<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 4 項に定める事業活動に伴って生じた廃棄物

※被災した住民の排出する生活ごみ、避難所ごみは災害廃棄物処理事業費補助金の対象外

出典）東京都災害廃棄物処理計画(平成 29 年 6 月)

1-5 災害廃棄物対策の基本的な考え方

1 災害廃棄物処理の基本方針

災害廃棄物の処理について、平時と同様に、市民の生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、適正な処理を確保し、円滑かつ迅速に処理を進めるために、次の「武蔵野市災害廃棄物処理基本方針」（以下「処理基本方針」という。）を定めます。

第一 市民の生活環境の保全

市民の生活環境を保全するため、変化する状況に対応し、その都度優先度の高いものから迅速に災害廃棄物の撤去及び処理を進めます。

第二 計画的な対応・処理

災害廃棄物発生量、道路や施設の被災状況や処理能力等を逐次把握した上で、計画的な処理を推進します。

第三 迅速な対応・処理

早期の復旧・復興を図るため、変化する状況に対応に対応しながら迅速な処理を行います。

第四 埋立削減、再資源化の推進

災害廃棄物の分別を徹底し、埋立処分量の削減及び再資源化に努めます。

第五 環境面及び衛生面に配慮した処理

混乱した状況においても、環境面及び衛生面に配慮し、適正処理を推進します。

第六 安全の確保

仮置場への搬入、搬出作業等において周辺住民や処理従事者の安全の確保を徹底します。

第七 経済性に配慮した処理

災害廃棄物の処理にあたっては効率的に行い、経費の削減に努めます。

第八 東京都、国、他の区市町村、関係機関等との連携協力

災害廃棄物の処理は原則、可能な限り市内で処理を行うものです。しかし、最終処分も含め、全ての処理を市内で行うことは不可能であることに留意し、東京都、国、他の区市町村、関係機関等との緊密な連携協力を努めます。

2 災害廃棄物処理の基本的な事項

(1) 災害廃棄物処理の流れ

本処理計画に基づく災害廃棄物処理の具体的な手順等については、「武蔵野市災害廃棄物対策マニュアル」を別途作成し、同マニュアルに基づく処理を行います。

災害廃棄物の処理フローについては、関係機関と調整のうえ「武蔵野市災害廃棄物対策マニュアル」に記載します。

(2) 仮設的な処理施設等の迅速な整備

被災住民の持込み等に対応するため、一時的に災害廃棄物の積替え保管を行う「一次仮置場」及びその補助地を発災直後に整備します。また、仮設的に災害廃棄物の中間処理を行う「二次仮置場」については、多摩地域で共同設置を検討します。

(3) 非常災害時におけるごみ処理施設の利用

本市のごみ処理施設では、発災直後に災害による影響の点検作業等を実施します。施設の稼働に支障のないこと及び電力・上水の供給確認、各薬剤の備蓄量の確認等を行い、ごみ処理を継続又は再開させます。また、運転継続に必要な薬剤等を可能な限り備蓄しておきます。

表 3-2 本市のごみ処理施設

名称	所在地	処理能力	処理方法	処理対象
武蔵野クリーンセンター	緑町3-1-5	120 t / 日	焼却	可燃ごみ
		10 t / 5 h	破碎	不燃・粗大ごみ

(4) 選別作業の進め方

災害廃棄物処理を適正かつ円滑・迅速に進めるためにも、徹底した選別作業が不可欠です。そのため、上流側での選別作業を徹底します。

(5) 処理施設の所在地における優先順位

できる限り市内での処理を進め、次に東京都多摩地域内の処理施設、そして都内処理施設、それでも処理が困難な場合に、都外の処理施設で処理を進めます。

3 東京都等との連携体制構築

(1) 東京たま広域資源循環組合との連携

- ・ 平時、本市の一般廃棄物の焼却灰のエコセメント化を担う東京たま広域資源循環組合（以下「循環組合」という。）とは、構成団体とともに、非常災害発生時の被害想定に応じた連携を検討します。また、災害廃棄物に起因する埋立処分の量を極力低減し、埋立処分場の周辺住民への負担を軽減させるための方策の検討を進め、災害廃棄物の資源化、減容量化対策を講じます。

(2) 東京都市町村清掃協議会及び三多摩清掃施設協議会との連携

- ・ 本市が加入している東京都市町村清掃協議会及び三多摩清掃施設協議会（以下、この2団体を「協議会」という。）において、多摩地域市町村における災害廃棄物の相互支援や広域連携についての検討を進めます。

(3) 東京都環境局との連携

- ・ 災害廃棄物発生量が甚大で広域的な処理・処分の必要が生じる場合に備え、東京都との連携により、大量の災害廃棄物を迅速に処理する体制の構築を検討します。
- ・ 他県等への応援要請が必要な場合には、都が主体となり調整を行うこととなるので、都との緊密な連絡体制を準備する必要があります。

第2章 | 災害廃棄物対策

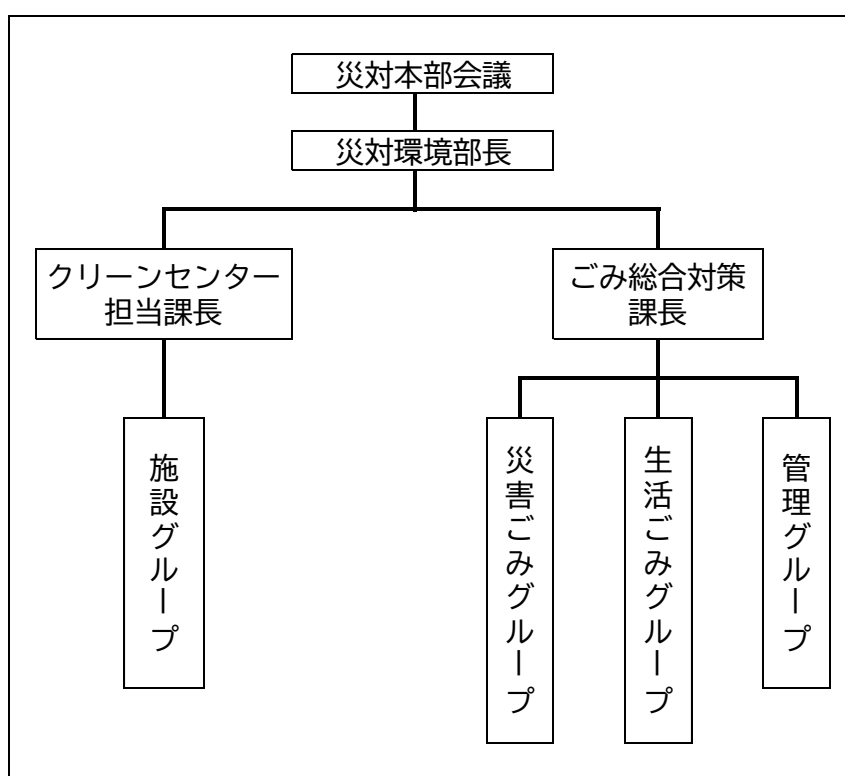
2-1 平時の備え（体制整備等）

1 組織体制と役割分担

非常災害に備えた平時の災害廃棄物対策体制（以下「対策体制」という。）及び非常災害発生時の災害廃棄物処理実行体制（以下「処理実行体制」という。）は、下に示す災害廃棄物処理実行（対策）体制表のとおりです。

また、対策体制及び処理実行体制における各組織の役割分担を具体的に整理したものととして、「武蔵野市災害廃棄物処理役割分担表」を作成します。

図 3-2 災害廃棄物処理実行（対策）体制表



※職員の参集状況に応じて必要人員を確保します。

2 災害廃棄物対策マニュアルの整備

本処理計画は、非常災害時における包括的な行動を規定したものです。よって、本処理計画に示された基本的な事項を反映した、災害廃棄物対策マニュアル（以下「マニュアル」と呼ぶ。）を別途作成します。また、本処理計画及びマニュアルは、管理グループの職員が管理します（見直し改訂した場合も同様）。

2-2 各フェーズでの対応

災対環境部長の命令によって参集した職員は、マニュアルに基づき、フェーズごとの必要業務に着手します。

1 フェーズ1 発災直後～被災後3日間程度

- 救助捜索活動の障害物の搬入先を確保するため、被災現場の近隣の市有地を一時仮置場として整備します。
- 災害廃棄物の暫定量を勘案して、処理方針案を作成します。その際は、必要に応じて都、廃棄物関連団体等と連絡・調整します。
- 市内の一般廃棄物処理施設（武蔵野クリーンセンター）の被災状況を確認し、処理能力などを把握します。調査結果は、都がれき処理部会に報告します。
- 災害廃棄物の選別作業等の中間処理施設を整備する一定程度の敷地を有する二次仮置場については、多摩地域での用地確保を検討します。

2 フェーズ2 被災後1週間程度

- 発災直後の様々な情報を収集・整理し、市内におけるがれき処理の基本的方針を明らかにし、市外への避難住民を含む関係者に広く周知します。
- 地域防災計画に従い、市内におけるがれき処理を行います。
- 必要に応じて都に災害廃棄物処理に関する協力を要請します。必要に応じて、一時仮置場の状況を都がれき処理部会に報告します。
- マニュアルに基づき、災害廃棄物処理の進行管理を行い、必要に応じて、処理実績の公表、要処理量（見込）の算出を行います。

3 フェーズ3 被災後1か月程度

- がれき処理等に関する公費負担の対象や申請手続等について申請・相談窓口を設置します。
- 被災現場及び一時仮置場の状況等を調査したうえで、災害廃棄物の量の推定値を算出します。
- 地域防災計画で定めた処理方法に従い、処理事業の設計、積算して、災害等報告書を作成し、東京都へ提出します。
- マニュアルに基づき、二次仮置場の仮の中間処理の完了後、用地返還の手続及び、作業を行います。

2－3 災害廃棄物処理支援

大規模な災害が発生し、本市で被害がない場合又は災害廃棄物の量が本市内で1年以内に処理が可能な場合であって、他の区市町村（都内外）内での処理が難しく、処理の支援要請があった場合、本市の支援方針は以下のとおりとします。

1 災害廃棄物処理の支援体制整備

災害廃棄物処理の支援体制は、平時の災害廃棄物対策体制の一部をあてることとします。

2 処理支援

管理グループが災害廃棄物の受入処理計画に関する調整等を所管し、施設グループが災害廃棄物の受入処理にあたります。

3 広域連携

多摩地域又は都内の複数自治体で災害廃棄物処理支援を実施する場合は、東京たま広域資源循環組合や構成自治体等と連携して、自治体間での調整を図ります。

第3章 | 処理計画の継続見直し、対策訓練

3-1 処理計画の見直し

1 定例会議の開催

ごみ総合対策課管理計画係は、毎年度「災害廃棄物対策会議」を開催し、本処理計画及びマニュアル、研修等につき情報共有を図ります。また、人事異動に伴い、必要に応じて同様の会議を開催します。

2 マニュアルの更新・整備

ごみ総合対策課管理計画係は、当該年度末までに各担当に対してマニュアルの更新及び見直しの依頼を行います。

3-2 処理計画に関する訓練

ごみ総合対策課管理計画係は、国、東京都等が行う災害廃棄物対策に関する訓練に参加要請があった場合に、積極的に対応し、ノウハウの蓄積に努めます。

最後に

本処理計画は、武蔵野市において災害廃棄物の処理に関する事項として取りまとめたものであり、非常災害により被害が甚大な場合は、本市内の処理施設だけでは完結しないことが想定されます。そこで、本市が加入している循環組合、協議会と災害廃棄物対策の検討を働きかけて、災害発生時における災害廃棄物処理の実行性を担保し、本処理計画を随時見直していきます。

第4編 武蔵野市一般廃棄物処理施設等施設整備計画

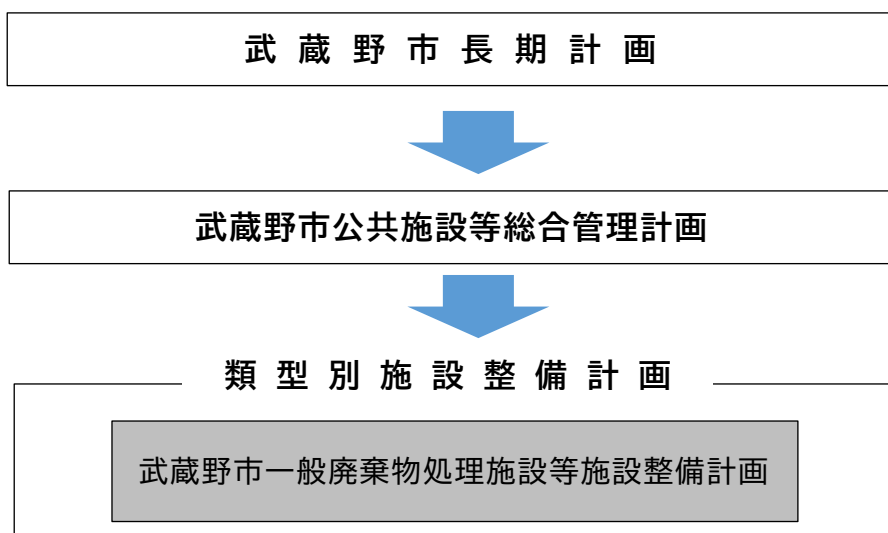
第1章 | 基本的な事項

1 計画の目的

武蔵野市一般廃棄物処理施設等施設整備計画（以下「本計画」という。）は、武蔵野クリーンセンター、むさしのエコreゾートおよび公衆トイレ（吉祥寺駅南口公衆トイレ、三鷹駅北口公衆トイレ、武蔵境駅南口公衆トイレ、桜堤公衆トイレ）（以下「一般廃棄物処理施設等」という。）の施設整備における現状及び課題を整理し、今後の施設の整備方針や年次計画について示すことを目的とします。

2 計画の位置づけ

本計画は、武蔵野市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）の下位計画として、また具体的に推進する類型別計画として位置づけられます。



3 総合管理計画の基本方針・類型別方針

本計画では、総合管理計画で定める基本方針・類型別方針をもとに施設整備の検討を行うものとします。

(1) 基本方針

① 財政負担の軽減・平準化

予防保全型維持管理、施設の長寿命化・延命化等により、財政負担の軽減や平準化を図るとともに、公民連携等により効果的・効率的で安定的な施設管理を行っていきます。

② 安全性の確保・利便性の向上

公共施設等の安全性を確保し、社会状況や市民のニーズの変化に合わせて利便性の向上に努めます。

③ 施設の再構築と新たな価値の創造

従来の考え方にとらわれることなく様々な工夫を行い、施設の再構築を図るとともに、必要な投資は行いながら新たな価値を創造していきます。

(2) 類型別方針


施設種類	施設類型	施設名	あり方・整備方針等
公共施設	公衆便所	吉祥寺駅南口 公衆トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅周辺への設置を基本としており、他の公共施設や民間施設の代替機能についても配慮しながら、将来も適切に維持していきます。 ・ 駅周辺以外の施設は過去の経緯を踏まえつつ、その必要性を検討します。
		三鷹駅北口 公衆トイレ	
		武蔵境駅南口 公衆トイレ	
		桜堤 公衆トイレ	
都市基盤 施設	ごみ処理 施設	武蔵野 クリーンセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武蔵野クリーンセンターについては、引き続き PPP (DBO 方式) により運営する事業者と連携を図りながら、市の責任において、施設整備や運転管理等の指導・監督を行います。 ・ むさしのエコ re ゾートの維持管理は、引き続き市の直営体制で実施します。
		むさしの エコ re ゾート	

4 計画期間


本計画の期間は、一般廃棄物処理基本計画の計画期間である、令和 5 年度から令和 14 年度までの 10 年間とします。

第2章 | 個別施設の状況等

2-1 武蔵野クリーンセンター

<p>施設概要</p>	<p>【所在地】 緑町 3-1-5 【竣工年度】 2017（平成 29 年度） 【築年数】 築 6 年 【床面積】 工場棟 8,871.47 m² 管理棟・連絡通路 1,595.20 m² 【構造】 工場棟 RC/SRC/S 造 管理棟・連絡通路 S/SRC 造 【階数】 工場棟 地下2階 / 地上3階 管理棟・連絡通路 地上 2 階 【設備】 焼却施設：60 t/日×2 炉 不燃・粗大ごみ処理施設：10 t/5h</p>	
<p>改修履歴</p>	<p>なし</p>	
<p>現状・課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所本庁舎をはじめとする公共施設と住宅街に囲まれた市内中心部に位置します。旧クリーンセンターの老朽化に伴い建て替え、平成 29 年 4 月から本格稼働しています。 ・市内全域の一般廃棄物（可燃、不燃、粗大、危険・有害）の中間処理を行っています。 ・廃棄物エネルギーの有効活用策としてごみ発電設備を導入し、周辺公共施設に電気と蒸気を供給しています。 ・DBO 方式で建設及び施設運営（20 年間長期包括）を行っています。 	
<p>今後の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備については、「クリーンセンター長寿命化計画（仮称）」に基づき、事業運営委託事業者と連携を図りながら実施していきます。 	


2-2 むさしのEco re ゾート

<p>施設概要</p>	<p>【所在地】 緑町 3-1-5 【竣工年度】 1984（昭和 59 年度）※ 【築年数】 築 39 年 【床面積】 2,184.16 m² 【構造】 RC/SRC 造 【階数】 3 階 【設備】 昇降機（1 基） 蓄電池 太陽光パネル</p>	
<p>改修履歴</p>	<p>平成 28 年 工場棟解体工事 平成 30 年 東面外壁改修等工事 令和元年 内装改修工事、給排水衛生工事、電気設備工事 空気調和設備工事、昇降機設備工事</p>	
<p>現状・課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年に旧工場棟の事務所、プラットホームを残す形で建物を減築し、環境啓発機能を有する形に大規模改修を行い、令和 2 年 11 月から事業を開始しました。 ・様々な環境について一緒に考え、学び合い、行動・活動するため、市内、市外の個人・団体と多くの方が利用できるスペースを確保しています。 ・環境に配慮した建物となるよう、省エネ性能の高い空調機、LED 照明、太陽光発電システム、蓄電池を設置しています。 	
<p>今後の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃や点検、保守等の日常の維持管理を適切に行います。 ・既存の外壁は改修が未実施のため、状態監視を継続して改修時期を検討します。 	


※旧クリーンセンターの竣工年度

2-3 公衆トイレ

1 吉祥寺駅南口公衆トイレ


<p>施設概要</p>	<p>【所在地】吉祥寺南町 2-2 【竣工年度】2013（平成 25 年度） 【築年数】築 10 年 【床面積】45.82 m² 【構造】S 造 【階数】1 階 【設備】男子 大 2 / 小 3 女子 2 だれでもトイレ 1</p>	
<p>改修履歴</p>	<p>平成 31 年 ベビーシート・ベビーチェア取付工事</p>	
<p>現状・課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・吉祥寺駅に近いため多数の利用者がおり、来街者も多い施設です。 ・備品の破壊、トイレ内の長時間居座りや喫煙等、トイレを適切に利用されていない事例が多く見受けられます。 ・平成 25 年に京王吉祥寺駅ビル建替えに伴い、現敷地に改築されました。 ・令和 9 年に照明器具や空調設備が目標耐用年数の 15 年を迎えます。 	
<p>今後の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレの適正な利用や備品等の破壊防止の対策として防犯カメラの設置を検討します。 ・トイレの利用に支障をきたさないよう、日常の清掃・点検、修繕・補修等の維持管理を適切に実施します。 ・設備機器の劣化状況を中心に、状態監視をしながら必要な修繕・改修工事を実施していきます。 	

2 三鷹駅北口公衆トイレ


<p>施設概要</p>	<p>【所在地】中町 1-14 【竣工年度】1970（昭和 45 年度） 【築年数】築 53 年 【床面積】26.95 m² 【構造】RC 造 【階数】1 階 【設備】男子 大 1 / 小 2 女子 2 だれでもトイレ 1</p>	
-------------	--	--

改修履歴	平成 16 年 身障者トイレ通路改修工事 平成 17 年 便器交換工事、身障者屋根防水工事 令和 2 年 内装改修工事、給排水工事、分電盤等電気工事 令和 4 年 屋上防水改修工事
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・三鷹駅に近く、利用者が多い施設です。 ・備品の破壊等はあまりありませんが、使い勝手について意見が寄せられることがあります。 ・配管設備や電気設備等の老朽化や和式便器の洋式化等の要望を踏まえ、今後20年程度の活用を目指し、令和2年度に内装の全面改修を実施しました。
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃や点検、保守等の日常の維持管理を適切に行います。 ・外壁は改修未実施のため、状態監視をしながら改修時期の検討を行います。

3 武蔵境駅南口公衆トイレ

施設概要	<p>【所在地】 境南町 2 - 3 【竣工年度】 2022 (令和 4 年度) 【築年数】 築 0 年 (新築) 【床面積】 42.93 m² 【構造】 RC 造 【階数】 1 階 【設備】 男子 大 1 / 小 2 女子 2 だれでもトイレ 1 やさしいトイレ 1</p>	
改修履歴	なし	
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・武蔵境駅前にあるため利用者が多く、バスやタクシー運転手の利用も多い施設です。 ・令和 3 年に築 33 年となり大規模改修の時期を迎えていたなか、都市計画道路上に設置されていたことなどを踏まえ、令和 4 年度に新施設を現敷地に改築しました。 	
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃や点検、保守等の日常の維持管理を適切に行います。 	

4 桜堤公衆トイレ

<p>施設概要</p>	<p>【所在地】桜堤 2 - 1 【竣工年度】1991（平成 3 年度） 【築年数】築 32 年 【床面積】42.00 m² 【構造】RC 造 【階数】1 階 【設備】男子 大 1 / 小 2 女子 2 だれでもトイレ 1</p>	
<p>改修履歴</p>	<p>平成 15 年 男子トイレ大便器交換工事 令和元年 ベビーシート・ベビーチェア取付工事 便器和洋式変更修繕工事</p>	
<p>現状・課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・主に桜堤団地中央公園の利用者等に利用されています。 ・衛生設備機器の機能的劣化、オストメイトの未設置等の社会的劣化に対応するための機能向上が求められます。 ・築 33 年を経過しているなか、屋根防水（アスファルトシングル葺き）や木製パーゴラ等、各部位の劣化が随所に見られます。 	
<p>今後の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 8 年に防水、外壁等の保全部位を始め、機能維持向上のための大規模改修工事を実施予定です。 ・過去の経緯を踏まえつつ、老朽化に伴う建替え等の際には、その必要性も含め検討するものです。 	

第3章 | 対策内容と実施時期

施設名	年度										対策費用 (千円)	対策内容
	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	老朽化度	
武蔵野 クリーンセンター					築10年					築15年	- ※1	長寿命化計画に基づき 計画的に保全整備を行 い、適切に維持管理を行 います。
	← 維持修繕 →										A	
むさしの エコリゾート		築40年				外壁調査		築45年			97,195	令和元年度の大規模改 修で未実施の外壁タイ ルについて、令和10年 度に外壁調査を実施し、 改修時期を検討します。
	← 維持修繕 →										D	
吉祥寺駅南口 公衆トイレ					築15年						1,891	照明器具や空調設備が 令和9年度に耐用年数 15年を迎えることから、 状態監視のなかで改修 の有無を判断します。
	← 維持修繕 →										B	
三鷹駅北口 公衆トイレ		築55年						築40年			1,112	令和2年度に内装改修 工事を実施しましたが、 築50年以上経過してい ることから、定期的に建 物劣化状況を確認し、適 切な維持管理を努めま す。
	← 維持修繕 →										E	
武蔵境駅南口 公衆トイレ					築5年						0 ※2	令和4年度に改築し、令 和5年1月より使用開 始。
	← 維持修繕 →										A	
桜堤 公衆トイレ			築35年			大規模改修				築40年	1,733 ※3	築30年を超過してい ることから、令和8年度 に屋根、外壁の保全部位 を含めた大規模改修の実 施を検討します。
	← 維持修繕 →										C	

※1：武蔵野クリーンセンターの対策費用は、運營業務委託費に含まれるため、本計画においては対象外とする。

※2：武蔵境駅南口公衆トイレにおいて、改築後の10年間、維持修繕費は計上しないこととする。

※3：桜堤公衆トイレにおいて、大規模改修の実施は未確定のため、改修費用は計上しないこととする。

【老朽度】

本市における施設の耐用年数（60年）に対する残耐用年数の比。

老朽度A：築後10年以下（大きな改修等不要時期）

老朽度B：築後10年超～25年以下

老朽度C：築後25年超～35年以下（大規模改修実施時期）

老朽度D：築後35年超～50年以下

老朽度E：築後50年超（更新の準備時期）

資料編

目 次

資料1	用語集	65
資料2	廃棄物を取り巻く現状	72
2-1	地域特性	72
2-2	人口と産業の概況	73
2-3	ごみ処理状況	76
2-4	他自治体との比較	79
2-5	プラスチック類一括回収に関する現状分析	81
2-6	ごみ量の将来推計（現状予測）	82
資料3	ごみ処理基本計画	88
3-1	ごみの減量・資源化の目標	88
資料4	ごみ組成分析	92
4-1	ごみ組成分析調査概要	92
4-2	ごみ組成分析調査結果	92
4-3	調査結果の経年的な推移	98
資料5	生活排水処理基本計画	99
5-1	生活排水処理の経緯	99
5-2	し尿槽の清掃	100
資料6	食品ロス削減推進計画	101
6-1	食品ロスの現状	101
6-2	食品ロス削減に向けた国内の目標	102
資料7	市民会議委員及び活動内容	105
資料8	パブリックコメント	107

資料1 用語集

【い】

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物のこと。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類されます。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって発生する「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴い発生する「家庭ごみ」に分類されます。事業系ごみは本基本計画において事業系一般廃棄物と同義です。

【え】

エコセメント

焼却灰を石灰石など従来のセメント原料に調合する方法により製造されたセメントで、日本工業規格（JIS）に定められています。1,300℃以上という高温で焼成されるため、焼却灰に含まれるダイオキシンなどの有害物質は分解されて無害になり、安全性も確保されます。用途としては敷石など、土木建築資材として使われています。

SDGs（エス・ディー・ジーズ）

平成27年9月の国連総会で採択された『持続可能な開発のための2030アジェンダ』で示された具体的行動指針のことで、「持続可能な開発目標」と訳されます。貧困や飢餓の撲滅、クリーンエネルギーの普及、持続可能な消費と生産、気候変動対策など17のグローバル目標と169の達成基準からなります。英語での名称はSDGs(Sustainable Development Goals)です。



【か】

拡大生産者責任

生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なりサイクルや処分について物理的・財政的に一定の責任を負うという考え方。具体的には、製品設計の工夫、製品の材質・成分表示、一定製品について廃棄等の後に生産者が取りやめサイクルを実施すること等が含まれます。英語での名称はEPR(Extended Producer Responsibility)です。

【き】

狭あい路線特別収集

市民のごみ出し負担軽減と利便性の向上、路上ステーションのカラス被害防止、不法投棄防止、収集効率の向上、街の美観の向上を図るため、2トン収集車では通行できない狭い道路を「狭あい路線」に指定し、軽ダンプ車等で各戸ごとにごみを収集する武蔵野市独自の制度です。平成15年4月から実施しています。

【く】

クリーンむさしのを推進する会

ごみの発生抑制・排出抑制のための地域活動をする市民の自主的な団体です。昭和57年、旧クリーンセンターの建設に際して、ごみ処理のあり方の検討や市民のごみ減量の実践活動のために発足しました。「生ごみたい肥化」「落ち葉たい肥化」「プラスチック容器削減」「お茶わんリユース」を中心に、地域においてごみ減量・資源化への協力、リサイクル活動など積極的な活動を市と協調・連携しながら行っています。また、3R連続環境講座、生ごみ処理容器（コンポスター）の購入助成を行っています。

【け】

経済的インセンティブ

デポジット制度（【て】参照）やレジ袋の有料化などを実施することで、容器等を販売店へ返却しなかったり、買い物袋を持参しなければ経済的に損をするようなきっかけ（仕組み）のこと。又は、容器等を販売店へ返却したり、買い物袋を持参したりすることなどにより経済的なメリットを得られるようなきっかけ（仕組み）のことをいいます。

ケミカルリサイクル

【さ】「再生利用」を参照

【こ】

コージェネレーション

電力とともに、発電で発生した排熱を利用して冷暖房や給湯等に利用する熱エネルギーも活用する仕組み。略してコジェネともいいます。総合エネルギー効率が高く、自家発電の場合には送電のロスが少ない等の特徴があります。

小型家電リサイクル法

「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」のこと。携帯電話やデジタルカメラなどの小型家電は、金や銅などの多くの有用金属や希少なレアメタル等が含まれています。一方で、鉛などの有害な金属も含まれています。このような貴重で有用な金属が小型家電として廃棄されていました。使用済み小型家電は都市にある鉱山という意味で「都市鉱山」と呼ばれています。このため使用済み小型家電を回収・リサイクルを推進するため平成25年4月1日からスタートした法律です。

戸別収集

各家の敷地内にごみを出してもらい、一軒一軒ごみを回収していく方法です。

ごみ処理基本計画

市町村は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき一般廃棄物処理に係る長期的な視点に立った方針を明確にし、一般廃棄物の発生量の見込み、一般廃棄物処理施設や体制の整備、対象となる一般廃棄物の減量化や再生利用に係る具体的な推進方策や目標値を明記した計画を策定する必要があります（義務規定）。

一般廃棄物のごみと生活排水からなり、一般廃棄物処理基本計画のうち特にごみについての計画を一般的に「ごみ処理基本計画」と呼びます。

ごみ有料化

ごみを適正に処理するための費用について、ごみの排出量に応じて排出者自身から一定の費用を処理手数料として徴収すること。

【さ】

サーキュラーエコノミー（循環経済）

あらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、付加価値の最大化を図る経済活動のこと。製品を生み出す段階から、製品の長寿命化やリサイクルしやすい素材の活用を考えて設計を行うこと、原材料の使用を最小限に抑えること、既にある製品等を最大限に活用し資源を無駄にしないことで、廃棄物の発生抑制を目指すものです。

サーマルリサイクル

廃棄物を単に焼却せず、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収・利用すること。ごみ発電や外部施設の暖房・給湯・温水プールへの余熱利用等に活用されます。リユース、マテリアルリサイクルを繰り返した後もサーマルリサイクルは可能であることから、循環型社会形成推進基本法では、原則としてリユース、マテリアルリサイクルがサーマルリサイクルに優先することとされています。

災害廃棄物

地震や風水害、津波などの災害により発生する廃棄物（倒壊・破損した建物などがれき、木くず、コンクリート塊、金属くずなど）並びに被災後の避難生活等により発生する廃棄物です。廃棄物の処理及び清掃に関する法律には災害廃棄物については明確に定義されておらず、基本的には一般廃棄物であると整理されています。

最終処分場

焼却残さや不燃ごみを最終的に埋立処分する場所のことを言います。本市を含む多摩地域 25 市 1 町の最終処分場は西多摩郡日の出町二ツ塚にあり、一部事務組合「東京たま広域資源循環組合」により管理運営されています。平成 18 年から焼却残さはエコセメント化により埋め立てられなくなりました。

再生利用

廃棄物などを原材料として再利用すること。再生利用のうち、廃棄物等を製品の材料としてそのまま利用することをマテリアルリサイクル（例：びんを砕いてカレットにした上で再度びんを製造する等）、化学的に処理して利用することをケミカルリサイクルと言います（例：ペットボトルを化学分解して再度ペットボトルにする等）。

【し】

事業系一般廃棄物処理手数料

事業系廃棄物のうち、産業廃棄物を除いた事業系一般廃棄物について、収集、運搬及び処分する際に、市が廃棄物を排出した事業者から徴収する手数料のことを言います。

事業系持込ごみ

市内にある事業者が自ら又は処理業者に委託して、武蔵野クリーンセンターに搬入・処理する可燃ごみを言います。

事業者の自主回収・店頭回収

事業者が販売した商品の一部（例えば容器包装等）を法的な規制のもとに回収するのではなく、商品の荷卸しの際等に自主的に回収を行うことを言います。スーパーなどの回収ボックスでの回収がこれに当たります。

資源化施設

リユース（再使用）・リサイクルを進めるための施設の総称を言います。

集団回収

自治会や子ども会などの地域団体と回収業者が契約して資源物を回収する方法。ごみ減量効果が大きいことから市町村も回収奨励金や補助金を交付することで活動を支援しています。集団回収団体は、この集団回収を行っている団体のことを言います。

循環型経済/循環経済

【さ】「サーキュラーエコノミー」参照

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして示された概念。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」とされています。

循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律を言います。

焼却灰（焼却残さ）

ごみを焼却した後に残る灰（燃えがら）。焼却した際に発生する灰のうち、細かい一部の灰は焼却ガスと一緒に集じん機で捕集される。灰を飛灰と呼びます。焼却した際にガスに随伴せず炉に残る灰を主灰と呼びます。本基本計画では、主灰と飛灰を合わせて焼却残さとします。

処理システム

一般廃棄物処理事業は、市町村固有の事務であり、市町村毎にごみの減量から最終処分に至るまでの施策は異なります。例えば、同じごみの種類でも他市町村では異なる分別区分で異なる処理を行っていることがあります。

このことから、本基本計画では分別から最終処分までの処理・リサイクル方法における組み合わせのことを処理システムとしています。

【す】

スリーアール

3 R（リデュース、リユース、リサイクル）

リデュース（Reduce）：発生抑制、リユース（Reuse）：再使用、リサイクル（Recycle）：再生利用の3つの頭文字をとったものです。

【せ】

生活排水処理基本計画

市町村は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき長期的な視点に立った一般廃棄物処理に係る方針を明確にし、一般廃棄物の発生量の見込み、一般廃棄物処理施設や体制の整備、対象となる一般廃棄物の減量化や再生利用に係る具体的な推進方策や目標値を明記した計画を策定する必要があります（義務規定）。

一般廃棄物のごみと生活排水からなり、一般廃棄物処理基本計画のうち特に生活排水についての計画を「生活排水処理基本計画」と呼びます。

【た】

堆肥化

生ごみ等を好気状態（酸素がある状態）で微生物の働きによって分解（発酵）するなどして肥料にすることを言います。

【ち】

中間処理

ごみの焼却、不燃ごみの破碎、選別などによりごみの体積と重量を減らし、最終処分場への埋立後も環境に悪影響を与えないように処理することです。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再び資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もあります。

超高齢化社会

WHO（世界保健機構）の定義によると、「超高齢化社会」とは65歳以上の高齢者の占める割合が総人口の21%を超えた社会のことを言います。なお、65歳以上の高齢者の占める割合が総人口の7%を超えた社会は「高齢化社会」、14%を超えた社会は「高齢社会」とされています。

【て】

デポジット制度（預託払戻制度）

製品価格に一定金額のデポジット（預託金）を上乗せして販売し、使用後の製品が所定の場所（店舗や回収拠点など）に戻された際に預ったお金を返却することにより、製品や容器の回収を促進しようとするしくみ。

【と】

都市鉱山

携帯電話やデジタルカメラなどの小型家電は、金や銅などの多くの有用金属や希少金属であるレアメタルが含まれています。このように使用済み小型家電は都市部のごみから発生することから「都市鉱山」と呼ばれています。

【な】

生ごみ処理機

生ごみの減量・減容を目的としたもので、生ごみの水分を乾燥させるものや微生物の働きにより堆肥化させるものなどがあります。

【ね】

熱回収（サーマルリサイクル）

【さ】「サーマルリサイクル」参照

【は】

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものを指します。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、下水汚泥などがあります。主な活用方法としては、農業分野における飼料としての利用や汚泥レンガの原料としての利用があるほか、燃焼しての発電や、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などがあります。

廃棄物に関する市民会議（ごみ市民会議）

「武蔵野市廃棄物の抑制・再利用と適正処理及びまちの美化に関する条例」に基づき設置されるもので、資源の再利用、廃棄物の発生抑制・減量、まちの美化に関する基本的事項について学識経験者、市民、事業者、行政が協議する会議のことです。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法/廃掃法）

廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別、保管、収集・運搬、再生、処分等の処理をすることを目的とした法律で、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理基準の策定等を内容としています。

排出者責任

廃棄物を排出する者が、その適正なりサイクル等の処理に関する責任を負う考え方のことを言います。廃棄物処理に伴う環境負荷の原因者はその廃棄物の排出者であることから、排出者が廃棄物処理に伴う環境負荷低減の責任を負うという考え方が合理的であると考えられています。

排出抑制

排出抑制と発生抑制は同義として捉えられる場合が多いですが、本基本計画では、発生抑制がごみ自体を少なくすることであるのに対し、排出抑制は、分別収集しているごみについて減量することと区別しています。発生抑制は、消費する物自体の量を減らさなければ達成されないのに対し、排出抑制は、資源物を集団回収に排出することでも達成されます。本基本計画では、環境負荷低減を目指すべく発生抑制を第一に掲げています。

発生抑制（リデュース）

廃棄物の発生自体を抑制することを言い、リユース、リサイクルに優先されます。発生抑制（リデュース）のためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売に至るすべての段階で発生抑制の取り組みが求められます。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取組が必要です。

【ひ】

費用負担

市町村が分別収集・保管を行なうために要する経費（費用）と、特定事業者が支払う再商品化委託費用との割合を言います。容器包装リサイクル法では、市町村の経費（費用）負担が大きいことが1つの課題となっています。

【ふ】

フードシェアリング

飲食店や販売店で売れ残りなどにより廃棄されている食品を、ニーズのある消費者につなげることで、食品の廃棄を減らす取組のことです。

フードドライブ

家庭で余っている食品（レトルト食品や缶詰など）をイベント会場や学校、職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンク団体などに寄付する活動のことです。

フードバンク

品質に問題が無いにも関わらず、包装の傷みなどで商品価値を失った食品を、企業から寄付を受けて引き取り、生活困窮者などに配る活動やその活動を行う団体のことです。

ふれあい訪問収集

一人暮らしの高齢者（65歳以上）や身体障害者のみの世帯で、ごみを出すことが困難な方を対象に、玄関からごみ置き場所までのごみ出し支援と声かけを行う市の制度です。

不燃残さ

不燃ごみから、ガラス・金属などの有価物や、可燃性のごみを選別した後に残るものです。

【ま】

マイバッグ運動

ごみ減量策の1つとして、買い物時に自分の袋を持つような取組を啓発・推進することです。

マテリアルリサイクル

【さ】「再生利用」を参照

【む】

むさしのエコボ（武蔵野市不用品再利用掲示板）

生活用品のリユースを促進し、ごみを減らすために、「譲りたいもの」「譲ってほしいもの」の情報を市民が市に申し込むと、33か所（令和4年度末現在）の市関連の施設に1か月間掲示します。

掲示板を見た市民と掲示した市民が直接交渉を行い、市は交渉には一切関与しません。交渉が成立した際には、掲示した市民が成約決定を市に連絡し、市は「成約済」の印を掲示物に押します。

武蔵野市環境基本計画

環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に策定される計画。令和3年4月に第五期計画を策定、計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間です。

武蔵野市食育推進計画

地域リハビリテーション（現在は地域共生社会）を基本理念として、「食を通じて“いきいき”と暮らす“まち”武蔵野」を目指し、施策を掲げ推進する計画です。平成30年3月に策定、計画期間は平成30年度から令和5年度までの6年間です。この計画の中で、食料廃棄を少なくする工夫をしている人の割合を目標値として設定（令和5年度に95%）しています。

武蔵野市地球温暖化対策実行計画 2021（事務事業編）2022 改定版

市が一事業者として行う事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に取り組むための計画です。令和3年4月に策定し、令和4年4月に2030年度目標値を上方修正する形で改定しています。計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間です。この計画の中で、市役所における廃プラスチック類の焼却に伴う二酸化炭素の削減目標を設定（令和12年度までに15%削減）しています。

【よ】

容器包装リサイクル法

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」のことを言います。一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみで多くの割合を占める大きな役割を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという役割分担を定めています。

【り】

リサイクル

廃棄物等を再生利用することです。原材料として再利用する再生利用（再資源化）、焼却して熱エネルギーを回収するサーマルリサイクル（熱回収）があります。

リターナブル製品

繰り返し使用できる容器（リターナブル容器）に入った製品のことをいいます。

リユース（再使用）

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。具体的には、あるユーザーから回収された使用済み機器等をそのまま、もしくは修理などを施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、ユーザーから回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、もしくは修理などを施した上で再度使用する「部品リユース」などがあります。

資料2 廃棄物を取り巻く現状

2-1 地域特性

1 位置と地勢

東京都特別区の西部に接し、副都心新宿（都庁）より約12kmの西方、東経139度34分10秒、北緯35度42分53秒（市役所）の地点に位置します。

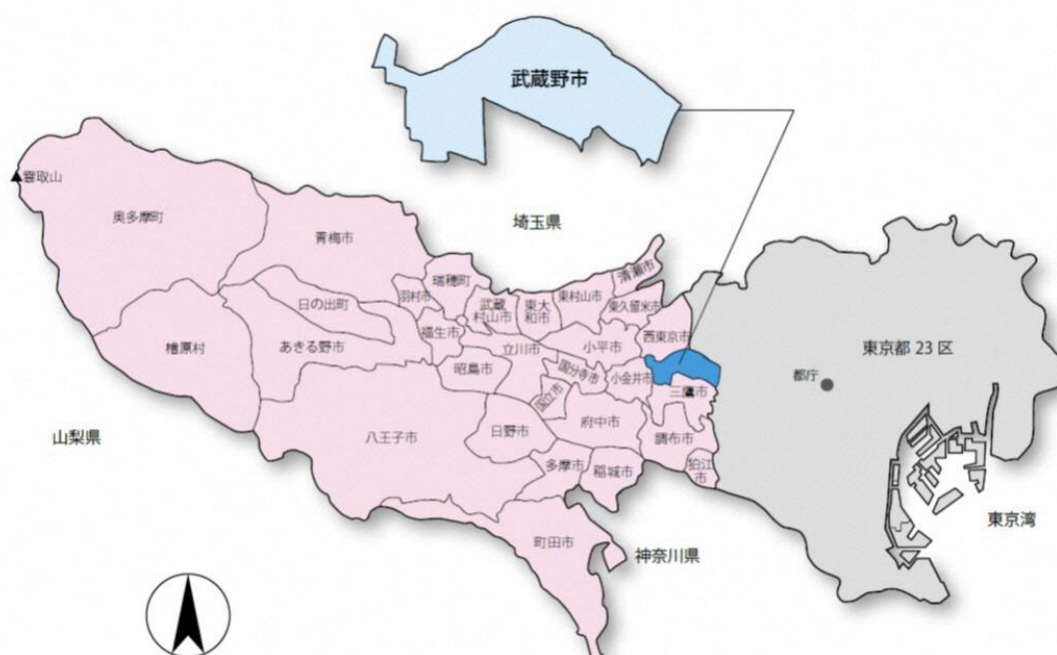
標高	50m～65m（市役所 56.98m）
広さ	東西 6.4 km、南北 3.1 km
地形	総体的に平坦
地質	ローム質（火山灰質）土壌
面積	10.98 km ²

2 まちの特徴

JR中央線が市内を東西に通じ、東から吉祥寺、三鷹、武蔵境の3駅があります。その3駅を中心に、本市は主に三駅圏に分かれます。

吉祥寺圏	市の玄関として、数多くの商業集積をもつ地域。住みたい街ランキングでは常に上位に選ばれている。
中央圏	市役所や大型の文化・スポーツ施設をはじめとする行政機関や先端企業が集積する地域。
武蔵境圏	亜細亜大学などの文教施設と、中核病院である日赤病院をもつ地域。

図2-1 武蔵野市の位置



出典)統計でみる武蔵野市 令和3年度版

2-2 人口と産業の概況

1 人口及び世帯数の現状

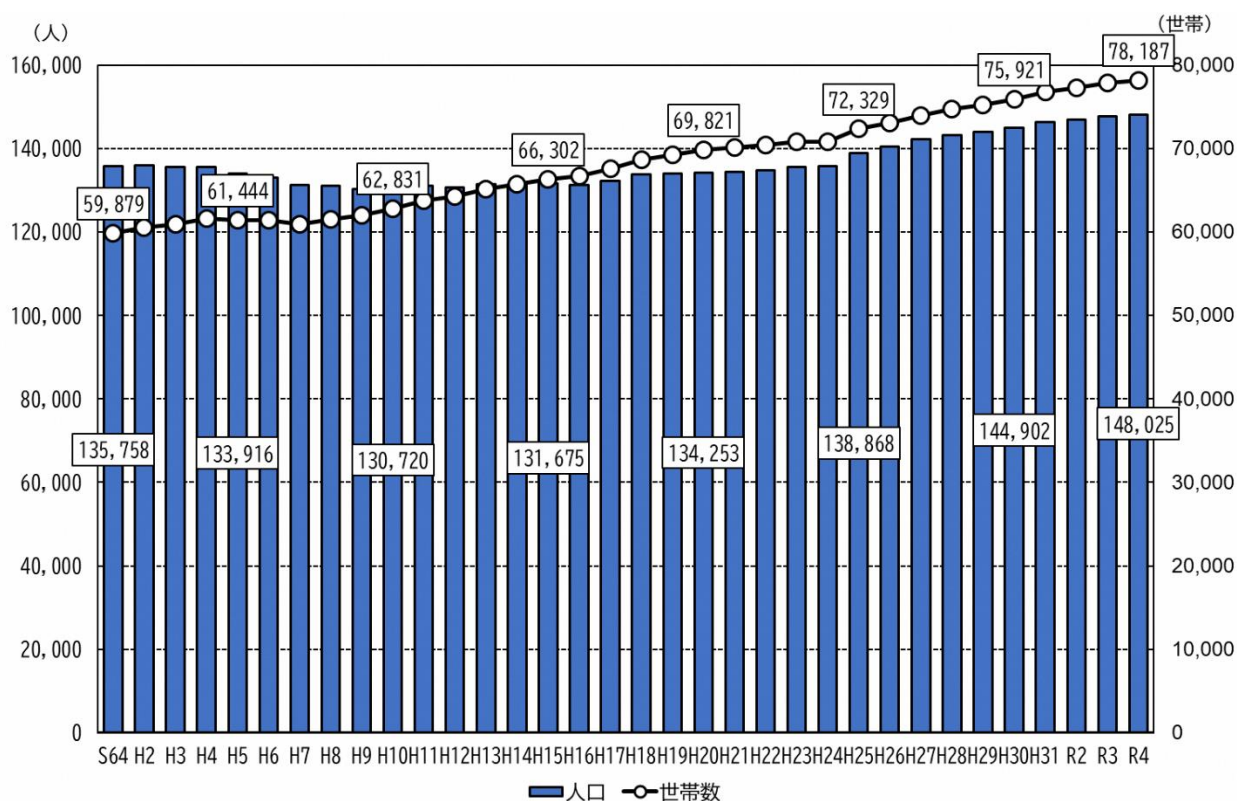
本市の人口は平成9年まで減少傾向でしたが、その後は増加傾向へと転じています。世帯数はほぼ一貫して増加しています。一年間に転出入する人口は、全体の約16%を占めます。人口密度は、東京都特別区を除き全国で2番目に高くなっています。商業が発達し、昼間人口は夜間人口の約110%になります。

また、高齢者（65歳以上）の人口割合は年々増加しています。

(令和4年10月1日現在)

世帯数	78,548世帯
人口	148,260人
人口密度	13,502人/k㎡
昼間人口	165,318人(令和2年10月1日)

図2-2 人口と世帯数の推移

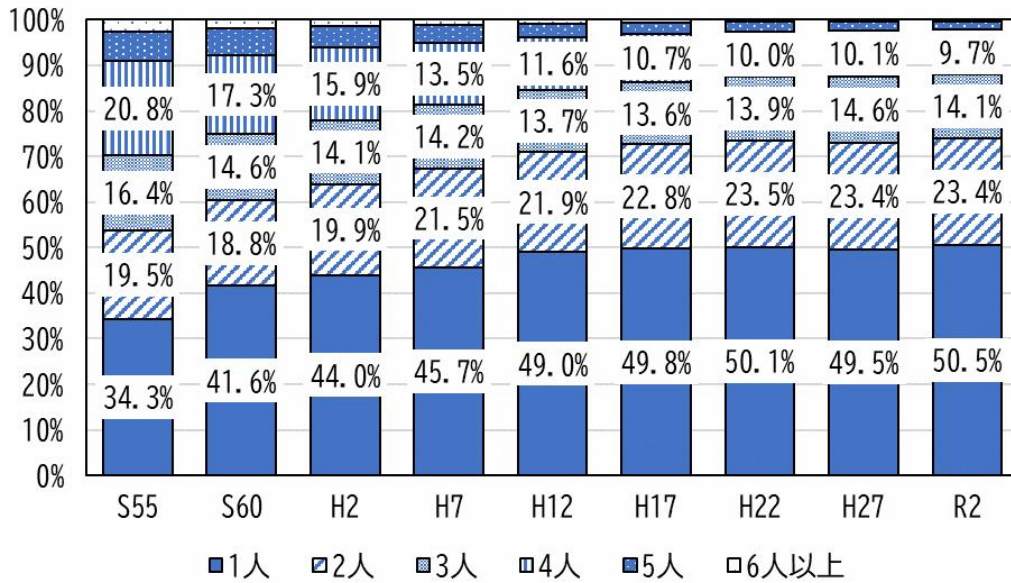


注1：住民基本台帳による（各年1月1日現在）。

2：平成25年より外国人住民を含む。

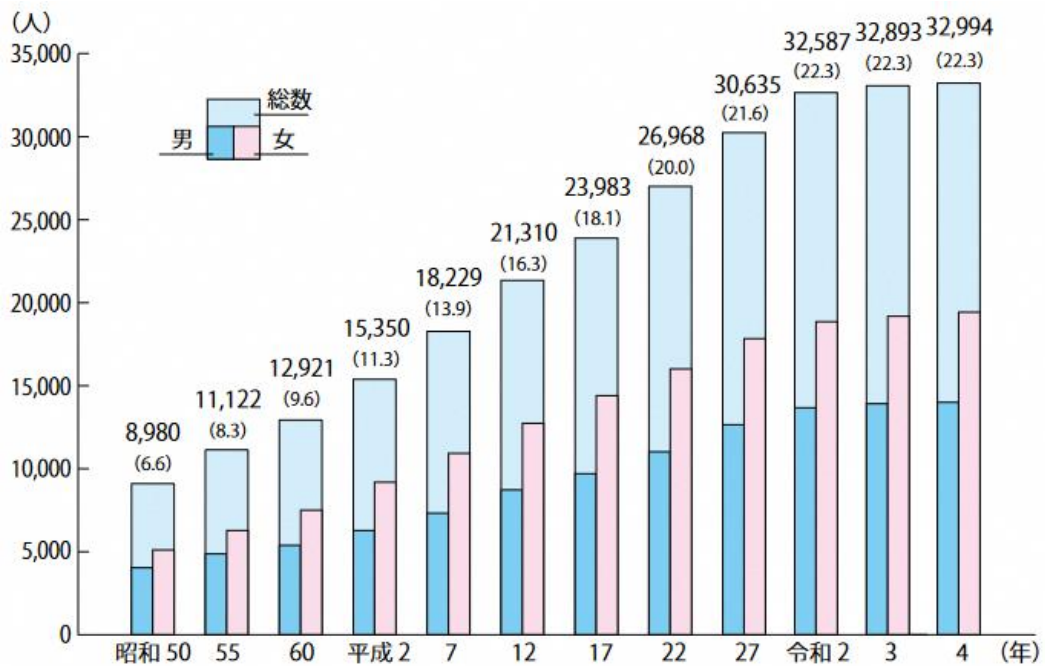
出典）令和3年度版 統計でみる武蔵野市

図 2-3 世帯構成人員別比率の推移



出典) 2021年版 市勢統計

図 2-4 高齢者（65歳以上）人口の推移（各年1月1日現在）



出典) 令和3年度版 統計でみる武蔵野市

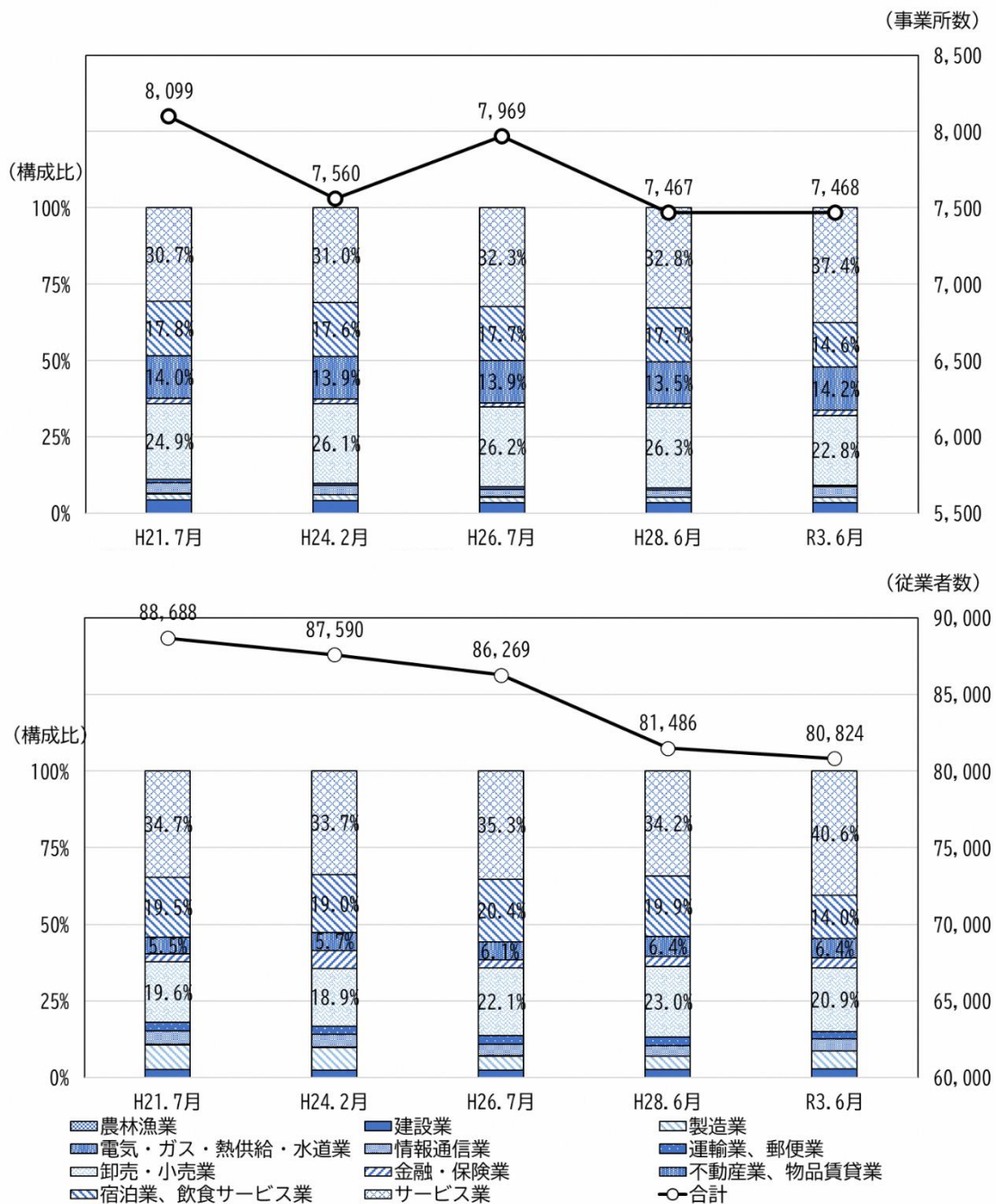
2 産業動向

(1) 事業所数、従業者数の動向

事業所数は減少傾向で推移してきましたが、平成 28 年から令和 3 年にかけての総数はほぼ同等です。従業者数は一貫して減少傾向です。

業種別には、平成 28 年から令和 3 年にかけて、製造業が増加し、卸売・小売業と宿泊業、飲食サービス業が大きく減少しています。新型コロナウイルス感染症の影響を伺うことができます。

図 2-5 事業所数、従業者数の業種別割合



注：公務（他に分類されないもの）を除く

出典）平成 28 年まで；2021 年版 市勢統計

令和 3 年；令和 3 年経済センサスー活動調査 速報集計

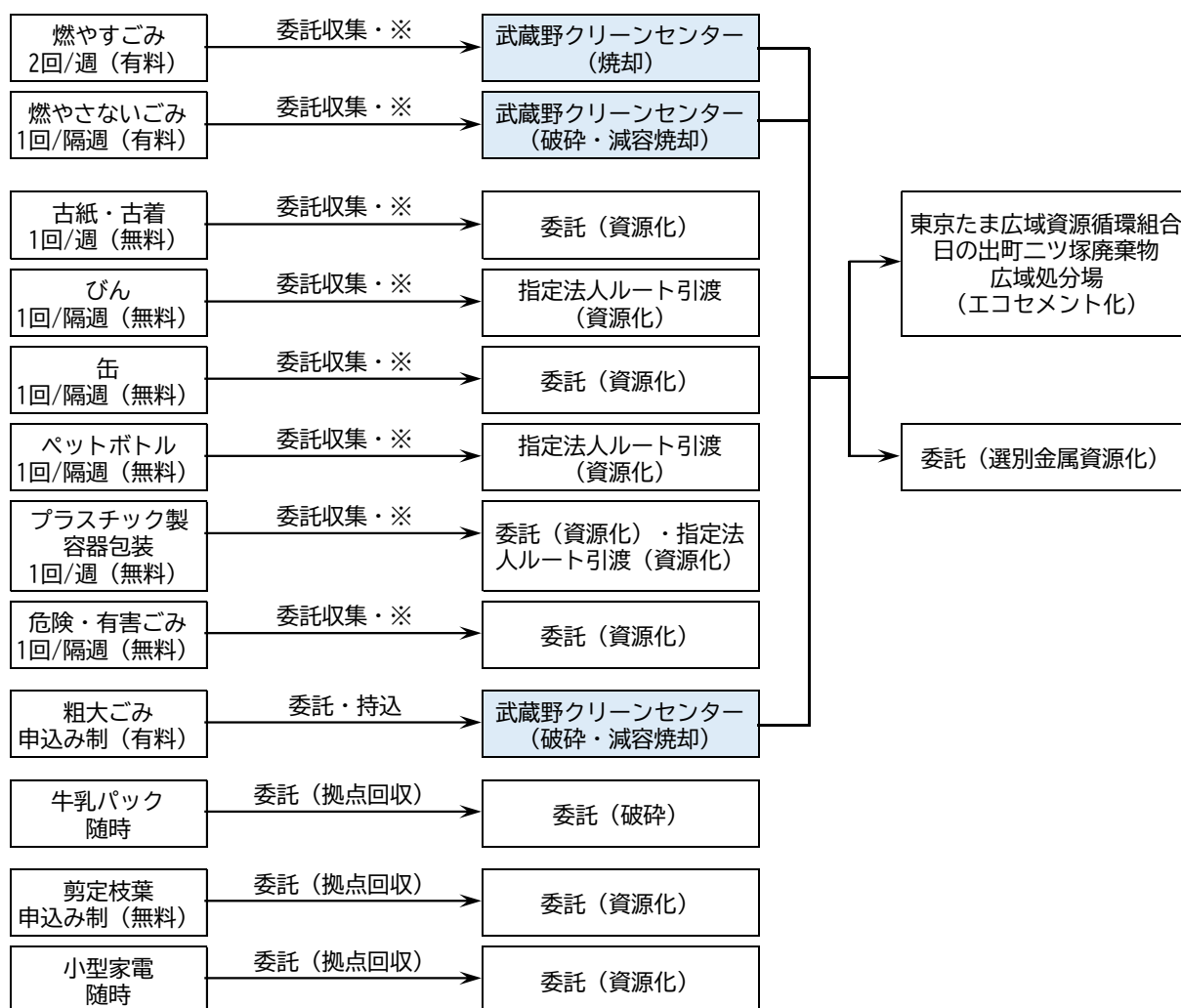
2-3 ごみ処理状況

1 ごみ処理の体制

本市が分別収集（一部拠点回収）を実施している品目、その処理フローと収集体制を図2-6に示します。

また、家庭ごみの出し方を表2-1に示します。本市の家庭ごみの基本的な排出ルールは、ごみ収集当日の午前9時までに敷地内の所定のごみ置き場へ出すこととしています。

図2-6 武蔵野市ごみ処理フロー及び収集体制



※ふれあい訪問特別収集・狭あい道路地域特別収集

表 2-1 ごみ・資源物の出し方

燃やすごみ 燃やさないごみ	それぞれのごみの収集日に、家庭用有料ごみ処理袋に入れて所定のごみ置き場に出す。	
資源物	びん、缶、 ペットボトル、 プラスチック製 容器包装	分別して、透明又は半透明の袋に入れて出す。
	古紙・古着	古紙はひもで束ねて出す。「ざつがみ」は紙袋に入れて出すか、透明又は半透明の袋に「ざつがみ」と明記して出す。 古着は透明の袋に入れて出す。
危険・有害ごみ	市役所、市政センターで配布する危険・有害ごみ袋に入れて出すか、透明又は半透明の袋に「危険・有害ごみ」と明記して出す。	
粗大ごみ	収集の予約を申込み、処理券を貼付して敷地内の決めた場所に出す。または、やむを得ない場合に限り、受付時間内にクリーンセンターに持ち込む。	

2 家庭ごみの有料化

本市では平成16年10月から家庭ごみ（燃やすごみ・燃やさないごみ）有料化（2円/ℓ）を実施しています。家庭用有料ごみ処理袋の種類と価格は表 2-2 に示すとおりです。

表 2-2 家庭用有料ごみ処理袋の種類と価格

ごみの種類	袋の種類	サイズ (縦×横 cm)	ごみ処理手数料 (収集袋の価格)
燃やすごみ 燃やさないごみ 共通	特小(5リットル相当)	30×18	10枚1組 100円
	小 (10リットル相当)	38×29	10枚1組 200円
	中 (20リットル相当)	46×35	10枚1組 400円 ばら売り1枚 40円※
	大 (40リットル相当)	60×45	10枚1組 800円 ばら売り1枚 80円※

※平成 23 年 10 月から一部店舗でばら売り開始

3 家庭粗大ごみの排出方法

本市では粗大ごみは電話またはインターネットでの予約申込による有料収集を実施しています。市の収集対象は家庭から出る粗大ごみのみであり、事業所から出る粗大ごみは事業所の責任で処理することになっています。

収集手数料は予約時に指定されたポイント分の処理券の料金になります。なお、10ポイント未満は一律 10 ポイント扱い（1,000 円）となります。

また、やむを得ない場合に限り受付時間内にクリーンセンターに持ち込むことができます。持込手数料は 50 kg まで一律 1,000 円、50 kg を超える分は 10 kg 当たり 200 円で、支払いは現金払いとなります。

4 事業系ごみの出し方

事業者は、その事業活動にともなって生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならず（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条第1項）、自己処理及び市が許可した一般廃棄物処理業者により適正に処理を行うこととされています。ただし、以下に示すものについては、市の収集に出すことができます。

(1) 対象

- 1) 午前9時までにゴミ出しができること
- 2) 排出量が1日平均10kg以下であること
- 3) 敷地内にゴミ置き場所を設置できること

(2) 手法

表2-3に示す事業用有料ゴミ処理袋を購入し、その袋に事業所名を書いて排出します。

表 2-3 事業用有料ゴミ処理袋の種類と価格

ごみの種類	袋の種類	ゴミ処理手数料 (収集袋の価格)
燃やすゴミ 燃やさないゴミ 共通	小 (20 リットル相当)	10 枚 1 組 1,100 円
	大 (45 リットル相当)	10 枚 1 組 2,500 円
資源物	30 リットル相当	10 枚 1 組 300 円

(3) ゴミ・資源物の出し方

ごみの分別、収集日は一般家庭と同様です。その日の朝9時までに所定のごみ置場にゴミを出すルールです。事業系のごみ・資源物の出し方は表2-4に示すとおりです。

表 2-4 事業系ごみ・資源物の出し方

燃やすゴミ 燃やさないゴミ		それぞれのごみの収集日に、事業用有料ゴミ処理袋に入れて所定のごみ置き場に出す。
資源物	びん、缶、 ペットボトル、 プラスチック製 容器包装	分別して、事業用有料ゴミ処理袋(資源物)に入れて出す。
	古紙・古着	分別して、事業用有料ゴミ処理袋(資源物)に入れて出す。 なお古紙については、資源回収事業協働組合(民間団体)に依頼して排出する方法もある。
危険・有害ゴミ		市役所、市政センターで配布する危険・有害ゴミ袋に入れて出すか、透明又は半透明の袋に「危険・有害ゴミ」と明記して出す。 収集は無料。

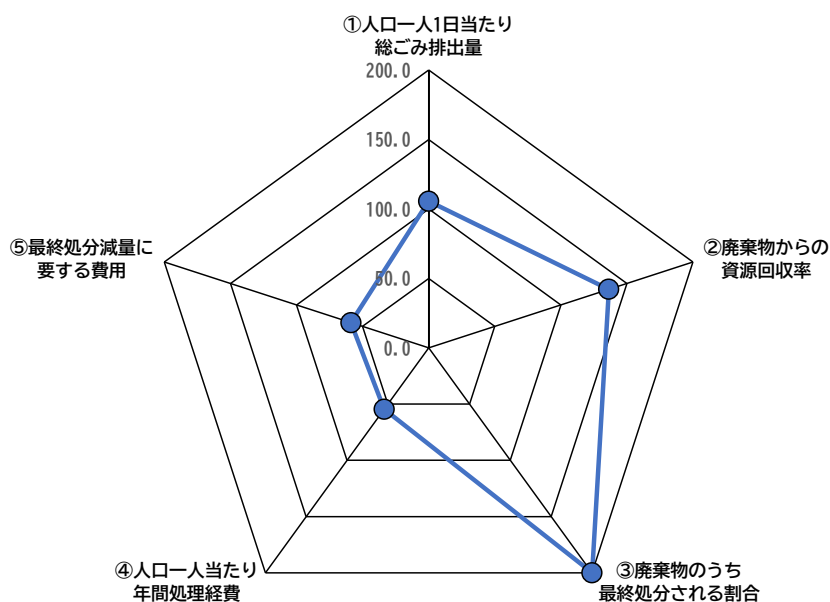
2-4 他自治体との比較

1 人口、都市特性の類似する都市との比較

関東の10～20万人の都市(茨城県日立市、栃木県足利市など、本市を含め53市)を対象とし、本市との比較を行いました(市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール(令和元年度)による評価)。

本市は、最終処分される量の少なさ及び資源回収率の指標値は非常に高く、一人当たりごみ排出量の指標値も平均以上です。しかしながら、一人当たりの年間処理経費や最終処分減量に要する費用の指標値は低いことがわかります。エコセメント化により埋立処分量はゼロとなっていますが、そのために要する費用は多額となっており、焼却ごみ量自体を削減することでこの費用も削減できることから、ごみの減量を推進していくことが非常に重要となります。

図 2-7 関東の10～20万人の都市との比較結果



項目	①人口一人1日当たり 総ごみ排出量	②廃棄物からの 資源回収率	③廃棄物のうち 最終処分される割合	④人口一人当たり 年間処理経費	⑤最終処分減量に 要する費用
平均値	0.848	0.238	0.038	13,006	40,553
最大値	1.174	0.521	0.124	21,900	76,113
最小値	0.609	0.099	0.000	7,216	18,366
標準偏差	0.127	0.093	0.036	3,660	12,756
武蔵野市実績	0.800	0.325	0.000	18,919	57,266
指標値	105.6	136.3	200.0	54.5	58.8

※指標値とは、ここでは5つの指標それぞれの平均値を100とし、それぞれの指標の良い方向(②以外は少ないほど良い)に乖離していれば100を超え、逆の場合は100に達しない値で示しています。良いとする方向へ平均値と同じだけ離れると200、逆の場合は0とし、(乖離量÷平均値)により値を算出しています。

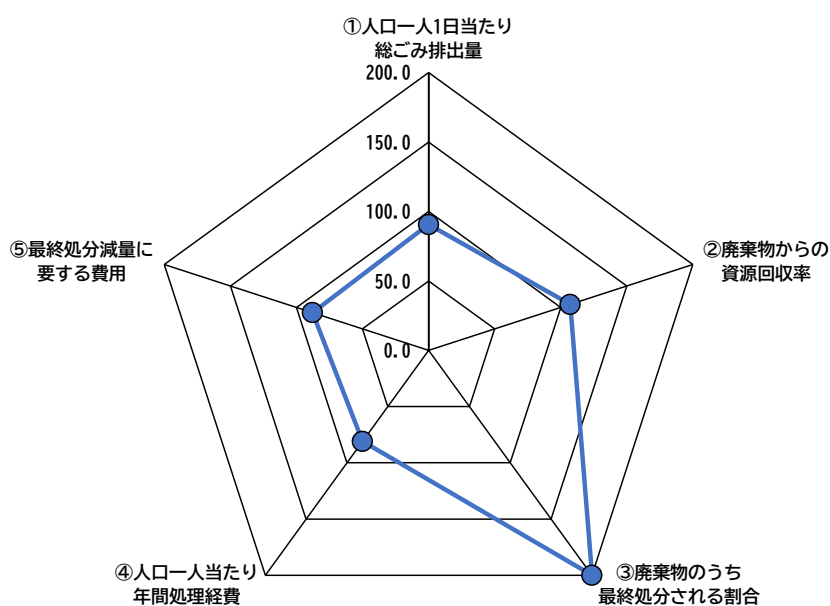
※標準偏差とは、データが平均値からどれくらい散らばっているかを示す指標です。平均値とのバランスにはなりますが、値が小さいものは平均値周辺に集まっていること、値が大きなもの平均値から離れているものが多いことを表します。

2 多摩地域との比較

東京たま広域資源循環組合（25市1町）を対象とし、本市との比較を行いました（市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（令和元年度）による評価）。

本市は、廃棄物からの資源回収率と最終処分される割合を除く3つの指標で平均を少し下回る状況です。

図 2-8 東京たま広域資源循環組合（25市1町）との比較結果



項目	①人口一人1日当たり 総ごみ排出量	②廃棄物からの 資源回収率	③廃棄物のうち 最終処分される割合	④人口一人当たり 年間処理経費	⑤最終処分減量に 要する費用
平均値	0.731	0.303	0.000	15,889	51,065
最大値	0.961	0.500	0.002	23,261	75,989
最小値	0.609	0.226	0.000	11,336	37,883
標準偏差	0.075	0.060	0.000	2,861	8,796
武蔵野市実績	0.800	0.325	0.000	18,919	57,266
指標値	90.6	107.1	200.0	80.9	87.9

2-5 プラスチック類一括回収に関する現状分析

現在本市ではプラスチック製容器包装を資源物として分別収集し、プラスチック製品の分別は燃やすごみとしています。

令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、「市区町村はその区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とされました。これを踏まえ、プラスチック製品をプラスチック製容器包装と一括して資源回収した場合の温室効果ガス排出量や費用等の変化について、以下のとおり検証作業を行いました。

1 検討条件等

- ごみ焼却量、収集量等は令和3年度実績を採用しました。
- プラスチック製品の量は、燃やすごみ量、燃やさないごみ量の実績値とそれぞれの組成分析調査結果を基に試算しました。
- 温室効果ガス排出量については、次の項目により試算しました。
 - ・プラスチック一括回収を行うことによる収集運搬に伴う温室効果ガス排出量の増加分を試算しました。
 - ・プラスチック製品をプラスチック製容器包装と合わせて資源化施設まで搬送することによる温室効果ガス排出量の増加分を試算しました。
 - ・プラスチック使用製品を焼却処理しないことによる温室効果ガス排出量の減少分を試算しました。
 - ・プラスチック使用製品を焼却処理しないことによる発電量の減少分を、都市ガスで補うことによる温室効果ガス排出量の増加分を試算しました。
- 費用については、次の項目により試算しました。
 - ・収集運搬に要する車両台数の増加による収集運搬委託料の増加分を試算しました。
 - ・プラスチック使用製品の処理に要する費用の増加分は、プラスチック製容器包装の処理費用と同じとして試算しました。
 - ・燃やすごみ、燃やさないごみからプラスチック使用製品が減少することによる処理費用の減少分を試算しました。
 - ・発電量の減少を補うための都市ガスの費用の増加分を試算しました。

2 検討結果

- プラスチック使用製品を一括回収し、資源化することで、燃やすごみ中のプラスチックが減少する効果により、二酸化炭素排出量は300t/年程度減少すると試算されました。
- 収集運搬に要する費用の増加分、プラスチック使用製品の資源化に要する費用、及び発電量を補うための燃料費等により、総費用が109百万円ほど増加すると試算されました。

3 課題等

- プラスチック製品を100%資源化できた場合を見込んでいますが、実際には複合素材も多く、これらの条件を精査していくことが必要と考えられます。
- 資源化方法について、プラスチック製容器包装と同じであるとして試算していますが、より適切な方法などについて、検討していく必要があると考えられます。

2-6 ごみ量の将来推計（現状予測）

1 ごみ排出量の実績

将来のごみ排出量を推計するに当たり、過去10年間（平成24年度から令和3年度まで）の実績値を示します。

表2-5 ごみ排出量の実績値

		項目/単位	実績									
			H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
人口		人	138,583	140,598	142,108	143,251	143,864	145,016	146,128	146,847	147,677	148,235
収集量	家庭ごみ 燃やすごみ	t	21,063	21,089	20,545	20,725	20,526	20,371	20,349	20,829	21,616	21,139
		g/人・日	416	411	396	395	391	385	382	388	401	391
	燃やさないごみ	t	1,258	1,246	1,129	1,165	1,118	1,105	1,064	1,120	1,273	1,116
		g/人・日	25	24	22	22	21	21	20	21	24	21
	粗大ごみ	t	1,358	1,377	1,477	1,476	1,412	1,467	1,571	1,546	1,749	1,556
		g/人・日	27	27	28	28	27	28	29	29	32	29
	資源ごみ	t	10,458	10,782	10,865	10,829	10,633	10,477	10,366	10,319	10,849	10,574
		g/人・日	207	210	209	207	202	198	194	192	201	195
	資源収集計	t	10,173	10,499	10,596	10,567	10,380	10,234	10,123	10,079	10,633	10,353
		g/人・日	201	205	204	202	198	193	190	188	197	191
	拠点（紙パック）	t	30	31	25	26	24	24	21	22	19	21
		g/人・日	0.59	0.60	0.48	0.50	0.46	0.45	0.39	0.41	0.35	0.39
	拠点（廃食用油）	t	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0
		g/人・日	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.00
	拠点（小型家電）	t							1	1	1	2
		g/人・日							0.01	0.02	0.02	0.04
	剪定枝木（家庭分）	t	254	251	243	235	228	218	220	216	195	198
		g/人・日	5.0	4.9	4.7	4.5	4.3	4.1	4.0	3.6	3.7	
	危険・有害ごみ	t	93	92	90	88	84	82	90	94	102	98
		g/人・日	1.8	1.8	1.7	1.7	1.6	1.5	1.7	1.7	1.9	1.8
小計	t	34,230	34,586	34,106	34,283	33,773	33,502	33,440	33,908	35,589	34,483	
	g/人・日	677	674	658	654	643	633	627	631	660	637	
事業系	燃やすごみ	t	9,494	6,862	6,272	6,609	5,805	5,729	6,132	6,377	5,117	5,273
		t/日	26	19	17	18	16	16	17	17	14	14
	剪定枝木	t	101	88	92	97	84	98	108	101	108	101
		g/人・日	2.0	1.7	1.8	1.9	1.6	1.9	2.0	1.9	2.0	1.9
小計	t	9,595	6,950	6,364	6,706	5,889	5,827	6,240	6,478	5,225	5,375	
	g/人・日	190	135	123	128	112	110	117	121	97	99	
集団回収	t	3,509	3,421	3,328	3,231	3,051	2,906	2,831	2,698	2,453	2,348	
	g/人・日	69	67	64	62	58	55	53	50	46	43	
発生量	家庭ごみ 計 (集団回収含む)	t	37,739	38,007	37,434	37,514	36,824	36,408	36,271	36,606	38,042	36,831
		g/人・日	746	741	722	716	701	688	680	681	706	681
	事業系ごみ 計	t	9,595	6,950	6,364	6,706	5,889	5,827	6,240	6,478	5,225	5,375
		t/日	26.3	19.0	17.4	18.3	16.1	16.0	17.1	17.7	14.3	14.7
	合計	t	47,334	44,957	43,798	44,220	42,713	42,235	42,511	43,084	43,267	42,205
		g/人・日	936	876	844	843	813	798	797	802	803	780
t/日		130	123	120	121	117	116	116	118	119	116	

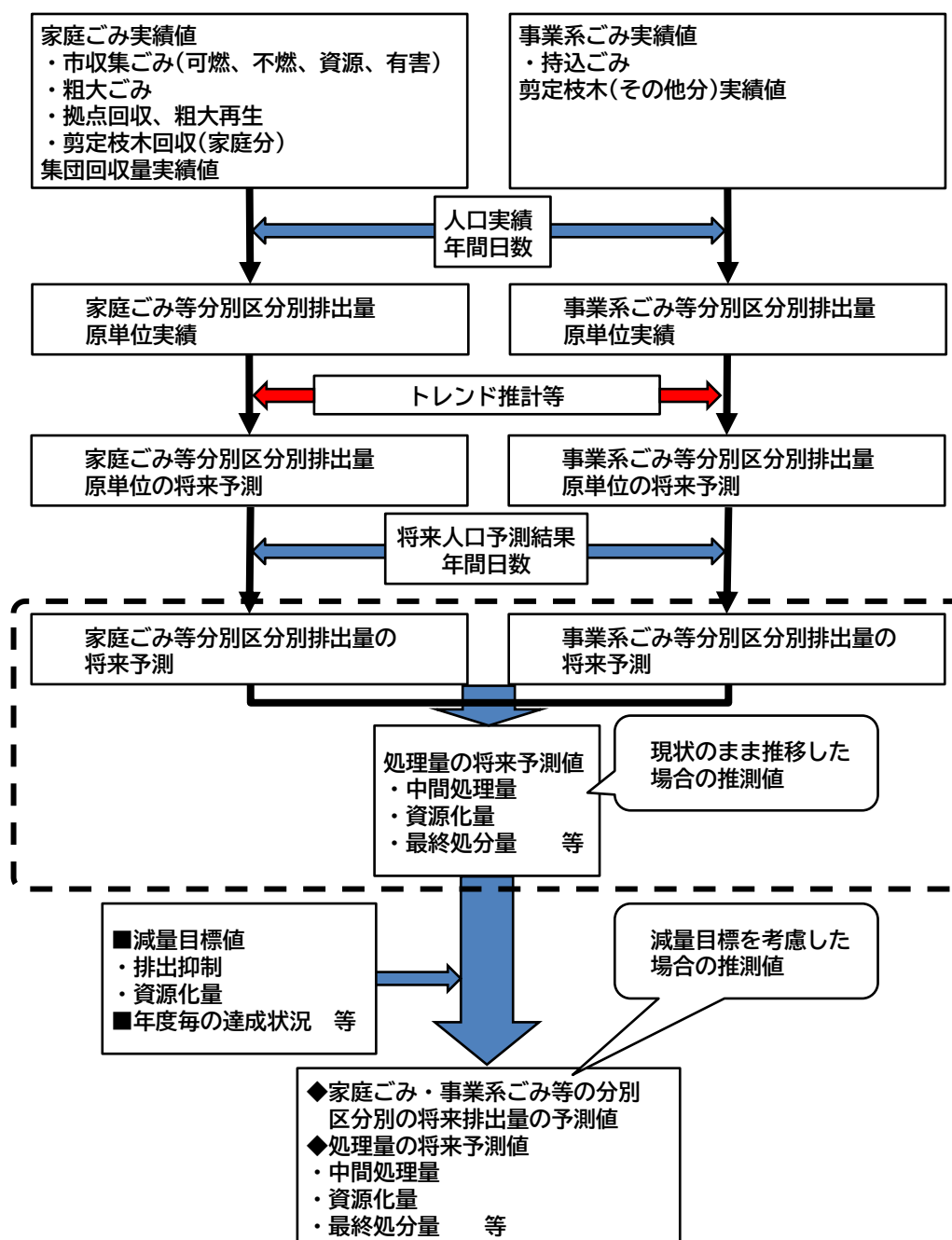
2 ごみ排出量の将来予測

(1) ごみ排出量の将来予測の流れ

一般にごみ排出量の将来推計は、現状のままの施策（ごみの排出抑制、再生利用等）を継続した場合、ごみ量が将来的にどのように変化するかを予測します（現状予測）。これに家庭、事業所等におけるごみの排出抑制、再生利用の促進のために実施する新たな施策を踏まえた目標値を設定し、目標達成後のごみ量について予測します（目標予測）。

家庭ごみは人口の変動に関連し、事業系ごみは社会経済状況等に影響されるため、ごみ量の推計にあたっては、大きく家庭ごみと事業系ごみに分け、推計しました。また、家庭ごみ、事業系ごみとも市民一人1日当たり排出量（以下「原単位」という。）を用いて推計を行いました。

図 2-9 ごみの将来排出量推計のフロー



(2) 将来の人口推計

将来人口は以下の予測値を採用します。

表 2-6 将来人口

年度 (西暦)	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
年度 (和暦)	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
人口	148,661	149,273	149,864	150,453	151,014	151,549	151,979	152,387	152,860	153,322	153,775

注) 各年度1月1日時点の住民基本台帳人口

(3) 将来のごみ排出量の推計

①ごみ排出量の将来予測の手法

ごみ量の将来予測を推計する場合は、排出形態に応じたトレンド推計法が一般的です。

トレンド法は過去の実績を時系列的にならべ、その変化する状況が時間軸に対して一定の規則性を持っているとの仮定のもとに理論的傾向線を当てはめて式をつくり、将来もその傾向が続くものと仮定して将来性を予測する方法であり、今回の将来予測においては、以下の推計式を用いることとしました。

表 2-7 トrend推計法の推計式

推計式	数式	特徴
直線式	$Y = aX + b$	傾き一定で単調に増加(減少)する場合を示す式
自然対数式	$Y = a \ln X + b$	徐々に増加率(減少率)が穏やかになる曲線式
べき乗式	$Y = aX^b$	徐々に増加率(減少率)が増加していく曲線式
指数式	$Y = a b^X$	徐々に増加率(減少率)が増加していく曲線式
分数式	$Y = a(1/X) + b$	他の推計式に比べて、増減傾向が小さい式

Y：計画年度における予測値

X：計画年度(平成年度)

a、b、c：定数

また、今回の推計期間には新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた令和2～3年度を含みます。また、令和元年度も、新型コロナウイルス感染症の影響とは考え難いですが時系列的には異質な変動をしています。

そこで、トレンド推計は平成30年度までの実績値により行うこととしました。

推計を実施した結果、必ずしも過去の実績が時系列的に傾向を示さない結果となりました。そのため、今回の各ごみ排出量の将来推計は過去の実績からそれぞれ以下の表に示す考え方で推計しました。なお、トレンド推計法から得た推計値については令和3年度の実績値と推計値の差の半分を補正し、予測値としています。

表 2-8 ごみ排出量の推計方法

ごみ区分		推計方法	
収集量	家庭	①燃やすごみ	H24-H30 対数式
		②燃やさないごみ	H24-H30 対数式
		③粗大ごみ	H24-H30 ベキ乗式
		④資源物	
		⑤古紙	H24-H30 対数式
		⑥びん	H24-H30 対数式
		⑦缶	H24-H30 対数式
		⑧ペットボトル	H24-H30 対数式
		⑨プラ容器	H24-H30 対数式
		⑩拠点（紙パック）	H24-H30 対数式
		⑪拠点（廃食用油）	H24-H30 対数式
		⑫拠点（小型家電）	H30 の値で一定
		⑬剪定枝木（家庭分）	H24-H30 対数式
		⑭危険・有害ごみ	H24-H30 ベキ乗式
	⑮小計	—	
	事業系	⑯可燃（持ち込み）	H25-H30 ベキ乗式
		⑰剪定枝木	H24-H30 対数式
		⑱小計	—
	⑲合計		—
	⑳集団回収		H24-H30 対数式

②ごみ排出量の推計結果（現状予測）

ごみ排出量の推計結果（現状予測）は以下のとおりです。

表 2-9 ごみ排出量の推計結果（現状予測）

項目		和暦年	R4	R5	R6	R7	
		西暦年	2022	2023	2024	2025	
		年度日数	365	366	365	365	
人口		人	148,661	149,273	149,864	150,453	
排出量	合計	t	39,637	39,730	39,614	39,617	
	ごみ	燃やすごみ	t	20,722	20,777	20,722	20,729
		燃やさないごみ	t	1,075	1,071	1,061	1,055
		粗大ごみ	t	1,561	1,576	1,582	1,592
		危険・有害ごみ	t	91	91	90	90
		民間搬入	t	5,684	5,667	5,623	5,598
	資源収集	小計	t	29,134	29,182	29,078	29,064
		古紙	t	6,100	6,121	6,109	6,116
		ビン	t	1,442	1,446	1,443	1,444
		缶	t	429	428	425	423
		ペットボトル	t	538	541	541	543
		プラ容器	t	1,994	2,012	2,018	2,029
	小計	t	10,503	10,548	10,536	10,554	
	排出抑制量	合計	t	2,633	2,608	2,572	2,545
拠点回収	紙バック	t	20	20	20	19	
	小型家電	t	1	1	1	1	
	計	t	22	22	21	21	
集団回収	t	2,311	2,286	2,252	2,226		
粗大ごみ再生量	t	0	0	0	0		
剪定枝木回収	t	300	300	298	298		
	うち家庭分	t	196	195	193	192	
	うち事業系	t	105	105	105	106	
	合計（集団回収を含む）	t	42,270	42,338	42,185	42,162	
発生量 + 排出抑制量	合計（集団回収を除く）	t	39,959	40,051	39,933	39,936	
家庭ごみ	（集団回収を含む）	t	36,481	36,565	36,457	36,458	
	（集団回収を除く）	t	34,170	34,279	34,205	34,232	
	事業系ごみ	t	5,789	5,772	5,728	5,704	
排出量原単位	合計	g/人・日	730.5	727.2	724.2	721.4	
	ごみ	燃やすごみ	g/人・日	381.9	380.3	378.8	377.5
		燃やさないごみ	g/人・日	19.8	19.6	19.4	19.2
		粗大ごみ	g/人・日	28.8	28.8	28.9	29.0
		危険・有害ごみ	g/人・日	1.7	1.7	1.6	1.6
		民間搬入	g/人・日	104.8	103.7	102.8	101.9
	資源収集	小計	g/人・日	536.9	534.1	531.6	529.2
		古紙	g/人・日	112.4	112.0	111.7	111.4
		ビン	g/人・日	26.6	26.5	26.4	26.3
		缶	g/人・日	7.9	7.8	7.8	7.7
		ペットボトル	g/人・日	9.9	9.9	9.9	9.9
		プラ容器	g/人・日	36.8	36.8	36.9	36.9
	小計	g/人・日	193.6	193.1	192.6	192.2	
	排出抑制原単位	合計	g/人・日	48.1	47.3	46.6	46.0
拠点回収	紙バック	g/人・日	0.4	0.4	0.4	0.4	
	小型家電	g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	
	計	g/人・日	0.4	0.4	0.4	0.4	
集団回収	g/人・日	42.6	41.8	41.2	40.5		
粗大ごみ再生量	g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0		
剪定枝木回収	g/人・日	5.5	5.5	5.5	5.4		
	うち家庭分	g/人・日	3.6	3.6	3.5	3.5	
	うち事業系	g/人・日	1.9	1.9	1.9	1.9	
発生量 + 排出抑制量原単位	合計	g/人・日	778.6	774.5	770.8	767.4	
家庭ごみ	（集団回収を含む）	g/人・日	672.3	669.3	666.5	663.9	
	（集団回収を除く）	g/人・日	629.7	627.4	625.3	623.4	
	事業系ごみ	g/人・日	106.7	105.7	104.7	103.9	
処理量	合計	t	42,698	42,763	42,606	42,580	
中間処理	ごみ処理	焼却	t	28,533	28,574	28,468	28,449
		破碎減容	t	0	0	0	0
		処理困難物	t	0	0	0	0
		危険・有害ごみ	t	91	91	90	90
		計	t	28,624	28,665	28,558	28,539
	資源化処理量	資源収集量	t	10,503	10,548	10,536	10,554
		古紙	t	6,100	6,121	6,109	6,116
		ビン	t	1,442	1,446	1,443	1,444
		缶	t	429	428	425	423
		ペットボトル	t	538	541	541	543
		プラ容器	t	1,994	2,012	2,018	2,029
		選別金属回収	t	822	825	824	825
		鉄回収	t	738	741	740	741
		アルミ回収	t	84	85	85	85
		都市鉱山	t				
		拠点回収	t	22	22	21	21
		集団回収	t	2,311	2,286	2,252	2,226
粗大ごみ再生	t	115	116	117	118		
搬入古紙回収	t						
剪定枝木回収	t	300	300	298	298		
総資源化量	t	14,074	14,098	14,048	14,041		
総資源化率	%	33.0	33.0	33.0	33.0		
資源化量（集団回収除く）	t	11,763	11,812	11,796	11,815		
資源化率（集団回収除く）	%	29.1	29.2	29.2	29.3		

R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
365	366	365	365	365	366	365
151,014	151,549	151,979	152,387	152,860	153,322	153,775
39,623	39,740	39,620	39,609	39,621	39,744	39,653
20,736	20,801	20,741	20,738	20,747	20,814	20,768
1,049	1,047	1,039	1,033	1,029	1,028	1,021
1,601	1,614	1,617	1,624	1,632	1,644	1,647
90	90	90	89	89	89	89
5,576	5,571	5,534	5,514	5,499	5,500	5,471
29,052	29,123	29,021	29,000	28,996	29,075	28,997
6,122	6,145	6,130	6,133	6,139	6,162	6,151
1,444	1,449	1,445	1,446	1,446	1,451	1,448
422	421	419	417	416	416	414
544	547	546	547	549	551	551
2,040	2,055	2,058	2,066	2,075	2,089	2,092
10,571	10,617	10,599	10,609	10,625	10,669	10,656
2,520	2,503	2,473	2,451	2,431	2,419	2,395
19	19	18	18	18	18	17
1	1	1	1	1	1	1
20	20	20	20	19	19	19
2,203	2,186	2,158	2,137	2,118	2,106	2,083
0	0	0	0	0	0	0
297	297	295	295	294	294	293
191	190	188	187	186	186	185
106	107	107	107	108	108	108
42,143	42,243	42,092	42,060	42,052	42,163	42,047
39,941	40,057	39,935	39,923	39,934	40,057	39,964
36,461	36,565	36,451	36,438	36,446	36,555	36,468
34,258	34,379	34,293	34,301	34,328	34,450	34,385
5,682	5,678	5,641	5,622	5,606	5,608	5,580
718.9	716.5	714.2	712.1	710.1	708.3	706.5
376.2	375.0	373.9	372.8	371.8	370.9	370.0
19.0	18.9	18.7	18.6	18.4	18.3	18.2
29.0	29.1	29.2	29.2	29.3	29.3	29.3
1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6
101.2	100.4	99.8	99.1	98.6	98.0	97.5
527.1	525.0	523.2	521.4	519.7	518.1	516.6
111.1	110.8	110.5	110.3	110.0	109.8	109.6
26.2	26.1	26.1	26.0	25.9	25.9	25.8
7.6	7.6	7.5	7.5	7.5	7.4	7.4
9.9	9.9	9.8	9.8	9.8	9.8	9.8
37.0	37.1	37.1	37.1	37.2	37.2	37.3
191.8	191.4	191.1	190.7	190.4	190.1	189.9
45.3	44.8	44.2	43.7	43.2	42.8	42.3
0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3
40.0	39.4	38.9	38.4	38.0	37.5	37.1
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
5.4	5.4	5.3	5.3	5.3	5.2	5.2
3.5	3.4	3.4	3.4	3.3	3.3	3.3
1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9
764.2	761.2	758.4	755.8	753.4	751.0	748.8
661.5	659.2	657.1	655.1	653.2	651.4	649.7
621.5	619.8	618.2	616.7	615.3	613.9	612.6
103.1	102.4	101.7	101.1	100.5	99.9	99.4
42,559	42,657	42,503	42,468	42,458	42,569	42,450
28,433	28,498	28,394	28,370	28,363	28,436	28,357
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
90	90	90	89	89	89	89
28,523	28,588	28,484	28,459	28,452	28,526	28,446
10,571	10,617	10,599	10,609	10,625	10,669	10,656
6,122	6,145	6,130	6,133	6,139	6,162	6,151
1,444	1,449	1,445	1,446	1,446	1,451	1,448
422	421	419	417	416	416	414
544	547	546	547	549	551	551
2,040	2,055	2,058	2,066	2,075	2,089	2,092
826	830	828	829	830	833	832
742	745	743	744	745	748	747
85	85	85	85	85	86	85
20	20	20	20	19	19	19
2,203	2,186	2,158	2,137	2,118	2,106	2,083
118	119	119	120	121	121	122
297	297	295	295	294	294	293
14,036	14,069	14,020	14,009	14,006	14,043	14,004
33.0	33.0	33.0	33.0	33.0	33.0	33.0
11,833	11,883	11,862	11,872	11,889	11,938	11,922
29.3	29.4	29.4	29.4	29.5	29.5	29.5

資料3 ごみ処理基本計画

3-1 ごみの減量・資源化の目標

1 ごみの減量・資源化目標値

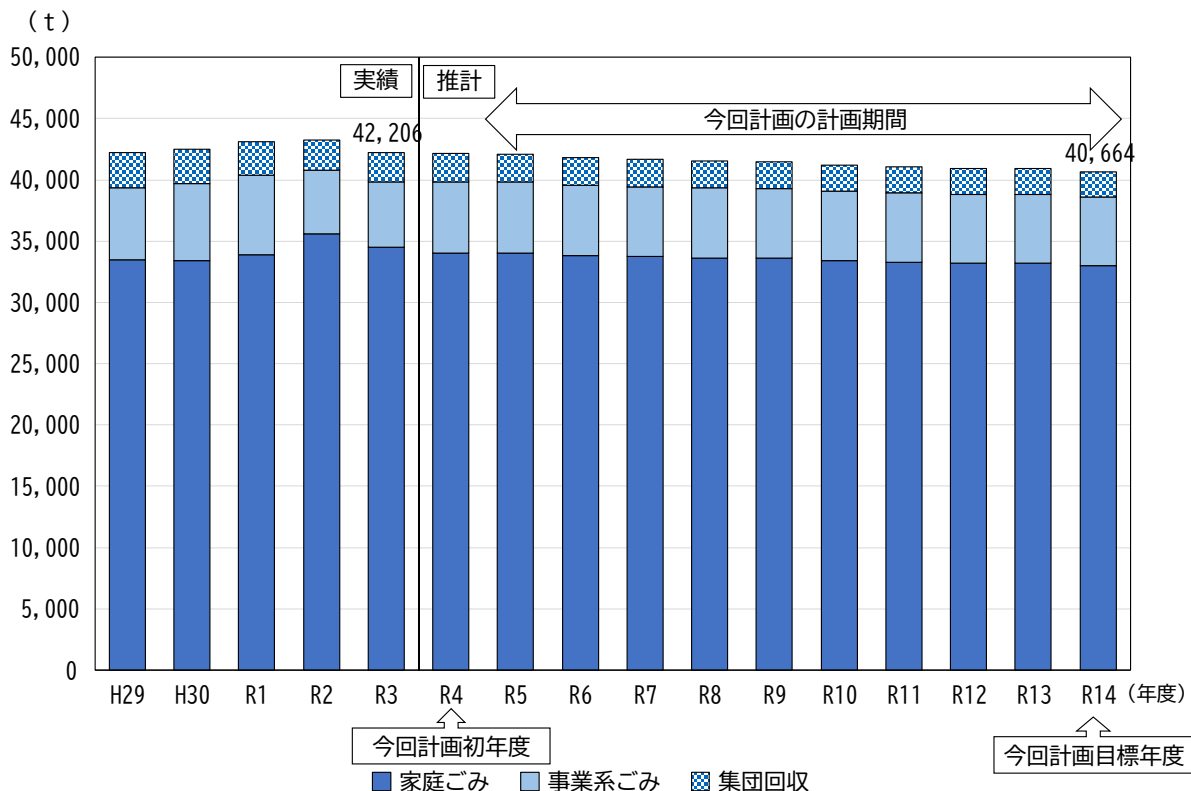
新たなおみの減量・資源化目標値を以下に示します。

表 3-1 ごみの減量・資源化目標

	考え方	目標値
家庭ごみ	家庭ごみの原単位について、令和3年度の637gから食品ロスの削減や資源の民間回収への移行などにより減量化を推進する。	令和3年度実績から ●家庭ごみの原単位を約8% (49g) 637g/人・日→588g/人・日 ●排出量を約4% (1,461t) 34,483トン→33,022トン 削減する。
	<p>【解説】</p> <p>現状の施策のままで推移した場合の目標年度における原単位と排出量は</p> <ul style="list-style-type: none"> ●原単位：613g/人・日 ●排出量：34,385トン <p>と推計していることから、目標年度に減量目標値を達成するためには、現状からさらに</p> <ul style="list-style-type: none"> ●原単位：25g (613-588) ●排出量：1,363トン (34,385-33,022) <p>削減する。</p>	
事業系ごみ	事業系ごみ（民間搬入）の年間排出量については、新型コロナの影響があった令和2～3年度からは多少増加するが、経年的な減少傾向は維持するものとする。	令和3年度実績から ●事業系ごみの原単位は、令和14年度は変わらない。 97.5g/人・日→97.5g/人・日 ●排出量は人口増加分 約3.8% (198t) 5,273トン→5,471トン 増加する。
	<p>【解説】</p> <p>現状の施策のままで推移した場合の目標年度における原単位と排出量は、以下のとおり推計している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●原単位：97.5g/日 ●排出量：5,471トン <p>事業系ごみは、新型コロナウイルス感染症による時短・休業等の規制の影響を大きく受け、原単位で見ると、令和2年度は令和元年度の20%減となり、令和3年度も大きな増加は見られなかった。令和4年度になって増加傾向にあるものの、今後も原単位に順調な減少傾向が見られた平成30年度以前の傾向を維持し、大きな増加を抑制するものとする。</p>	

2 ごみ排出量の推計結果（目標予測）

ごみ排出量の推計結果（目標予測）は以下のとおりです。



〔参考〕処理後の資源化率の推移（現状予測、目標予測）

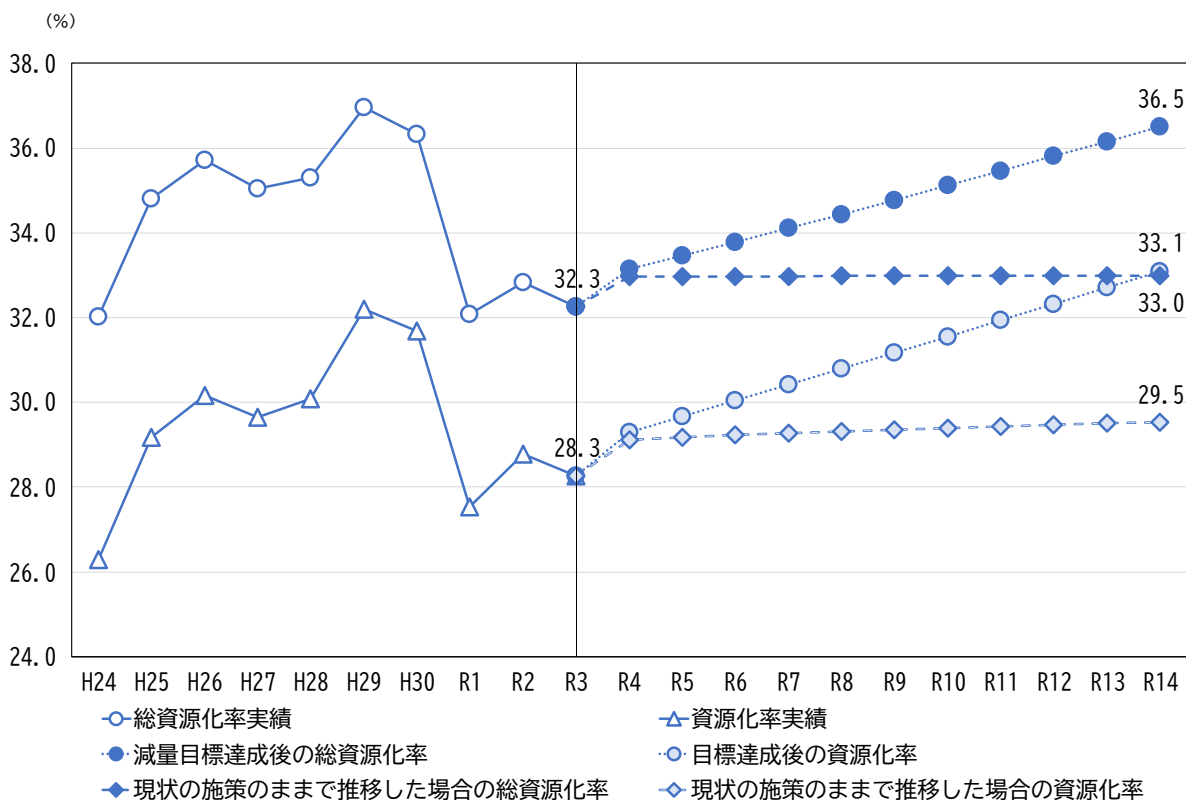


表 3-2 ごみ排出量の推計結果（目標予測）

項目	和暦年		R4	R5	R6	R7		
	西暦年		2022	2023	2024	2025		
	年度日数		365	366	365	365		
人口	人		148,661	149,273	149,864	150,453		
排出量	合計		t	39,515	39,485	39,246	39,125	
	ごみ	燃やすごみ	t	20,515	20,359	20,094	19,889	
		燃やさないごみ	t	1,075	1,071	1,061	1,055	
		粗大ごみ	t	1,561	1,576	1,582	1,592	
		危険・有害ごみ	t	91	91	90	90	
		民間搬入	t	5,684	5,667	5,623	5,598	
	小計		t	28,926	28,764	28,450	28,223	
	資源収集	古紙	t	6,192	6,306	6,387	6,487	
		ビン	t	1,436	1,433	1,423	1,418	
		缶	t	427	425	420	416	
		ペットボトル	t	536	537	535	534	
		プラスチック容器	t	1,999	2,020	2,031	2,046	
	小計		t	10,589	10,721	10,796	10,902	
	合計		t	2,633	2,608	2,572	2,545	
排出抑制量	拠点回収	紙パック	t	20	20	20	19	
		小型家電	t	1	1	1	1	
		計	t	22	22	21	21	
	集団回収		t	2,311	2,286	2,252	2,226	
	粗大ごみ再生量		t	0	0	0	0	
	剪定枝木回収		t	300	300	298	298	
	うち家庭分		t	196	195	193	192	
	うち事業系		t	105	105	105	106	
	発生量 + 排出抑制量		合計（集団回収を含む）	t	42,149	42,093	41,818	41,670
			合計（集団回収を除く）	t	39,838	39,807	39,566	39,443
家庭ごみ	（集団回収を含む）		t	36,359	36,321	36,089	35,966	
	（集団回収を除く）		t	34,049	34,034	33,837	33,739	
	事業系ごみ		t	5,789	5,772	5,728	5,704	
排出量原単位	合計		g/人・日	728.2	722.7	717.5	712.5	
	ごみ	燃やすごみ	g/人・日	378.1	372.7	367.4	362.2	
		燃やさないごみ	g/人・日	19.8	19.6	19.4	19.2	
		粗大ごみ	g/人・日	28.8	28.8	28.9	29.0	
		危険・有害ごみ	g/人・日	1.7	1.7	1.6	1.6	
		民間搬入	g/人・日	104.8	103.7	102.8	101.9	
	小計		g/人・日	533.1	526.5	520.1	513.9	
	資源収集	古紙	g/人・日	114.1	115.4	116.8	118.1	
		ビン	g/人・日	26.5	26.2	26.0	25.8	
		缶	g/人・日	7.9	7.8	7.7	7.6	
		ペットボトル	g/人・日	9.9	9.8	9.8	9.7	
		プラスチック容器	g/人・日	36.8	37.0	37.1	37.3	
	小計		g/人・日	195.2	196.2	197.4	198.5	
	合計		g/人・日	48.1	47.3	46.6	46.0	
排出抑制原単位	拠点回収	紙パック	g/人・日	0.4	0.4	0.4	0.4	
		小型家電	g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	
		計	g/人・日	0.4	0.4	0.4	0.4	
	集団回収		g/人・日	42.6	41.8	41.2	40.5	
	粗大ごみ再生量		g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	
	剪定枝木回収		g/人・日	5.5	5.5	5.5	5.4	
	うち家庭分		g/人・日	3.6	3.6	3.5	3.5	
	うち事業系		g/人・日	1.9	1.9	1.9	1.9	
発生量 + 排出抑制量原単位		g/人・日	776.4	770.1	764.1	758.4		
家庭ごみ	（集団回収を含む）		g/人・日	670.1	664.8	659.8	654.9	
	（集団回収を除く）		g/人・日	627.5	623.0	618.6	614.4	
	事業系ごみ		g/人・日	106.7	105.7	104.7	103.9	
処理量		合計	t	42,476	42,402	42,106	41,939	
中間処理	ごみ処理	焼却	t	28,310	28,125	27,792	27,544	
		破碎減容	t	0	0	0	0	
		処理困難物	t	0	0	0	0	
		危険・有害ごみ	t	91	91	90	90	
		計	t	28,401	28,215	27,882	27,634	
	資源化処理量		t					
	資源収集量		t	10,589	10,721	10,796	10,902	
	古紙		t	6,192	6,306	6,387	6,487	
	ビン		t	1,436	1,433	1,423	1,418	
	缶		t	427	425	420	416	
	ペットボトル		t	536	537	535	534	
	プラスチック容器		t	1,999	2,020	2,031	2,046	
	選別金属回収		t	738	741	740	741	
	鉄回収		t	653	656	655	656	
	アルミ回収		t	84	85	85	85	
	都市鉱山		t					
	拠点回収		t	22	22	21	21	
	集団回収		t	2,311	2,286	2,252	2,226	
	粗大ごみ再生		t	115	116	117	118	
	搬入古紙回収		t					
	剪定枝木回収		t	300	300	298	298	
	総資源化量		t	14,075	14,186	14,224	14,305	
	総資源化率		%	33.1	33.5	33.8	34.1	
資源化量（集団回収除く）		t	11,765	11,900	11,972	12,078		
資源化率（集団回収除く）		%	29.3	29.7	30.0	30.4		

R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
365	366	365	365	365	366	365
151,014	151,549	151,979	152,387	152,860	153,322	153,775
39,006	38,994	38,750	38,612	38,496	38,487	38,269
19,682	19,528	19,256	19,036	18,826	18,667	18,406
1,049	1,047	1,039	1,033	1,029	1,028	1,021
1,601	1,614	1,617	1,624	1,632	1,644	1,647
90	90	90	89	89	89	89
5,576	5,571	5,534	5,514	5,499	5,500	5,471
27,998	27,850	27,535	27,298	27,076	26,928	26,635
6,588	6,708	6,787	6,886	6,989	7,111	7,196
1,412	1,410	1,400	1,393	1,387	1,385	1,376
413	411	407	403	401	399	395
534	534	532	531	530	530	528
2,061	2,081	2,089	2,101	2,114	2,133	2,140
11,008	11,144	11,214	11,314	11,420	11,558	11,634
2,520	2,503	2,473	2,451	2,431	2,419	2,395
19	19	18	18	18	18	17
1	1	1	1	1	1	1
20	20	20	20	19	19	19
2,203	2,186	2,158	2,137	2,118	2,106	2,083
0	0	0	0	0	0	0
297	297	295	295	294	294	293
191	190	188	187	186	186	185
106	107	107	107	108	108	108
41,526	41,497	41,222	41,063	40,927	40,906	40,664
39,323	39,311	39,065	38,926	38,809	38,800	38,581
35,843	35,819	35,581	35,441	35,321	35,298	35,084
33,641	33,633	33,423	33,304	33,203	33,192	33,001
5,682	5,678	5,641	5,622	5,606	5,608	5,580
707.7	703.0	698.5	694.2	690.0	685.8	681.8
357.1	352.1	347.1	342.2	337.4	332.7	327.9
19.0	18.9	18.7	18.6	18.4	18.3	18.2
29.0	29.1	29.2	29.2	29.3	29.3	29.3
1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6
101.2	100.4	99.8	99.1	98.6	98.0	97.5
507.9	502.1	496.4	490.8	485.3	479.9	474.5
119.5	120.9	122.4	123.8	125.3	126.7	128.2
25.6	25.4	25.2	25.0	24.9	24.7	24.5
7.5	7.4	7.3	7.3	7.2	7.1	7.0
9.7	9.6	9.6	9.5	9.5	9.4	9.4
37.4	37.5	37.7	37.8	37.9	38.0	38.1
199.7	200.9	202.2	203.4	204.7	206.0	207.3
45.3	44.8	44.2	43.7	43.2	42.8	42.3
0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3
40.0	39.4	38.9	38.4	38.0	37.5	37.1
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
5.4	5.4	5.3	5.3	5.3	5.2	5.2
3.5	3.4	3.4	3.4	3.3	3.3	3.3
1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9
753.0	747.8	742.8	737.9	733.2	728.6	724.1
650.3	645.8	641.4	637.2	633.1	629.0	625.1
610.3	606.4	602.5	598.8	595.1	591.5	588.0
103.1	102.4	101.7	101.1	100.5	99.9	99.4
41,776	41,729	41,435	41,256	41,102	41,062	40,801
27,298	27,128	26,795	26,538	26,296	26,126	25,815
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
90	90	90	89	89	89	89
27,388	27,218	26,885	26,627	26,385	26,216	25,904
11,008	11,144	11,214	11,314	11,420	11,558	11,634
6,588	6,708	6,787	6,886	6,989	7,111	7,196
1,412	1,410	1,400	1,393	1,387	1,385	1,376
413	411	407	403	401	399	395
534	534	532	531	530	530	528
2,061	2,081	2,089	2,101	2,114	2,133	2,140
742	745	743	744	745	748	747
657	660	658	659	660	662	661
85	85	85	85	85	86	85
20	20	20	20	19	19	19
2,203	2,186	2,158	2,137	2,118	2,106	2,083
118	119	119	120	121	121	122
297	297	295	295	294	294	293
14,387	14,511	14,550	14,628	14,716	14,846	14,897
34.4	34.8	35.1	35.5	35.8	36.2	36.5
12,185	12,325	12,392	12,492	12,599	12,741	12,814
30.8	31.2	31.5	31.9	32.3	32.7	33.1

資料4 ごみ組成分析

4-1 ごみ組成分析調査概要（令和3年度）

1 調査目的

市内から排出される燃やすごみ及び燃やさないごみの組成調査を行うことにより、廃棄物に関する施策を推進するための基礎資料を得ることを目的とします。

2 調査内容

- (1) 調査実施時期：季節によるごみ質への影響が少ないと思われる時期に行う（令和3年度は2～3月のうち6日間）
- (2) 調査対象：一般家庭から排出される燃やすごみ及び燃やさないごみ
- (3) 調査対象区分：燃やすごみ：1検体（約600kg）
燃やさないごみ：3検体（1検体につき約600kg）
- (4) ごみの回収方法：吉祥寺、中央、境の3地区で、戸建住宅、集合住宅（単身）、集合住宅（世帯）からおおむね均等になるように採取。
- (5) 調査方法：回収したごみをクリーンセンターに搬入後、袋ごと縮分（燃やすごみは約50kg、燃やさないごみは約100kg）した後に分類。分類項目ごとに重量を計測。

4-2 ごみ組成分析調査結果

1 可燃ごみ

2月21日(月)、22日(火)に調査を実施しました。

物理的組成は表4-1のとおりです。

分別状況を見ると、適正に分別された燃やすごみは82.36%、分別不適物は16.76%でした。燃やすごみの割合の内訳をみると、厨芥類が最も多く39.17%、次いで資源化できない紙類21.45%、その他9.20%、汚れたプラスチック製容器包装6.57%の順でした。

2 不燃ごみ

2月9日(水)、16日(水)、3月3日(木)、4日(金)に調査を実施しました。

物理的組成は表4-2～4-5のとおりです。

分別状況を3地域の割合の単純平均でみると、適正に分別された燃やさないごみは86.42%、分別不適物は13.02%でした。燃やさないごみの割合の内訳をみると、金属製品が最も多く34.06%、次いで小型家電32.63%、不燃物17.06%、金属がついているもの2.64%の順でした。

表 4-1 可燃ごみの物理的組成（湿ベース重量百分率）

No.	分類項目	重量(kg)	容積(ℓ)	比率(%)		
1	資源化できない紙類	20.10	300	21.45		
2	資源化できない布類	0.11	5	0.12		
3	厨芥類	手付かず食品	4.66	20	4.97	
4		手付かず飲料	-	-	-	
5		調理くず（加熱、加工等調理前のもの）	3.54	40	3.78	
6		食べ残し（加熱、加工等調理後のもの）	3.90	20	4.16	
7		その他分類できない厨芥類	24.10	80	25.71	
8	資源化できない厨芥類	0.52	3	0.55		
9	草木類	剪定枝木・草	0.16	5	0.17	
10		木材	0.72	5	0.77	
11	紙おむつ	3.04	8	3.24		
12	汚れたプラスチック製容器包装類	6.16	220	6.57		
13	プラスチック製品	0.46	10	0.49		
14	かばん、バッグ類	-	-	-		
15	ゴム、皮革製品	0.17	3	0.18		
16	磁気テープ類	-	-	-		
17	靴類	0.69	1	0.74		
18	アルミホイル	0.24	1	0.26		
19	その他	8.62	40	9.20		
20	燃やさないごみ	金属製品	厨房用品	-	-	-
21			金具	-	-	-
22			刃物類	-	-	-
23			その他	-	-	-
24		小型家電	0.10	0.3	0.11	
25		不燃物	せともの類	-	-	-
26			ガラス類	-	-	-
27			その他	-	-	-
28		金属の ついているもの	かばん、バッグ類	-	-	-
29			ディスク等	-	-	-
30			その他	-	-	-
31	その他	0.01	0.1	0.01		
32	資源化 可能なもの	紙類	書籍	0.46	1	0.49
33			雑誌	0.20	0.5	0.21
34			新聞	0.32	2	0.34
35			OA用紙	0.51	3	0.54
36			チラシ	0.67	5	0.71
37			パンフレット	0.44	5	0.47
38			段ボール	0.16	3	0.17
39			バック類（拠点回収しているもの）	1.06	20	1.13
40			その他容器包装類	0.07	3	0.07
41			シュレッダーダスト	-	-	-
42		雑紙	2.51	40	2.68	
43		その他	-	-	-	
44		古着類	6.47	70	6.90	
45		びん（化粧品びん含む）	-	-	-	
46	缶	0.03	0.5	0.03		
47	ペットボトル	0.08	1	0.09		
48	プラスチック製容 器・包装	レジ袋	0.39	50	0.42	
49		その他	2.24	110	2.39	
50	その他	-	-	-		
51	有害ごみ	電池・充電機、体温計、ガスボンベ、スプレー缶、 蛍光管、電池内蔵小型家電等	-	-	-	
52	市で収集・処理できないごみ	-	-	-		
53	(3) その他（ごみを入れてあった容器・包装）	0.81	90	0.86		
	全品目合計	93.72	1165.4	100		

備考) 各分類項目の重量比率は数値の四捨五入により合計が100%にならない場合があります。

出典) 令和3年度ごみ組成分析調査結果

表 4-2 不燃ごみの物理的組成・吉祥寺（湿ベース）

No.	分類項目	重量(kg)	容積(ℓ)	比率(%)		
1	(1) 燃やさないごみ	厨房用品	10.98	90	9.52	
2		金属製品	金具	2.51	10	2.18
3		刃物類	0.80	2	0.69	
4		その他	14.81	90	12.84	
5	小型家電	37.70	81.7	32.68		
6	不燃物	せともの類	12.44	40	10.78	
7		ガラス類	4.52	8	3.92	
8		その他	2.10	6	1.82	
9	金属の ついているもの	かばん、バッグ類	0.85	5	0.74	
10		ディスク等	-	-	-	
11		その他	6.15	80	5.33	
12	その他	-	-	-		
13	(2) 燃やすごみ (旧燃やせないごみ)	汚れたプラスチック製容器包装類	-	-	-	
14		プラスチック製品	7.55	65	6.55	
15		かばん、バッグ類	-	-	-	
16		ゴム、皮革製品	1.65	10	1.43	
17		磁気テープ類	-	-	-	
18		靴類	-	-	-	
19		アルミホイル	-	-	-	
20		その他	-	-	-	
21		燃やすごみ (旧燃やせるごみ)	資源化できない紙類	0.11	8	0.10
22			資源化できない布類	0.06	1	0.05
23	厨芥類		手付かず食品	-	-	-
24			手付かず飲料	-	-	-
25			調理くず（加熱、加工等調理前のもの）	-	-	-
26			食べ残し（加熱、加工等調理後のもの）	0.69	1	0.60
27			その他分類できない厨芥類	-	-	-
28	資源化できない厨芥類		-	-	-	
29	草木類		剪定枝木・草	-	-	-
30			木材	0.95	2	0.82
31	紙おむつ	-	-	-		
32	その他	2.20	5.5	1.91		
33	(2) 分別不適物	紙類	書籍	0.10	0.5	0.09
34			雑誌	-	-	-
35			新聞	0.02	0.3	0.02
36			OA用紙	0.07	2	0.06
37			チラシ	-	-	-
38			パンフレット	0.01	0.3	0.01
39			段ボール	-	-	-
40			パック類（拠点回収しているもの）	-	-	-
41			その他容器包装類	-	-	-
42			シュレッダーダスト	-	-	-
43		雑紙	0.49	10	0.42	
44		その他	-	-	-	
45		古着類	-	-	-	
46		びん（化粧品びん含む）	5.10	15	4.42	
47		缶	0.77	8	0.67	
48		ペットボトル	-	-	-	
49		プラスチック製 容器・包装	レジ袋	0.04	8	0.03
50	その他		0.69	50	0.60	
51	その他	-	-	-		
52	有害ごみ	電池・充電電池、体温計、ガスボンベ、スプレー缶、 蛍光管、電池内蔵小型家電等	1.15	2	1.00	
53	市で収集・処理できないごみ	0.28	0.5	0.24		
54	(3) その他（ごみを入れてあった容器・包装）	0.56	90	0.49		
	全品目合計	115.35	691.8	100		

備考) 各分類項目の重量比率は数値の四捨五入により合計が100%にならない場合があります。

出典) 令和3年度ごみ組成分析調査結果

表 4-3 不燃ごみの物理的組成・中央（湿ベース）

No.	分類項目		重量(kg)	容積(ℓ)	比率(%)		
1	(1) 燃やさないごみ	金属製品	厨房用品	12.87	150	13.79	
2			金具	3.52	2	3.77	
3			刃物類	0.77	1	0.83	
4			その他	20.58	190	22.06	
5		小型家電	28.68	54.9	30.74		
6		不燃物	せともの類	9.15	20	9.81	
7			ガラス類	6.54	20	7.01	
8			その他	1.30	3	1.39	
9		金属の ついているもの	かばん、バッグ類	0.17	2	0.18	
10			ディスク等	0.60	2	0.64	
11			その他	0.36	2	0.39	
12		その他	0.04	0.5	0.04		
13	(2) 分別不適物	燃やすごみ (旧燃やせないごみ)	汚れたプラスチック製容器包装類	0.51	1	0.55	
14			プラスチック製品	3.22	30	3.45	
15			かばん、バッグ類	-	-	-	
16			ゴム、皮革製品	0.49	1	0.53	
17			磁気テープ類	-	-	-	
18			靴類	-	-	-	
19			アルミホイル	-	-	-	
20			その他	-	-	-	
21		燃やすごみ (旧燃やせるごみ)	資源化できない紙類	資源化できない紙類	0.03	1	0.03
22				資源化できない布類	-	-	-
23			厨芥類	手付かず食品	-	-	-
24				手付かず飲料	-	-	-
25	調理くず(加熱、加工等調理前のもの)			-	-	-	
26	食べ残し(加熱、加工等調理後のもの)			-	-	-	
27	その他分類できない厨芥類			-	-	-	
28	資源化できない厨芥類			-	-	-	
29	草木類		剪定枝木・草	-	-	-	
30			木材	0.42	1	0.45	
31	紙おむつ	-	-	-			
32	その他	1.88	3	2.02			
33	資源化 可能なもの	紙類	書籍	-	-	-	
34			雑誌	-	-	-	
35			新聞	-	-	-	
36			OA用紙	-	-	-	
37			チラシ	-	-	-	
38			パンフレット	-	-	-	
39			段ボール	0.79	5	0.85	
40			パック類(拠点回収しているもの)	-	-	-	
41			その他容器包装類	-	-	-	
42			シュレッダーダスト	-	-	-	
43		雑紙	0.11	3	0.12		
44		その他	-	-	-		
45		古着類	-	-	-		
46		びん(化粧品びん含む)	-	-	-		
47		缶	0.02	0.3	0.02		
48		ペットボトル	-	-	-		
49		プラスチック製 容器・包装	レジ袋	0.04	3	0.04	
50			その他	0.23	45	0.25	
51	その他	-	-	-			
52	有害ごみ	電池・充電機、体温計、ガスボンベ、スプレー缶、 蛍光管、電池内蔵小型家電等	0.43	0.5	0.46		
53	市で収集・処理できないごみ	-	-	-			
54	(3) その他(ごみを入れてあった容器・包装)		0.55	90	0.59		
	全品目合計		93.30	631.2	100		

備考) 各分類項目の重量比率は数値の四捨五入により合計が100%にならない場合があります。

出典) 令和3年度ごみ組成分析調査結果

表 4-4 不燃ごみの物理的組成・境（湿ベース）

No.	分類項目		重量(kg)	容積(ℓ)	比率(%)			
1	(1) 燃やさないごみ	金属製品	厨房用品	13.90	90	12.88		
2			金具	0.46	1	0.43		
3			刃物類	0.83	5	0.77		
4			その他	24.21	120	22.43		
5		小型家電		37.21	152.4	34.48		
6		不燃物	せともの類	13.37	30	12.39		
7			ガラス類	4.41	20	4.09		
8			その他	-	-	-		
9		金属の ついているもの	かばん、バッグ類	-	-	-		
10			ディスク等	-	-	-		
11			その他	0.69	10	0.64		
12		その他		-	-	-		
13	(2) 燃やすごみ (旧燃やせないごみ)	燃やすごみ (旧燃やせないごみ)	汚れたプラスチック製容器包装類	-	-	-		
14			プラスチック製品	7.67	130	7.11		
15			かばん、バッグ類	-	-	-		
16			ゴム、皮革製品	-	-	-		
17			磁気テープ類	-	-	-		
18			靴類	2.85	25	2.64		
19			アルミホイール	0.01	0.1	0.01		
20			その他	-	-	-		
21			燃やすごみ (旧燃やせるごみ)	燃やすごみ (旧燃やせるごみ)	資源化できない紙類	0.28	5	0.26
22					資源化できない布類	0.10	0.2	0.09
23	厨芥類	厨芥類			手付かず食品	-	-	-
24					手付かず飲料	-	-	-
25					調理くず（加熱、加工等調理前のもの）	-	-	-
26					食べ残し（加熱、加工等調理後のもの）	0.49	0.5	0.45
27					その他分類できない厨芥類	0.01	0.1	0.01
28					資源化できない厨芥類	-	-	-
29	草木類	草木類			剪定枝木・草	-	-	-
30					木材	-	-	-
31	紙おむつ		-	-	-			
32	その他		0.07	0.2	0.06			
33	(2) 分別不 適物	資源化 可能なもの	紙類	書籍	-	-	-	
34				雑誌	-	-	-	
35				新聞	0.02	1	0.02	
36				OA用紙	-	-	-	
37				チラシ	-	-	-	
38				パンフレット	-	-	-	
39				段ボール	-	-	-	
40				バック類（拠点回収しているもの）	-	-	-	
41				その他容器包装類	-	-	-	
42				シュレッダーダスト	-	-	-	
43				雑紙	0.16	1	0.15	
44				その他	-	-	-	
45			古着類		-	-	-	
46			びん（化粧品びん含む）		-	-	-	
47			缶		0.10	0.5	0.09	
48			ペットボトル		-	-	-	
49			プラスチック製 容器・包装	プラスチック製 容器・包装	レジ袋	0.04	4	0.04
50					その他	0.18	10	0.17
51	その他		-	-	-			
52	有害ごみ		電池・充電電池、体温計、ガスボンベ、スプレー缶、 蛍光管、電池内蔵小型家電等	0.21	0.1	0.19		
53	市で収集・処理できないごみ			-	-	-		
54	(3) その他（ごみを入れてあった容器・包装）			0.65	50	0.60		
	全品目合計			107.92	656.1	100		

備考) 各分類項目の重量比率は数値の四捨五入により合計が100%にならない場合があります。

出典) 令和3年度ごみ組成分析調査結果

表 4-5 不燃ごみの物理的組成・単純平均（湿ベース）

No.	分類項目	比率(%)						
		吉祥寺	中央	境	平均			
1	(1) 燃やさないごみ	厨房用品	9.52	13.79	12.88	12.06		
2		金属製品	2.18	3.77	0.43	2.13		
3		刃物類	0.69	0.83	0.77	0.76		
4		その他	12.84	22.06	22.43	19.11		
5		小型家電	32.68	30.74	34.48	32.63		
6		不燃物	せともの類	10.78	9.81	12.39	10.99	
7			ガラス類	3.92	7.01	4.09	5.00	
8			その他	1.82	1.39	-	1.07	
9		金属の ついているもの	かばん、バッグ類	0.74	0.18	-	0.31	
10			ディスク等	-	0.64	-	0.21	
11			その他	5.33	0.39	0.64	2.12	
12		その他	-	0.04	-	0.01		
13	(2) 分別不適物	燃やすごみ (旧燃やせないごみ)	汚れたプラスチック製容器包装類	-	0.55	-	0.18	
14			プラスチック製品	6.55	3.45	7.11	5.70	
15			かばん、バッグ類	-	-	-	-	
16			ゴム、皮革製品	1.43	0.53	-	0.65	
17			磁気テープ類	-	-	-	-	
18			靴類	-	-	2.64	0.88	
19			アルミホイル	-	-	0.01	0.00	
20			その他	-	-	-	-	
21			燃やすごみ (旧燃やせるごみ)	資源化できない紙類	0.10	0.03	0.26	0.13
22				資源化できない布類	0.05	-	0.09	0.05
23		厨芥類		手付かず食品	-	-	-	-
24				手付かず飲料	-	-	-	-
25				調理くず（加熱、加工等調理前のもの）	-	-	-	-
26				食べ残し（加熱、加工等調理後のもの）	0.60	-	0.45	0.35
27				その他分類できない厨芥類	-	-	0.01	0.00
28				資源化できない厨芥類	-	-	-	-
29		草木類		剪定枝木・草	-	-	-	-
30				木材	0.82	0.45	-	0.42
31		紙おむつ		-	-	-	-	
32		その他	1.91	2.02	0.06	1.33		
33		資源化 可能なもの	紙類	書籍	0.09	-	-	0.03
34	雑誌			-	-	-	-	
35	新聞			0.02	-	0.02	0.01	
36	OA用紙			0.06	-	-	0.02	
37	チラシ			-	-	-	-	
38	パンフレット			0.01	-	-	0.00	
39	段ボール			-	0.85	-	0.28	
40	パック類（拠点回収しているもの）			-	-	-	-	
41	その他容器包装類			-	-	-	-	
42	シュレッダーダスト			-	-	-	-	
43	雑紙			0.42	0.12	0.15	0.23	
44	その他			-	-	-	-	
45	古着類			-	-	-	-	
46	びん（化粧品びん含む）		4.42	-	-	1.47		
47	缶		0.67	0.02	0.09	0.26		
48	ペットボトル		-	-	-	-		
49	プラスチック製		0.03	0.04	0.04	0.04		
50	容器・包装		0.60	0.25	0.17	0.34		
51	その他	-	-	-	-			
52	有害ごみ	電池・充電機、体温計、ガスボンベ、スプレー缶、 蛍光管、電池内蔵小型家電等	1.00	0.46	0.19	0.55		
53	市で収集・処理できないごみ		0.24	-	-	0.08		
54	(3) その他（ごみを入れてあった容器・包装）		0.49	0.59	0.60	0.56		
	全品目合計		100.00	100.00	100	100.00		

備考) 各分類項目の重量比率は数値の四捨五入により合計が100%にならない場合があります。

出典) 令和3年度ごみ組成分析調査結果

4-3 調査結果の経年的な推移

調査結果の経年的な推移を整理した結果を図-12 に示します。

○燃やすごみについて見ると、適正排出されている割合は、平成 29 年度には 90.7%まで向上しましたが、近年は 82~85%程度となっています。

一方、資源化可能なものの排出割合は、平成 29 年度には 8.4%まで低下しましたが、近年は 13~17%程度となっています。

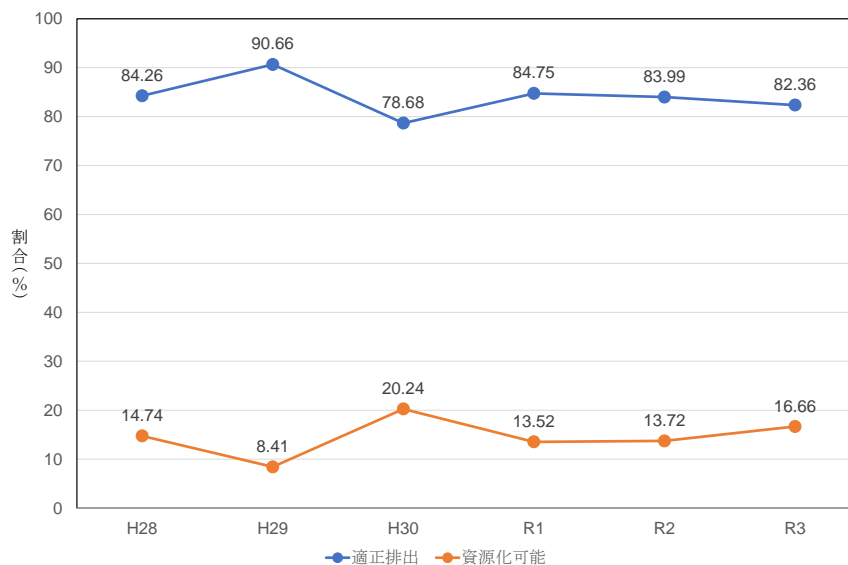
雑誌等を中心に資源となるものの排出が多くなると、その分適正排出率が低下するという関係が見られます。

○燃やさないごみは、適正に排出されている割合は 83~90%、燃やすごみ（バッグ類やプラスチック製品などの旧燃やせないごみ）の割合が 2~9%程度となっています。こちら、燃やすごみ（旧燃やせないごみ）が増えるとその分適正排出率が下がる傾向にあります。

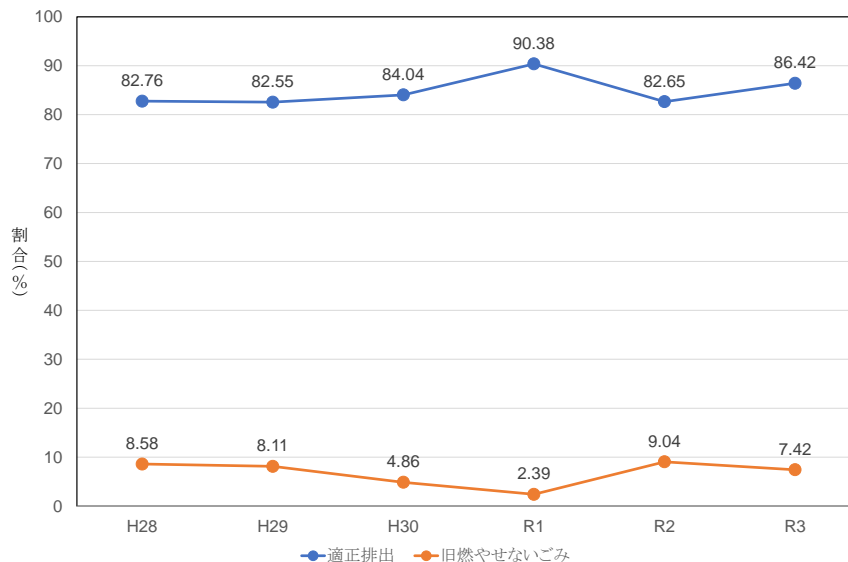
○それぞれについて分別の仕方をより周知し、適正分別率を高めていく必要があります。

図 4-1 組成調査結果の推移

(1) 燃やすごみ



(2) 燃やさないごみ



資料5 生活排水処理基本計画

5-1 生活排水処理の経緯

1 概要

本市の下水道の普及状況は、昭和42年には17.8%であり、建設費についてもほとんど一般財源に依存していましたが、昭和45年4月から受益者負担金制度の実施にともない国の補助金や起債が大幅に増えたため、普及率は急激に上昇し、昭和45年1月には第1処理区、昭和49年3月には第2処理区が処理開始となり第3処理区については昭和62年4月より処理開始となりました。これによって全市域100%が供用を行っています。汚水管渠整備率では昭和55年度末で100%となりました。

表5-1 公共下水道処理面積、推定処理人口及び普及率（各年10月1日）

年度 (和暦)	住民基本台 帳人口 (A)	排水面積 (B) : ha	処理面積 (C) : ha	推定処理 人口(D)	水洗化 人口(E)	面積 (C/B)	処理対象 (D/A)	水洗化 人口(E/A)
H24	138,582	1,073	1,073	138,582	138,573	100.0%	100.0%	99.99%
H25	140,598	1,073	1,073	140,598	140,589	100.0%	100.0%	99.99%
H26	142,108	1,073	1,073	142,108	142,099	100.0%	100.0%	99.99%
H27	143,251	1,073	1,073	143,251	143,242	100.0%	100.0%	99.99%
H28	143,864	1,073	1,073	143,864	143,855	100.0%	100.0%	99.99%
H29	145,016	1,073	1,073	145,016	145,008	100.0%	100.0%	99.99%
H30	146,128	1,073	1,073	146,128	146,122	100.0%	100.0%	100.00%
R1	146,847	1,073	1,073	146,847	146,841	100.0%	100.0%	100.00%
R2	147,677	1,073	1,073	147,677	147,672	100.0%	100.0%	100.00%

※住民基本台帳人口には、外国人登録人口を含む。

※水洗化人口には、し尿槽人口を含む。

2 し尿収集のしくみ

収集の形態は、当初より直営及び業者への委託により処理しています。まず中継所構内のし尿中継槽に集められ、その後大型バキューム車(6,200ℓ)に積み換えて約17km先の湖南衛生組合処理場に搬送して処理していましたが、昭和58年9月からは中継槽を廃止し、組合まで直送しています。

収集は、当時は月2回汲取りし、作業は毎日直営1台、委託1台により全市を直営8地区、委託13地区に分けて1日1地区の割合で収集していました。汲取り収集量は、昭和38年6月の湖南衛生組合処理場稼働後は昭和41年度の収集量50,203.8kℓを最高に減少し続けています。昭和62年度に公共下水道の普及率が100%になったことにともない、昭和63年6月より直営を廃止し、委託1台、10地区とし、収集回数を月2回としました。

し尿処理手数料については、東京都の無料化にともない、本市も昭和54年4月より一般家庭のし尿汲取り手数料を廃止しました。全市域で下水道供用開始後10年を経過した平成9年4月より再び有料となっています。

5-2 し尿槽の清掃

し尿槽の清掃は、許可を受けた民間の業者が処理し、残渣物は100倍に希釈し構内下水放流装置により処理していましたが、昭和52年8月中止し、中継所内の中継槽に溜め、大型バキューム車でし尿と同じ湖南衛生組合のし尿処理場へ搬入していました。

昭和58年9月には中継槽を廃止し、組合まで直送しています。

5-3 し尿処理量の推移

年度 (和暦)	総人口 (人)	下水道人口 (人)	浄化槽人口 (人)	し尿人口 (人)	し尿収集量 (kL)	直営 (kL)	委託 (kL)	し尿槽清掃 (kL)
H24	138,278	138,269	—	9	65	—	65	52
H25	140,598	140,589	—	9	121	—	121	60
H26	142,108	142,108	—	9	91	—	91	65
H27	143,251	143,251	—	9	80	—	80	72
H28	143,864	143,864	—	9	74	—	74	83
H29	145,016	145,008	—	8	91	—	91	112
H30	146,128	146,122	—	6	81	—	81	167
R1	146,847	146,841	—	6	84	—	84	169
R2	147,677	147,677	—	5	73	—	73	130

※総人口には外国人登録人口を含む。

※し尿収集量には、仮設便所汲取量を含む。

資料6 食品ロス削減推進計画

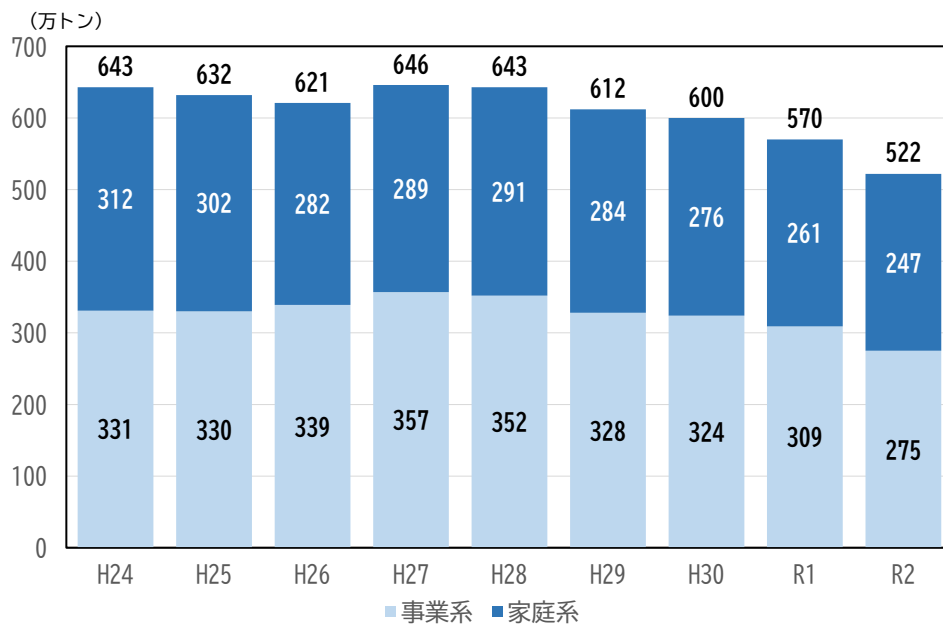
6-1 食品ロスの現状

1 国の食品ロス量の推移

食品ロス量の経年的な推移を見ると、平成 27（2015）年度には年間 646 万 t と推計されていましたが、令和 2（2020）年度には年間 522 万 t まで減少しました。このように 5 年ほどの間に約 2 割にあたる 124 万トン削減できましたが、総量ではいまだ 500 万トンを超え、国民一人 1 日当たり 100g 以上の食品ロスが発生しています。

カロリーベース総合食料自給率 37%の我が国では、食品ロスは貴重な資源の喪失であり、過剰に提供される料理の調理過程で使用するエネルギー資源が無駄になるとともに、食品の生産、輸送、調理、処分等の過程で排出される温室効果ガスが気候変動の要因にもなっているため、解決を図るべき重要な問題となっています。

図 6-1 我が国の食品ロス量の推移



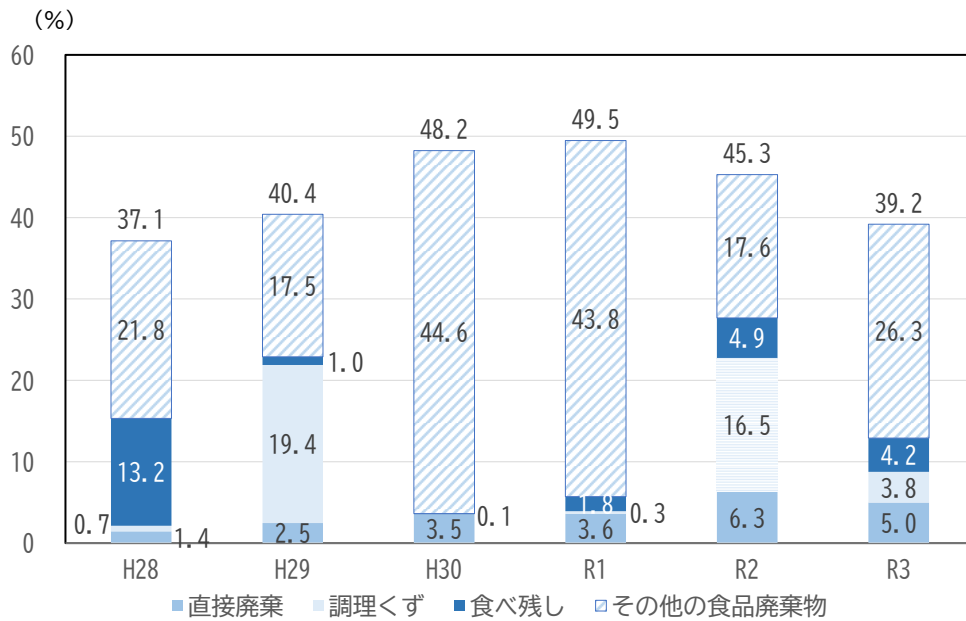
2 武蔵野市の食品廃棄物の推移

毎年実施している組成調査結果より、食品廃棄物の推移を整理しました。

家庭から排出される食品廃棄物の発生量は、燃やすごみのうち 37.1~49.5%を占めています。これを家庭から排出される燃やすごみ量に乗じると、年間 7,625~10,305t の食品廃棄物が排出されていることとなります。

また、図 6-2 に示す食品廃棄物のうち本市では、その他の食品廃棄物を除く直接廃棄、調理くず及び食べ残しが食品ロスに該当します。これらの割合は、平成 30 年度及び令和元年度を除くと 12.9~27.7%で、年間 2,729~5,981 t、市民 1 人あたりに換算すると 50.4~111.0g/人・日の食品ロスが発生していることとなります。

図 6-2 本市の燃やすごみ中の食品廃棄物の割合の推移



6-2 食品ロス削減に向けた国内の目標

1 国の目標

第四次循環社会形成推進基本計画（平成 30(2018)年 6 月）において、家庭系食品ロスを令和 12(2030)年までに平成 12(2000)年度の発生量から半減させる目標が設定され、同様に食品循環資源の再利用等の促進に関する基本方針(令和元(2019)年 7 月)において、事業系食品ロスについても半減させる目標が設定されています。

2 東京都の計画

食品関連事業者、消費者団体及び有識者が一堂に会した「東京都食品ロス削減パートナーシップ会議」から提出された食品ロス削減に向けた提言を踏まえ、食品ロス削減推進法に基づく「東京都食品ロス削減推進計画」を策定しています。

【食品ロス削減の推進に向けて】

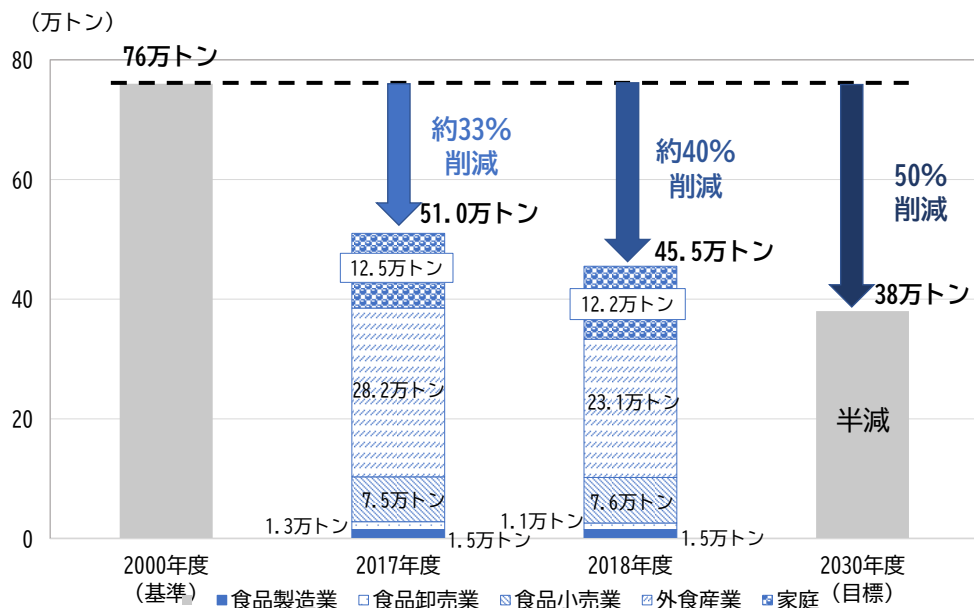
- 生産から消費に至るまでのあらゆる段階で発生している食品ロスは、資源の無駄だけでなく CO₂排出の面からも喫緊に取り組むべき課題である。
- 食品ロス削減推進法に基づく都の食品ロス削減推進計画を策定し、多岐にわたる食品ロス対策を着実に進めるため、事業者、消費者、行政等が緊密に連携を図り一丸となって取組を推進する。

【食品ロス発生量実質ゼロを目指して】

Goal（都が目指す 2050 年の姿）：食品ロス発生量実質ゼロ

Milestone（2030 年目標）：2000 年度と比較した食品ロス発生量半減

図 6-3 東京都の食品ロス発生量 2030 年目標との比較



【2030 年の目標達成に向けた主な施策】

■発生抑制（リデュース）を基調とした持続可能な循環型社会へ

(1) 家庭系の食品ロス削減

- ・食品ロスに関する正しい知識の理解促進、冷蔵庫のストックチェック等の食品ロス削減行動の習慣化などについて、オンライン等を活用して効果的に普及啓発を図る。

(2) 事業系の食品ロス削減

- ・食品ロス削減に知見を有するアドバイザーが飲食店等で助言するほか食品ロス削減につながる優良事例を共有する。

■先進技術を活用した食品ロスの削減

- ・ICT等を活用した高精度な需要予測の利用促進のほか、高度な包装・冷凍技術による食品のロングライフ化について、実証事業を通じて一層の開発・利用を促進する。

■フードサプライチェーンの連携した取組の推進

- ・商慣習の見直しの好事例を広く共有するほか、取組状況を消費者に対して発信する。

■未利用食品の有効活用の推進

- ・区市町村等の保有する防災備蓄食品とフードバンクをマッチングするシステムにより積極的に有効活用を図る。

■食品リサイクルの推進

- ・発生抑制等に最大限努めた上でも発生する食品ロスは、飼料化・肥料化等によるリサイクルを推進

【施策の進め方】

■東京都食品ロス削減パートナーシップ会議による連携

- ・同会議及び構成メンバーである関係団体等と連携し、多岐にわたる食品ロスの各施策を実効性ある形で進めていく。

■区市町村、九都県市等との連携

■持続可能な資源利用の実現に向けた環境学習の充実

- ・教育関係部署との連携や、子どもから大人まで幅広い世代への食育等を通じ、食品ロスに関する環境学習を充実する。

3 武蔵野市食育推進計画における目標設定（参考）

武蔵野市食育推進計画では、食生活・栄養に配慮している人の割合、朝食を毎日食べている人の割合など合わせ、食料廃棄を少なくする工夫をしている人の割合、市がクックパッドにレシピ・食情報を公開していることを知っている人の割合についても目標値を設定しています。

表 6-1 武蔵野市食育推進計画における目標値（関係分）

目標	現状値 (平成28 (2016) 年度)	目標値 (令和5 (2023) 年度)	参考
食料廃棄を少なくする工夫をしている人の割合	90.9%	95%	第3次食育推進基本計画 目標値 食品ロス削減のために何らかの行動 をしている国民の割合：80%以上
市がクックパッドにレシピ・食情報を公開していることを知っている人の割合	3.7%	10%	

資料7 市民会議委員及び活動内容

7-1 第8期武蔵野市廃棄物に関する市民会議委員（敬称略）

任期：令和4年2月6日～令和6年2月5日

区分	氏名	備考
学識経験者	山谷 修作	【委員長】 東洋大学名誉教授
	田口 誠	【副委員長】 成蹊大学経営学部教授
市民団体	西上原 節子	(前)武蔵野市ごみ減量協議会会長
	中村 充	武蔵野市コミュニティ研究連絡会
	志賀 和男	クリーンむさしのを推進する会
	村井 寿夫	武蔵野クリーンセンター運営協議会
公募市民	杉山 日菜子	公募委員
	長山 楓	公募委員
	三原 美菜子	公募委員
事業者	花俣 延博	武蔵野市商店会連合会会長
	稲垣 貴之	株式会社アトレ
	茂木 勉	株式会社いなげや
	加藤 慎次郎	株式会社加藤商事代表取締役
行政	朝生 剛	武蔵野市環境部長（令和4年10月16日まで）
	大塚 省人	武蔵野市環境部長（令和4年10月17日から）

7-2 廃棄物に関する市民会議の協議及び活動内容

回数	年月	内容
1	令和4年 3月25日(金)	1. 議事 (1) 会議の運営基準について (2) 市民会議の役割について (3) 武蔵野市一般廃棄物処理基本計画の策定スケジュールについて (4) 取組み・課題等に関する委員からの意見について (5) その他
2	令和4年 5月27日(金)	1. 議事 (1) 現計画の令和3年度取組の実施状況報告と令和4年度の取組予定について (2) 新計画の策定スケジュールの変更について (3) 新計画の基本理念・基本方針の検討について (4) 連携協定の締結(2事業者)について (5) その他
3	令和4年 7月22日(金)	1. 議事 (1) 新計画の基本理念、基本方針の検討結果について (2) 課題の抽出と整理について (3) 新計画の改訂の内容について (4) 食品ロス削減推進計画・生活排水処理基本計画について (5) その他
4	令和4年 9月26日(月)	1. 議事 (1) 一般廃棄物処理基本計画(素案)について ・計画策定期間について ・ごみ処理基本計画 基本方針について ・ごみ処理基本計画 計画目標について ・ごみ処理基本計画 施策の体系・展開について ・施設整備計画(名称変更)について (2) その他
5	令和4年 11月4日(金)	1. 議事 (1) 一般廃棄物処理基本計画(中間のまとめ案)について ・主な変更点について
パブリックコメント (令和4年12月15日(木)～令和5年1月12日(木))		
6	令和5年 2月13日(月)	1. 議事 (1) 一般廃棄物処理基本計画(最終案)について (2) 令和5年度の一般廃棄物処理実施計画の概要について (3) 令和5年度の市指定有料ごみ処理袋について (4) その他
策定(令和5年3月)		

資料8 パブリックコメント

募集期間：令和4年12月15日（木）～令和5年1月12日（木）

提出者数：5人（持参1人、メール4人）

意見件数：14件

施策に関するご意見・ご要望			
番号	基本施策	意見要旨	市の回答
1	1 ごみ・資源物の発生抑制・排出抑制	「●市は、事業者の店頭回収や新聞販売店の自主回収を、行政収集を補完する取組みとして位置付け、対象事業者を市ホームページ等でPRします。また、大規模事業所への立入検査等の機会を捉えて、事業者への働きかけ・提案を強化します。」を「拡充事業」としたことを評価し、期待する。 クリーンむさしのを推進する会でも「お店にかえそう！プラごみリサイクル」「お店にかえそうペットボトル」などの講演会やポスター掲示をしてきたが、行政の取組みにさみしさを感じていた。今後の市の取組みに期待する。	紙パック、新聞紙などの店頭回収や自主回収を行う事業者を令和4年度から市ホームページ等で紹介いたしました。今後も取組みを進めていきます。
2		ごみ排出量の中には集団回収分は含まれていない。つまり、集団回収が増えれば、排出量が減ることになる。では集団回収を増やせばいいのか。このままの集計方法でいいのか。	ごみ処理基本計画においては、以前より分別収集しているごみや資源を市民一人1日当たりの家庭ごみ排出量としています。そのため集計方法は変更いたしません。環境負荷低減のために一層の発生抑制が図られるよう、施策を展開していきます。
3		前回の市民会議で補助金額は適正な額となったとされる。しかし団体メンバー高齢化により、参加団体は減りつつある。集団回収を進めるのか、やめるのか、方向性が見えない。 P31にあるように「二重体制の解消にむけて整理」はどう進めるのか。	集団回収は行政収集を補完するシステムとして有益と考えられるため、今後も継続して実施されるよう市として支援していきます。ただ例えば一つのマンションで行政収集と集団回収が混在している状況などについては課題等が見受けられるため、その解消を目指していきます。
4	3 啓発の拡充	3R連続環境講座に関して、今後幅広い年代に面白さや、ごみ減量に大きく役立つことを積極的にPRし、仲間を増やしたい。それから次世代を見据えて、小中学生の理科教育や課外事業の一環としても進めたい。	ごみ減量に向けては3R環境講座等の学習機会の創出や、幅広い市民の方々への啓発が大切だと考えます。今後も啓発の充実、拡充を図っていきます。
5		令和4年1月に講座専用の畑であった緑町コンポストガーデン(72㎡)を市に返納せざるを得なかったため(現在はクリーンセンター屋上菜園の一角を借用中)、受講者のフォローや仲間を増やしたり、技術の伝承が進まない状況にある。講座専用の畑の調達をお願いしたい。	畑の活用には、地主(持ち主)の意向や法的な制約等も関係すると考えています。その活用については、今後も研究していきます。
6		集合住宅などでは折角生ごみ堆肥を作っても、使用する場がないため、断念する人も多い。その場として市民農園を活用することを提案したい。	生ごみたい肥の活用方法については、今後も研究していきます。

番号	基本施策	意見要旨	市の回答
7	3 啓発の拡充	<p>ごみ組成分析調査結果によると、燃やすごみのうち、ほぼ 50%が資源化できる厨芥類(生ごみ)となっている。生ごみの資源化は、2009 年より段ボールコンポストによる生ごみのたい肥化を開始し、多くの活動参加者・協力者を得ることができた。</p> <p>また、生ごみの拠点回収とたい肥化も進めてきた。現在まで続いているのは、クリーンセンターの生ごみたい肥場、境南ちびっこ農園(境南小教育農園)生ごみたい肥場、ぐっどういる境南(屋上菜園と生ごみたい肥化ボックス、いきいきサロン事業として)の3拠点である。最近1年で状況が大きく変わり、市内を走る鉄道会社、高齢者福祉施設「とらいふ武蔵野」、吉祥寺駅ビル「キラリナ」、福祉施設「わくらす」の4か所から、自主的にたい肥化と野菜づくりを進めたいと求めがあった。4か所の内キラリナは既に始まっており、とらいふ武蔵野、わくらすの2か所も近々にたい肥化の準備を始める予定である。</p> <p>これらの動きは個々に別々の動きをしているのではなく、部分的には連携が見られており、行政の一助があれば新たな展開も図れると思われる。キラリナでは若年層のメンバーによる活動が進められており、高齢者オンリーの活動からの脱却に関してヒントが得られればと思っている。</p>	<p>ごみ減量の観点から、市としても生ごみたい肥の取組みが広がっていることを必要なことと認識しています。市と協働する団体の独自活動としての取組みがさらに広がることを期待します。</p>
8		<p>3R連続環境講座と鉄道会社の二つは、畑の取得が不可欠となっている。市内の遊休土地を有効活用することを是非とも進めて頂きたいと切に念じている。</p>	<p>遊休地の活用には、地主(持ち主)の意向や法的な制約等も関係すると考えています。その活用については、今後も研究していきます。</p>
9		<p>令和4年7月に特別養護老人ホームとらいふ武蔵野よりバリアフリーガーデン(とらいふあーむ)の開設と技術支援の依頼があった。まずベジトラグ(大型プランター)での土作り、野菜作りからスタートし、順調に進んでいる。今後はたい肥化ボックスによる厨房残渣のたい肥化を進めていく予定である。最終的には厨房残渣全量のたい肥化を行う計画であるが、そのためには人力に頼らない自動化たい肥化装置が必要であり、その開発・設置に市として応援をお願いしたい。</p>	<p>本市としても生ごみたい肥の重要性は認識しておりますが、現時点では、装置の開発・設置について直接的な支援は困難と考えております。</p>
10		<p>家庭から出る食品ロスについてはP45の具体例行動に示されている通り、市民一人一人の自覚が必要だ。直接の効果ではないが、「生ごみたい肥場」での生ごみの拠点回収事業は、「大切な食物資源を有効利用していく」ことを実感させるものだ。「生ごみの回収拠点を増やす」ことは莫大な費用を必要としないので、啓発事業として少しずつ増やしていくべきと思う。</p>	<p>家庭からの食品ロス削減は市民の皆様のご協力あってのことと考えております。生ごみたい肥については、たい肥化後の使いみちや拠点運営のマンパワーの維持などの課題があり、今後も研究していきます。</p>

番号	基本施策	意見要旨	市の回答
11	4 ごみ処理の効率化	<p>令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行を踏まえ、プラスチック製品をプラスチック製容器包装と一括して資源回収した場合の温室効果ガス排出量や費用等の変化について「●プラスチック使用製品を一括回収し、資源化することで、燃やすごみ中のプラスチックが減少する効果により、二酸化炭素排出量は300t/年程度減少すると試算。●収集運搬に要する費用の増加分、プラスチック使用製品の資源化に要する費用、及び発電量を補うための燃料費等により、総費用が109百万円ほど増加すると試算されています。」と、分かりやすい試算がされている。</p> <p>ただ、実際に進めていくには検討すべき点如山積みで、市外業者に委託している武蔵野市ではどう対応していくか、大きな難題だ。</p> <p>プラ製品には複合素材も多く、またリチウム電池を使用した製品もある。一括回収した後の選別には膨大な手間と費用が掛かる。いつどうやって始めていくか、慎重な検討が必要だ。まずはバケツや洗面器、単一素材のおもちゃ等、分かりやすいものから、プラ容器とともに回収していくなど、工夫が必要だと思われる。</p>	<p>ご指摘のとおり、プラスチック一括回収に準じた収集には多くの課題がありますが、新法施行の趣旨を踏まえれば地方自治体として分別に取り組み、プラごみの減量を進める必要があります。トータルな視点で検討を行い、まずは一つ一つの課題を明らかにしていきます。</p>
12		<p>市内のスーパーマーケットで ペットボトル粉砕機があるところがある。</p> <p>粉砕すると容量が減るので運搬の際の二酸化炭素削減になると考え、粉砕機の設置に行政の後押しをお願いしたい。</p>	<p>ペットボトル粉砕機の導入によりCO2削減の効果等が期待される可能性はありますが、現時点では支援等の予定はございません。</p>
13		<p>他市に、少しでもプラスチック容器を削減するため、買い物客が容器を持参して、それに商品を入れて買い物をする店がある。</p> <p>市内にそのような店を誘致してEcoパートナーに加えてほしい。</p>	<p>ご意見を参考にさせていただき、EcoパートナーのPRを進めていきます。</p>
14		<p>海洋プラスチック汚染マイクロプラスチック問題が話題になって10年。テレビ等を通して広く国民にも知られ、近年魚を通して人体にも影響を与えているのではないかと研究も進んでいるようだ。</p> <p>「プラスチック資源循環法」により市でも取り組んでいるようだが、回収量が増えてコストや環境負荷が大きくなることはあきらかである。</p> <p>①プラスチック製品を木製や金属製あるいは紙にかえていく ②容器持参で買い物する ③はだか売りの野菜や果物を買う</p> <p>など一例をあげたが、小さな行動の積み重ねで効果をあげていくしかないのではないかと。</p> <p>そのために市民・市民団体、事業者(スーパー)、行政で協力して様々な知恵を出しあい、情報を集めて市民にきめこまかくていねいに続けていくことが大切である。みんなでがんばろう！</p>	<p>基本方針にもあるとおり、ごみ減量を進めるにあたっては市民・市民団体、事業者、行政の連携は大変重要であると認識しております。今後も引き続き市民の皆様に対する情報共有の拡充を図るなど、各関係者との連携について検討していきます。</p>

武蔵野市一般廃棄物処理基本計画

【令和5年度～14年度】
(2023～2032)

令和5年3月

発行：武蔵野市環境部ごみ総合対策課
〒180-0012 東京都武蔵野市緑町3丁目1番5号
武蔵野クリーンセンター内
TEL 0422-60-1802 FAX 0422-51-9950
E メール：sec-gomitaisaku@city.musashino.lg.jp